

第2次豊橋市廃棄物総合計画 改訂版

豊橋市

目 次

第1部 豊橋市廃棄物総合計画	
第1節 策定の趣旨	6
第2節 位置付け	7
第3節 計画期間	8
第4節 計画の体系	9
第5節 計画の推進	10
第2部 一般廃棄物処理基本計画	
計画の概要	12
〈ごみ処理部門〉	
第1章 現状の認識	14
第1節 前期の主な取組内容	17
第2節 目標の達成状況	22
第3節 主な課題	28
第2章 基本方針と目標	30
第1節 基本方針	30
第2節 目標	32
第3章 基本方針に基づく基本施策	40
基本施策1 ごみ減量の推進	41
基本施策2 資源化の促進	44
基本施策3 安定的なごみ処理	47
基本施策4 災害廃棄物への即応力	50
基本施策5 三者の協働と適正処理の徹底	51
第4章 事業計画	55
〈生活排水処理部門〉	
第1章 現状の認識	58
第1節 前期の主な取組内容	59
第2節 目標の達成状況	61
第3節 主な課題	66
第2章 基本方針と目標	67
第1節 基本方針	67
第2節 目標	67
第3章 基本方針に基づく基本施策	70
基本施策1 生活排水処理施設等の適正な整備・利用の推進	71
基本施策2 浄化槽の適正管理の推進	72
第4章 事業計画	73

第3部 産業廃棄物処理基本計画	
計画の概要	75
第1章 現状の認識	76
第1節 前期の主な取組内容	81
第2節 目標の達成状況	84
第3節 主な課題	87
第2章 基本方針と目標	89
第1節 基本方針	89
第2節 目標	91
第3章 基本方針に基づく基本施策	95
基本施策1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進	96
基本施策2 循環的利用の促進	97
基本施策3 優良な排出事業者・処理業者の育成	99
第4章 関係者の主な役割	102
第5章 事業計画	104
資料編	
〈一般廃棄物処理基本計画〉	
第1章 ごみ処理の現況	106
第1節 ごみの分別区分	106
第2節 ごみの処理体制	107
第3節 ごみの処理施設	110
第2章 生活排水処理の現況	118
第1節 生活排水の処理体制	118
第2節 生活排水の処理施設	120
用語集	123

第 1 部 豊橋市廃棄物総合計画

第1節 策定の趣旨

本市は「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、530（ゴミゼロ）運動発祥の地として環境に配慮したまちづくりを推進してきました。

一般廃棄物については、ごみの適正処理の推進を目的とした指定ごみ袋制度の導入や資源の有効利用の推進を目的とした生ごみの分別収集とリサイクルの開始、地域資源回収の活性化、出前講座や説明会を通じた環境教育、焼却施設から発生するスラグの有効利用など、ごみの減量とリサイクルに努め最終処分場の負荷軽減を図ってきました。

産業廃棄物については、豊かで安心して暮らせる社会の構築に向け市民・事業者と連携して、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、適正処理の推進に取り組んできました。

その結果、廃棄物の排出量は大きく減少し、リサイクル率も上昇するなど、良い傾向を示しています。

その一方で、国が推進する「持続可能な開発目標（SDGs）」において「廃棄物の発生を減らす」や「食品ロスを減らす」が目標達成のためのターゲットに位置付けられるなど、地方自治体においても、廃棄物に関する様々な課題へのさらなる積極的な取組が強く求められています。

また、SDGs を背景に世界的な潮流となっている使い捨てプラスチックの削減や、わが国において大きな課題となっている少子化・高齢化社会の深刻化に対する取組も同様に求められています。

このような状況を踏まえ、本市における廃棄物の課題について総合的かつ効果的に取り組むために、2021（令和3）年3月に、本市の廃棄物行政の方向性を示す「第2次豊橋市廃棄物総合計画」を策定しました。

今回の改訂は、計画の前期間間の取組やごみ処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、見直しを行うものです。

第2節 位置付け

本計画の上位計画である「第3次豊橋市環境基本計画」では、「効果的・効率的に資源を循環する」を環境目標の一つに掲げ、環境施策を推進していくこととしています。

本計画は「第3次豊橋市環境基本計画」の趣旨に沿うとともに、循環型社会の形成に関する施策を推進することを目的とした「循環型社会形成推進基本法」などの関係法令を踏まえた理念等、廃棄物行政に関する総合的な方向性を示す計画として位置付けられるものです。

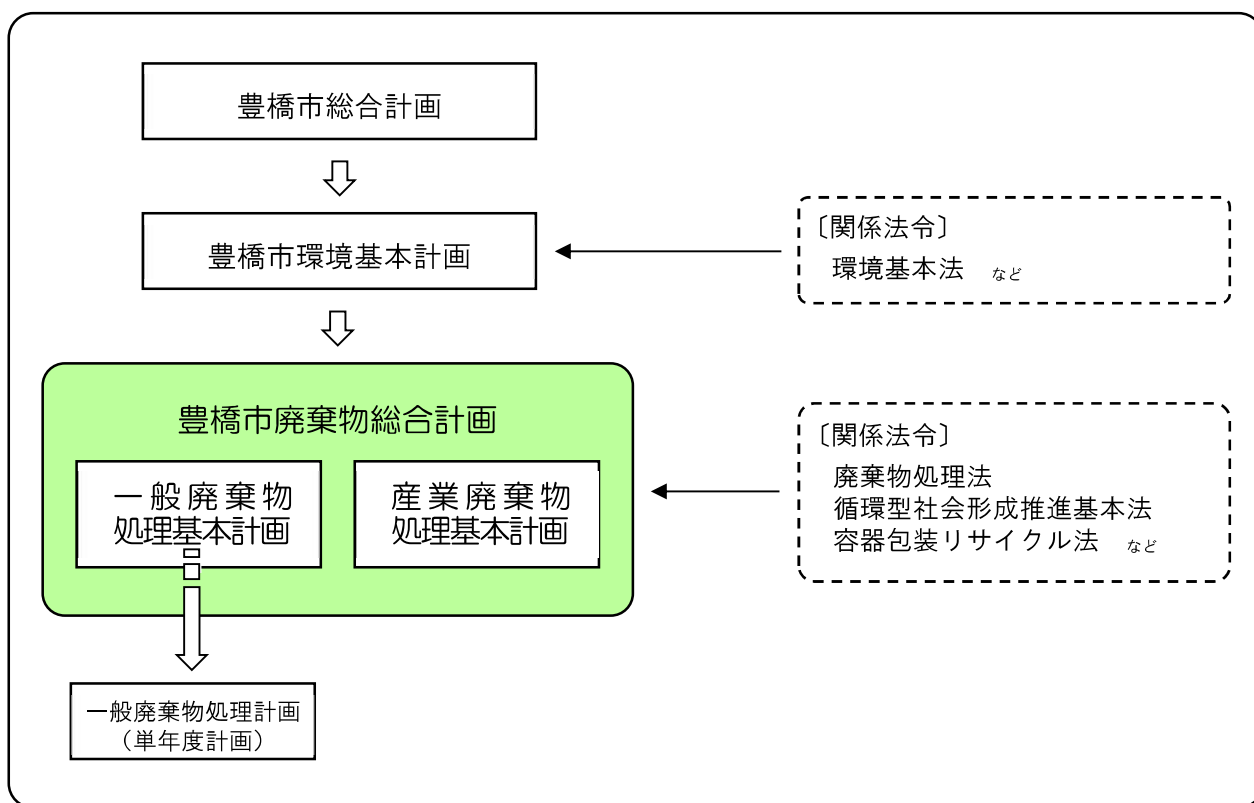


図 1-1: 本計画の位置付け

なお、本計画の対象とする廃棄物は、次に示す一般廃棄物及び産業廃棄物です。

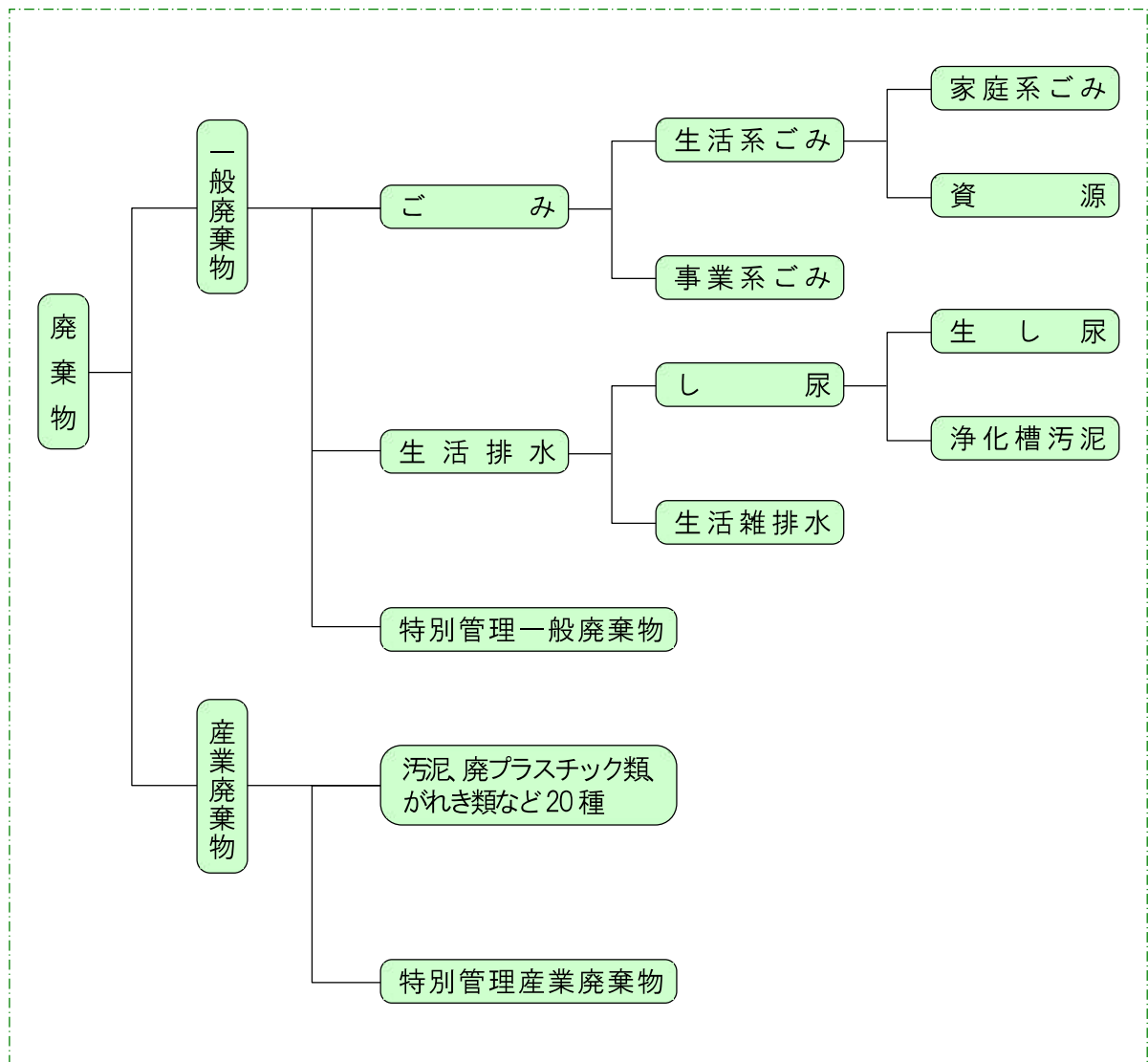


図 1-2: 本計画の対象とする廃棄物

第3節 計画期間

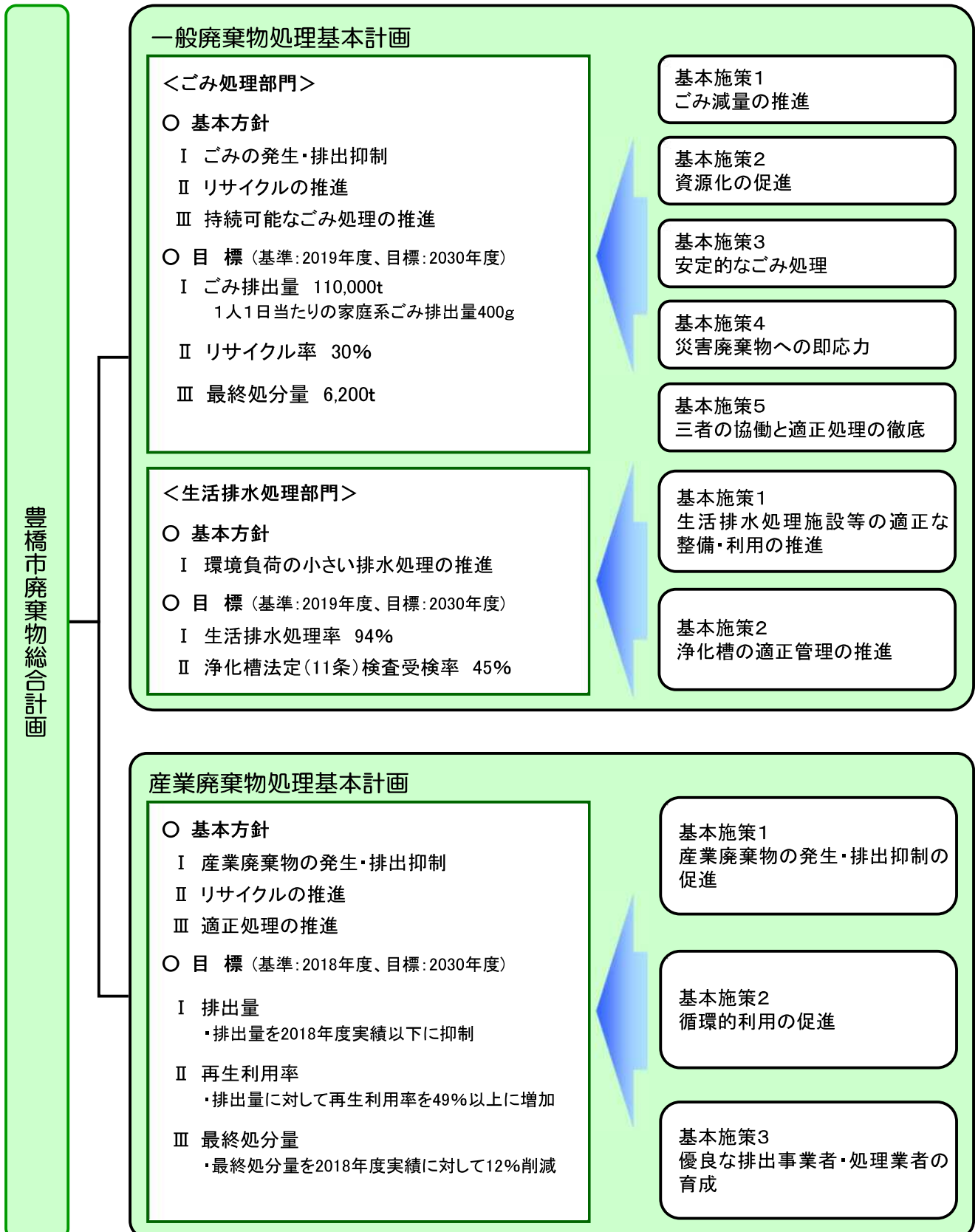
本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

今回の改訂は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間における取組の見直しを行うものです。

第4節 計画の体系

本計画は、一般廃棄物処理基本計画と産業廃棄物処理基本計画から構成されており、その体系を次に示します。

第2次豊橋市廃棄物総合計画の体系



第5節 計画の推進

5-1 推進方法

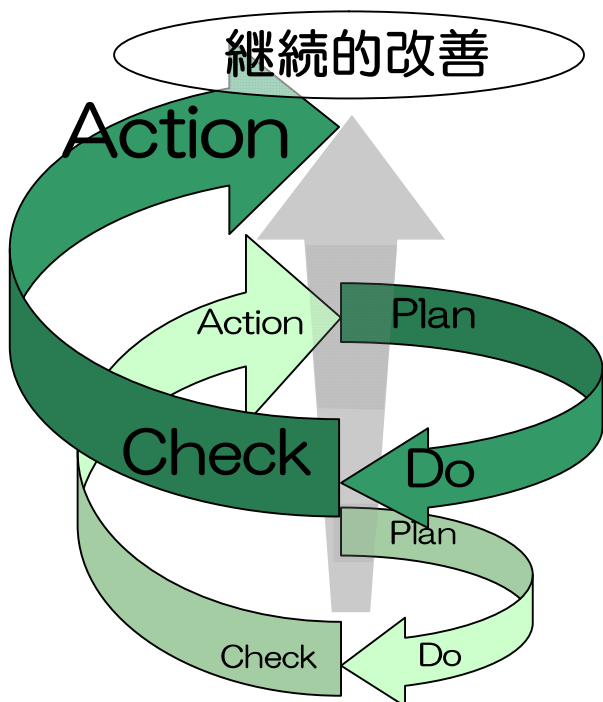
本計画に掲げた目標の達成に向けては、行政はもとより市民、事業者のなお一層の取組が必要です。そこで、廃棄物の適正処理を推進するとともに、発生抑制や再生利用の推進について、市民や事業者の理解・協力を得ながら行動を促していくこととします。

こうしたことから、本計画に掲げた基本施策の総合的かつ計画的な推進について、環境審議会からの助言を受けるとともに、530運動環境協議会の活動をはじめとする市民・事業者・行政による協働事業や地域資源回収をはじめとする地域との協力を進め、さらに市民、事業者などからの意見を反映し計画を推進します。

5-2 進行管理

本計画を効果的・効率的に推進していくために、計画の目的や目標を市民や事業者、関係団体などと共有し、連携を図りながら目標の達成を目指します。

また、それぞれの目標値や具体的取組の進捗状況を随時把握し、それらの進行管理と定期的な点検を通じて、概ね5年を目途に計画全体の評価と見直しを行います。



Plan (計画)	豊橋市廃棄物総合計画において、目標を定めた計画を策定し、概ね5年を目途に改訂する。
Do (実行)	市民・事業者・行政のパートナーシップにより計画を推進する。
Check (点検・評価)	取組内容について点検・評価を行い、環境審議会などで目標に関して報告を行う。
Action (見直し)	定期的に取り組内容を改善する。

第 2 部 一般廃棄物処理基本計画

計画の概要

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、本市の区域内における一般廃棄物の処理について、基本的事項及び方針を定めたものです。

一般廃棄物処理基本計画

〈ごみ処理部門〉

- 基本方針
 - I ごみの発生・排出抑制
 - II リサイクルの推進
 - III 持続可能なごみ処理の推進
- 目標（基準：2019（令和元）年度、目標：2030（令和12）年度）
 - I ごみ排出量 110,000 t
→ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 400 g
 - II リサイクル率 30%
 - III 最終処分量 6,200 t
- 基本施策
 - 1 ごみ減量の推進
 - 2 資源化の促進
 - 3 安定的なごみ処理
 - 4 災害廃棄物への即応力
 - 5 三者の協働と適正処理の徹底

〈生活排水処理部門〉

- 基本方針
 - I 環境負荷の小さい排水処理の推進
- 目標（基準：2019（令和元）年度、目標：2030（令和12）年度）
 - I 生活排水処理率 94%
 - II 浄化槽法定（11条）検査受検率 45%
- 基本施策
 - 1 生活排水処理施設等の適正な整備・利用の推進
 - 2 浄化槽の適正管理の推進

〈ごみ処理部門〉

第1章 現状の認識

本市では、持続可能な循環型社会の実現を目指して、ごみの分別収集や資源回収拠点の設置、ごみ焼却施設における熱分解・高温燃焼溶融炉の導入、バイオマス資源としての生ごみ、し尿・浄化槽汚泥の利活用などにより資源化量の拡大と環境負荷の少ないごみ処理を進め、ごみ減量やリサイクルの推進を図るとともに、指定ごみ袋制度の導入や不法投棄の監視などによるごみの適正処理の推進に努めてきました。

これまでの継続した取組により、2015（平成27）年度以前はごみの排出量と最終処分量は緩やかに減少し、リサイクル率は18%前後で推移していましたが、2016（平成28）年度以降の大きな制度変更により、ごみの排出抑制とリサイクルが進み、排出量が大きく減少するとともにリサイクル率も上昇し、その結果として2018（平成30）年度には最終処分量も大きく減少しました。

しかし、事業系ごみの排出量に長期的な変化は見られず、その後の地域資源回収量の減少やスラグと剪定枝チップの有効利用量の伸び悩みなどから、リサイクル率は2019（令和元）年度以降減少傾向にあります。

一方で、2028（令和10）年稼働予定の新焼却炉での処理によりリサイクル率の向上及び最終処分量の減少が図られると考えられ、将来のごみ排出量は2030（令和12）年度に約111,300 t、リサイクル率は25%、最終処分量は約6,400 t となることが見込まれます。

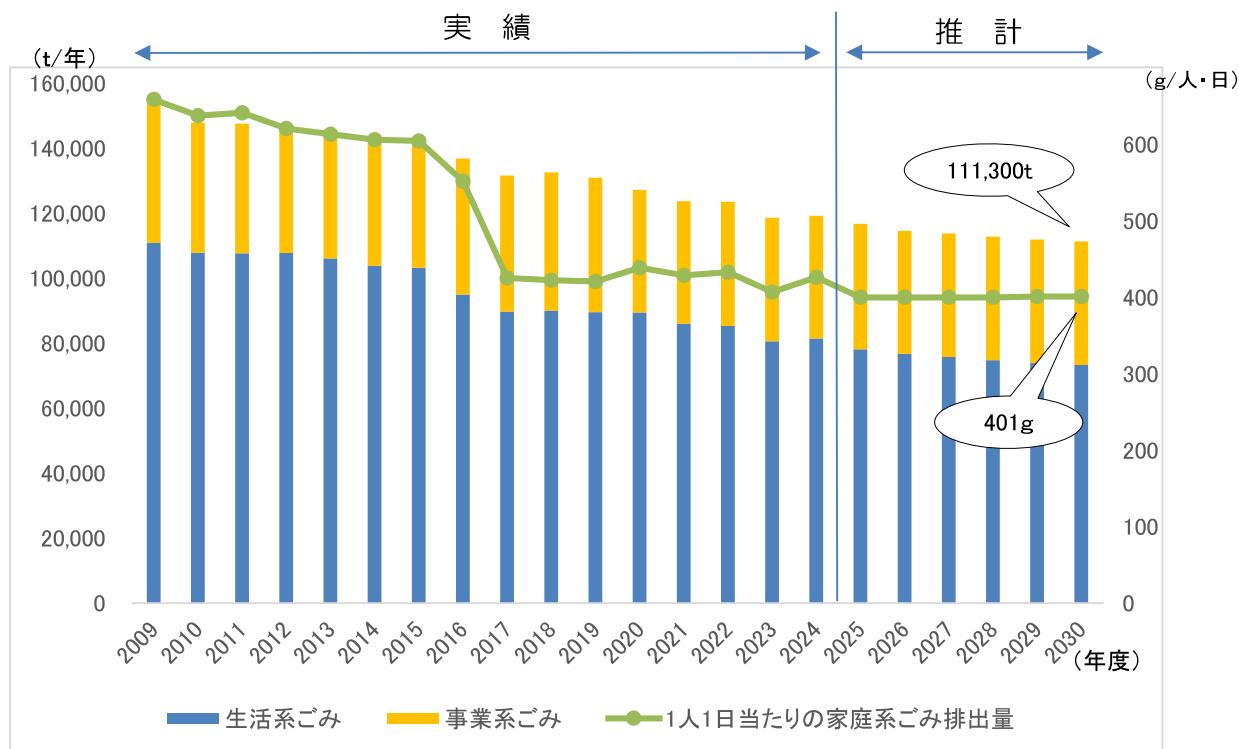


図 2-1: ごみの排出状況の推移と推計

注 1: 2025(令和 7)年度以降の推計は過去の傾向が今後も継続することを前提に、2014(平成 26)年度から 2024(令和 6)年度までの実績を基に行いました(以下同じ。)

注 2: 2024(令和 6)年度の実績は速報値です(以下同じ。)

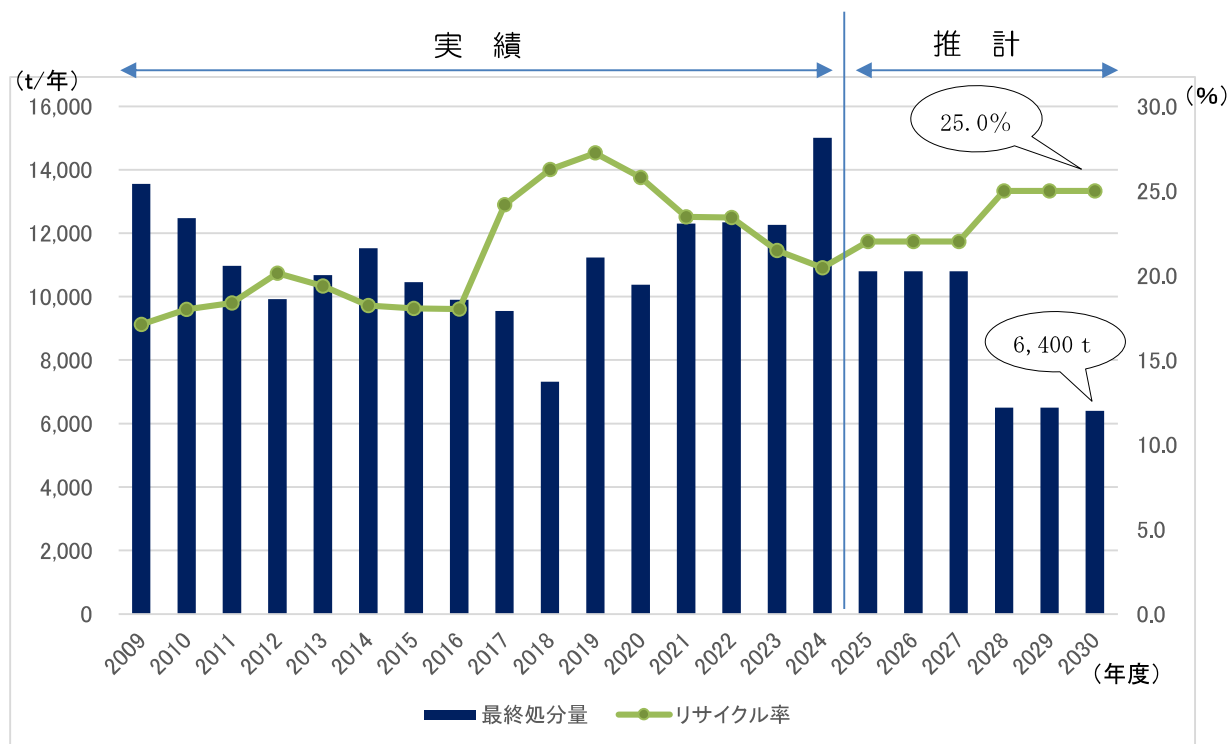


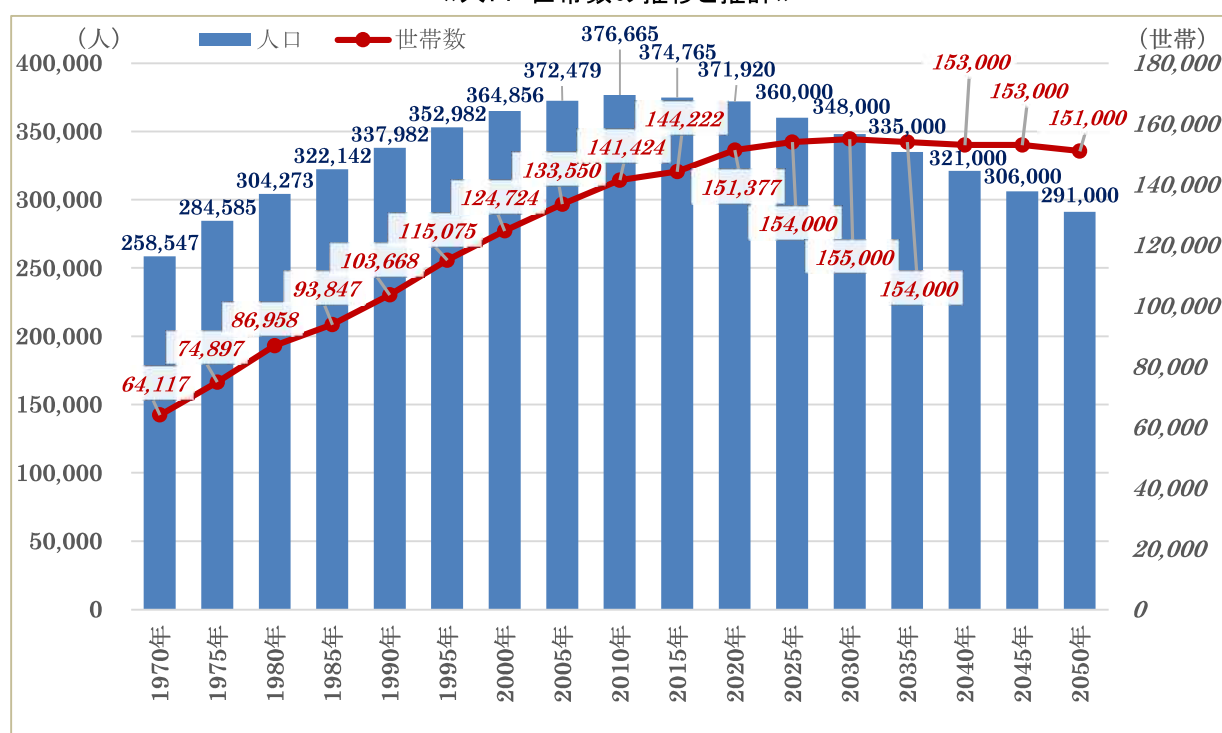
図 2-2: リサイクル率と最終処分量の推移と推計

参 考

本市の人口は市制が施行された1906（明治39）年から100年余りでおおよそ10倍にまで増加し2010（平成22）年には376,665人に達しましたが、その後10年間で約4,700人減少し、2020（令和2）年には371,920人となりました。

また、本市の自然動態や社会動態といった人口変動の状況を踏まえ、2025（令和7）年以降の将来人口を推計すると、計画の最終年である2030（令和12）年には348,000人まで減少する見込みとなりました。

《人口・世帯数の推移と推計》



※2020（令和2）年までは国勢調査の実績値。2025（令和7）年以降は第6次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値（コーホート要因法）

第1節 前期の主な取組内容

1-1 ごみ減量の推進（基本施策1）

（1）530市民の育成

ごみの分別クイズをはじめとする幼児対象の環境教育、ごみの分別や収集について学ぶ小学生対象の訪問授業などを通じて、本市のごみ処理の状況やごみ減量・リサイクルの啓発を行っています。

《2024（令和6）年度の実績》

- 幼児環境教育の実施（55園、4,000人）
- 小学校への訪問授業（52校、3,508人）
- 自治会等への出前講座の実施（546人）
- 環境フェスタの開催（参加者 約11,000人）

（2）効果的な情報発信の推進

様々な市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するために、ホームページや広報などの充実を図り効果的な情報提供に努めるとともに、アプリやSNSなど、新たな情報ツールや情報内容の拡充を行いました。

（3）食品ロス削減の推進

食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」を出さない生活スタイルの普及やフードバンクなどの取組を推進しました。

《主な啓発》

- 飲食店や小売店における食品ロス削減や家庭における食品ロス削減への啓発品の配布
- 中央図書館と連携した図書館企画展でのパネル展示
- SNSや窓口案内表示盤での情報発信
- 関係課と連携した環境フェスタへの出展

1-2 資源化の促進（基本施策2）

（1）古紙のリサイクル推進

もやすごみの約2割を占めるリサイクル可能な古紙、中でもその約半分を占める雑がみについて、雑がみ分別袋の配布やごみ分別促進アプリなどを活用した広報活動を通して資源化を呼びかけるとともに、「雑がみは資源」という意識を市民へ浸透させることで、古紙の分別、資源化の推進に努めました。

《主な取組》

- 雑がみ分別お試し袋の配布（新デザイン・2022（令和4）年度～）
- 雑がみ回収ボックス（地域資源回収用）の貸出
- 環境センターでの古紙直接持込の受入

（2）生ごみのリサイクル推進

本市では、2017（平成29）年度から厨芥類（生ごみ）をごみステーションで分別収集し、バイオマス資源として利活用する生ごみリサイクルを推進しています。

しかし、依然としてもやすごみの中にまだ多くの厨芥類が含まれていることから、市民に対し生ごみへの分別徹底を呼びかけ、さらなるリサイクルの推進に努めました。

（3）リユースの推進

壊れていないにもかかわらず処分される家具や生活雑貨などのリユースを推進するため、市民自らが気軽にリユースに取り組むことができる仕組みづくりに努めました。

《主な取組》

- 家具等再生品展示販売会の実施
- 民間事業者と「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結
- 地域情報サイトでのリユース品の販売

1-3 安定的なごみ処理（基本施策3）

（1）超高齢社会に適応したごみの収集

福祉部局や地域とも連携し、ごみステーションへのごみの持ち出しが困難な高齢者等の世帯を対象に、ごみを戸別収集する「ふれあい収集」を継続して推進するなど、福祉的要素を含んだごみの収集に取り組みました。

《2024（令和6）年度の実績》

- ふれあい収集登録世帯 521世帯

（2）ごみ搬入車両の増加対策

資源化センターへごみを直接搬入する自家用車の増加による日常的な周辺道路の渋滞の解消に向け、受入れ体制の円滑化のほか、2023（令和5）年4月に「家庭ごみコールセンター」を開設し、家庭ごみの問合せ・資源化センター等への家庭ごみの直接搬入予約・大きなごみ戸別収集予約について対応する体制を作りました。

（3）適正処理困難物の適切な指定

適正処理困難物として指定していたモバイルバッテリー等の充電式電池について、2024（令和6）年10月から「危険ごみ」として収集を開始するとともに、使い捨ての電池や充電式電池が取り外せない小型家電は「こわすごみ」から「危険ごみ」に分別を変更しました。

1-4 災害廃棄物への即応力（基本施策4）

（1）計画及びマニュアル等の整備

「豊橋市災害廃棄物処理計画」の適切な運用管理に努めるとともに、災害発生直後を想定した初動マニュアル等の整備を通じて、災害廃棄物への即応力の強化に努めました。

（2）廃棄物処理関係団体等との連携

廃棄物処理事業者やリース事業者など多様な民間事業者との連携強化に努め、災害廃棄物処理への支援体制の強化を図りました。

《2024（令和6）年度の実績》

- 協定締結団体及び災害廃棄物関係部局による仮置場実地訓練の実施

（3）市民への周知啓発

災害発生時において、災害廃棄物を円滑に処理できるよう、災害廃棄物の処理に関するルールを窓口案内表示盤で放映するなど、平時から市民に周知啓発しました。

《2024（令和6）年度の実績》

- 「ちずみる豊橋」に仮置場及び集積場候補地を掲載
- 窓口案内表示盤での啓発情報放映

1-5 三者の協働と適正処理の徹底（基本施策5）

（1）530運動の推進

「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、市民・事業者・行政が一体となって環境実践活動に取り組み、環境に配慮したまちづくりの実現を目指しました。

《主な取組》

- 530運動実践活動の実施（春・秋）
- 530のまち環境フェスタの開催
- クリーンアップ大作戦の実施
- デジタルサイネージを活用したポイ捨て禁止等の情報発信

（2）不良な生活環境への対策

相談に基づく現地調査や、生活環境保全審議会や不良な生活環境の解消に係る対策会議において学識経験者の方々や庁内関係部局の職員と意見交換等を実施するなど、市民・団体・行政が協力し、いわゆるごみ屋敷や草木の繁茂などの不良な生活環境の解消に努めました。

第2節 目標の達成状況

2021（令和3）年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理部門）では、ごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進、持続可能なごみ処理の推進の三つを基本方針として次のように目標を設定しました。

目 標（基準：2019（令和元）年度、目標：2030（令和12）年度）

- I ごみ排出量 120,000 t
→ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 400 g
- II リサイクル率 30%
- III 最終処分量 6,200 t

この目標についての達成状況を次に示します。

表 2-1: 2024(令和6)年度における目標の達成状況

項 目	2019 年度 実績(基準)	2024 年度 実績	2030 年度 (目標)
ごみ排出量	130,925t	119,143t	120,000t
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	421g	426g	400g
リサイクル率	27.2%	20.5%	30.0%
最終処分量	11,228t*	15,000t	6,200t

*: 焼却施設の故障により仮埋立てをしたもやすごみの、掘起し・焼却処分による影響を含みます。

2-1 ごみ排出量

【目標】ごみ排出量 120,000 t

→ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 400 g

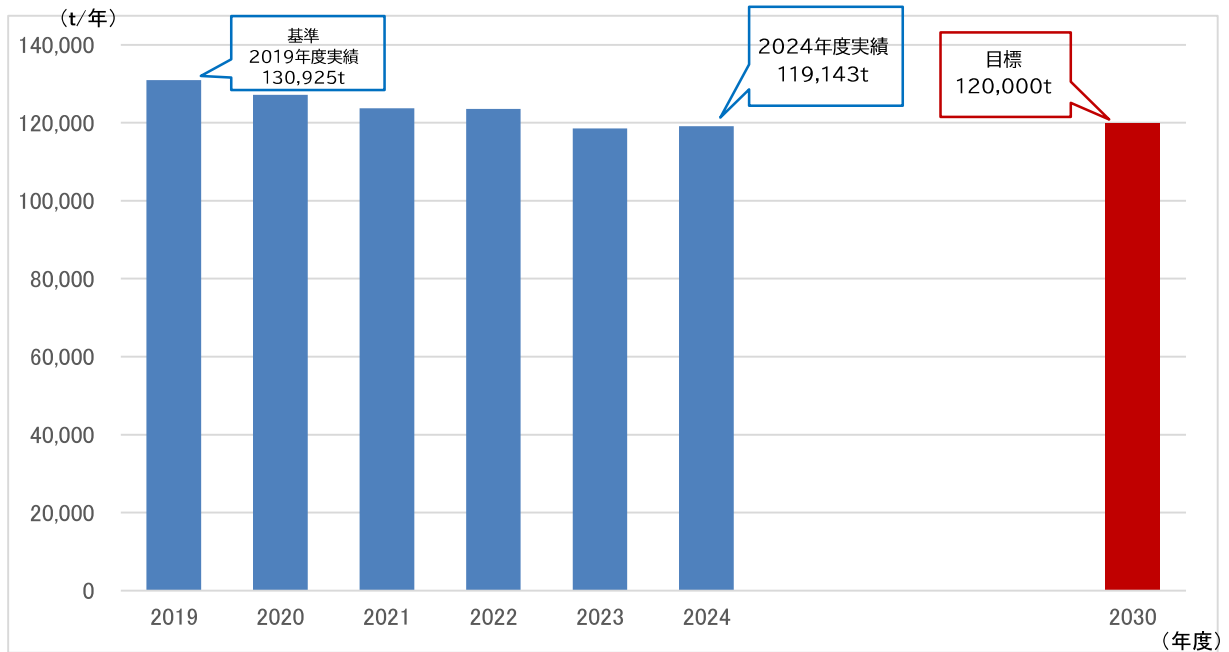


図 2-3:ごみ排出量の推移

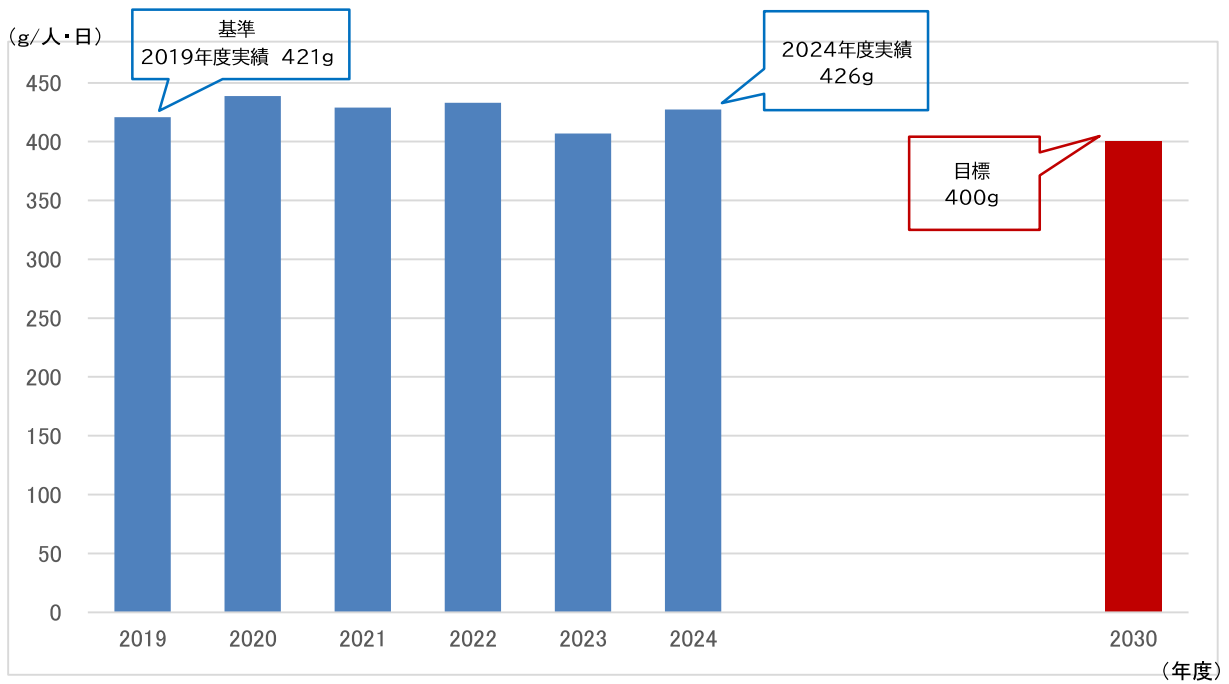


図 2-4:1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

2024（令和6）年度におけるごみの排出量は119,143 t で、2019（令和元）年度（基

準年) に比べ11,782 t 減少しました。

また、2024(令和6)年度における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は426gで、2019(令和元)年度に比べて5g増加しました。

2025(令和7)年以降の将来人口の推計により人口の減少が見込まれることから、ごみ排出量は今後も減少していくことが予想されます。また、災害廃棄物の発生量の増加を除けば、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は減少する見込みです。目標達成に向け、リデュース・リユースに関する取組やリサイクル推進体制の充実などを通じ、さらなるごみの減量を目指します。

2-2 リサイクル率

【目標】リサイクル率 30%

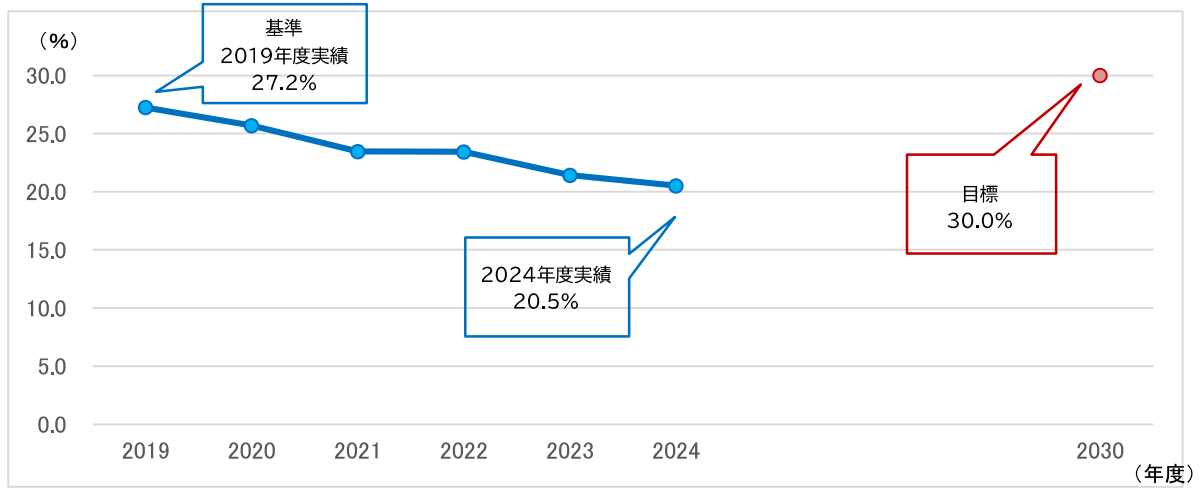


図 2-5:リサイクル率の推移

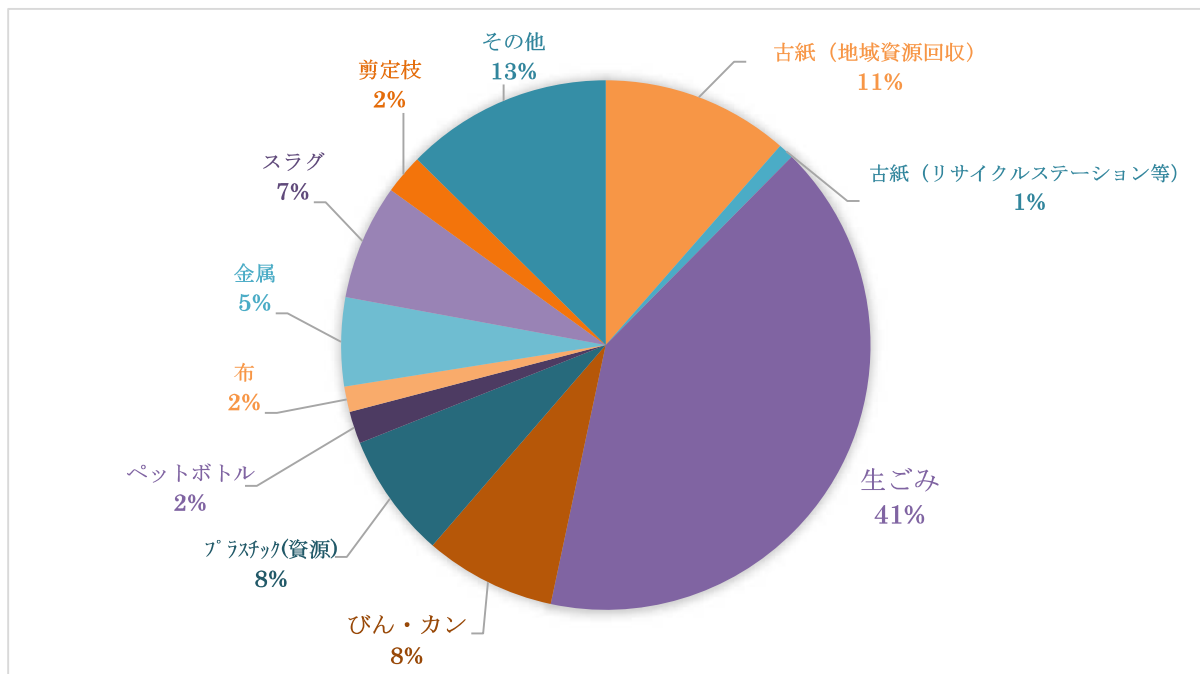


図 2-6: 2024(令和6)年度の資源化量の内訳(総量 35,670t)

2024(令和6)年度におけるリサイクル率(ごみ排出量に対する資源化量の割合)は20.5%で、基準年である2019(令和元)年度と比べ6.7ポイント減少しました。

リサイクル率は年々減少しており、特に、2023（令和5）年度と2024（令和6）年度については、2023（令和5）年6月の豪雨による災害廃棄物の処理に伴い大きく減少しています。

本市の資源化量の中で大きな割合を占めるのは、生ごみと地域資源回収で集められる古紙等の資源ですが、生ごみと地域資源回収量は年々減少傾向にあり、また、焼却処理により発生するスラグや剪定枝チップについても、十分な量を有効利用できていない状況です。

一方で、2028（令和10）年稼働予定の新焼却炉での処理により、リサイクル率は増加していくと考えられます。目標を達成するためには、従来の資源物の回収とリサイクルの強化と併せて、新たな資源の掘り起こしに取り組む必要があります。

2-3 最終処分量

【目標】最終処分量 6,200 t

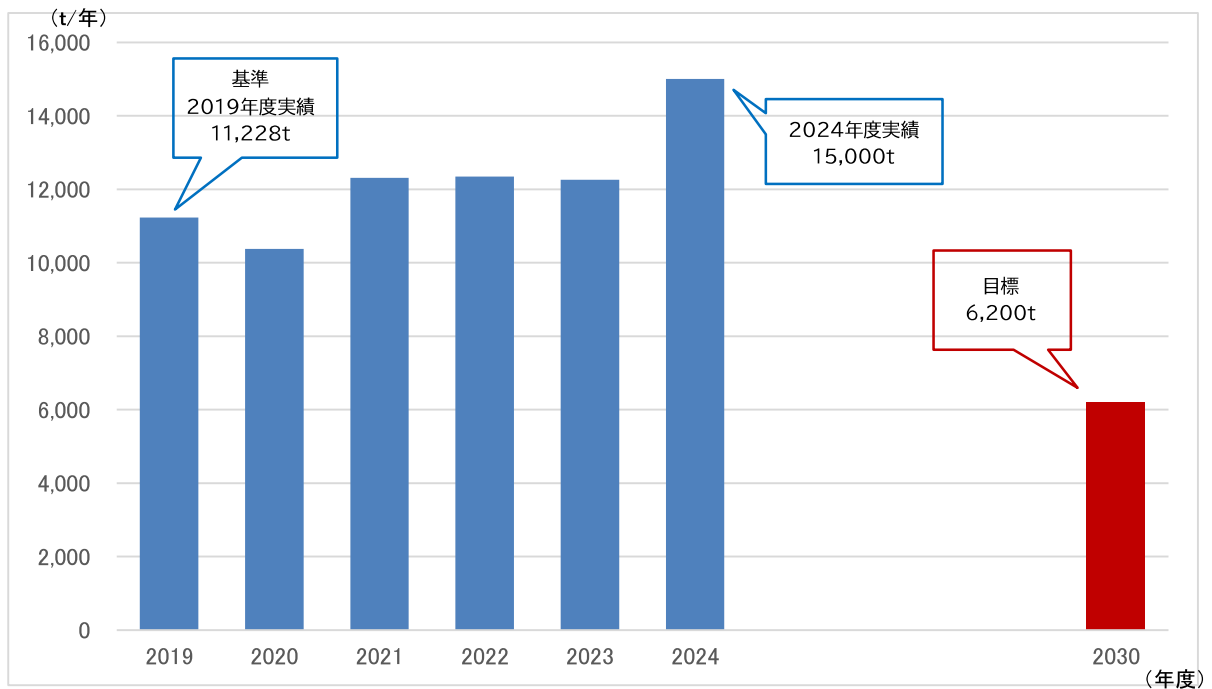


図 2-7: 最終処分量の推移

注 1: 2019(令和元)年度の最終処分量は、焼却施設の故障に伴い仮埋立てをしたもやごみの掘起し・焼却処分による焼却処理量の増加に起因した焼却残渣量の増加による影響を含みます(以下同じ。)

2024(令和6)年度における最終処分量は15,000 tで、基準年である2019(令和元)年度に比べて3,772 t増加しました。2023(令和5)年6月の豪雨による災害廃棄物の最終処分場への直接搬入が増加したことが主な要因であるものの、その他の年度も10,000 tから12,000 tで推移しています。

一方で、2028(令和10)年稼働予定の新焼却炉での処理により、最終処分量は減少していくと考えられます。目標を達成するには、大幅なごみの減量とリサイクル率の上昇に取り組む必要があります。

第3節 主な課題

- **食品ロスや使い捨てプラスチックの削減**

SDGs を背景とした、国内外における食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの削減に対する社会的関心の高まりを受け、これらの推進に向けた取組が必要です。

- **ごみ処理コストの抑制**

これまであまり注目されることのなかったごみ処理にかかる経費について、市民への意識付けや、ごみ減量とリサイクル推進の効果としてのごみ処理コストの抑制に向けた取組が必要です。

- **分別の徹底によるリサイクルの推進**

地域資源回収量の減少やスラグと剪定枝チップの有効利用量の低迷など、リサイクルの推進に影を落とす傾向に加え、分別すればリサイクルできる古紙や生ごみなどの資源が、依然としてもやすごみとして排出されており、それらの分別の徹底によるリサイクルの推進に向けた取組が必要です。

- **持続可能なごみ処理の推進**

適正処理の徹底、環境に配慮した収集の実施、老朽化が進む既存のごみ処理施設の適切な運転管理と環境負荷の少ない新たな施設への計画的な更新、最終処分場の延命など、未来へつながるごみ処理の推進に向けた取組が必要です。

- **少子化・高齢化社会に対応したごみ処理の推進**

深刻化する少子化・高齢化社会に対応した、福祉的な視点をあわせ持つごみ処理の推進が必要です。

- **災害廃棄物への対応力の強化**

激甚化する自然災害を背景にした、災害時におけるごみの処理に対する関心の高まりを踏まえ、災害廃棄物への対応力の強化が必要です。



ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する

ターゲット12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる。



ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

ターゲット14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

出典: 外務省ホームページ

図 2-8: 持続可能な開発目標(SDGs)

第 2 章 基本方針と目標

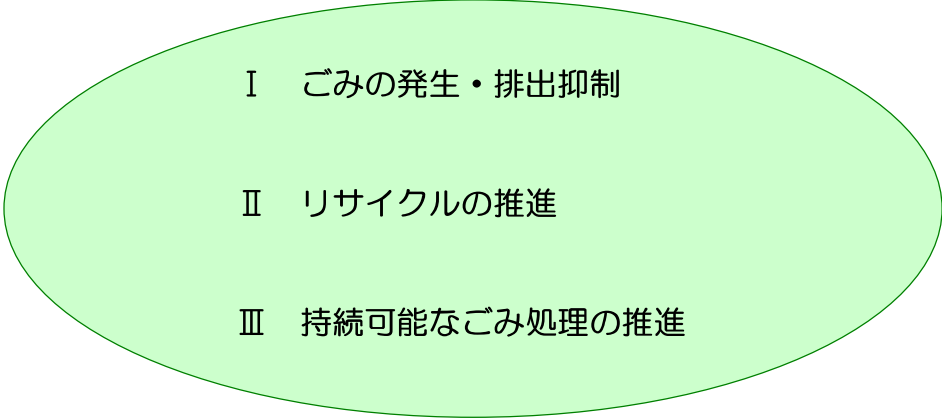
第 1 節 基本方針

持続可能な循環型社会の実現に向けたごみの減量とリサイクルの推進は、食品ロス削減やプラスチックごみ削減などの世界共通の課題や少子化・高齢化社会などの日本特有の課題など、時勢によって生まれ、変化する課題に直面しても変わることのない普遍的な価値であり、その意義は変わりません。

市民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化や時勢による社会状況の変化を的確にとらえ、行政としての柔軟な姿勢と市民・事業者・行政の協働のもと、ごみの発生から処分までの各段階において、従来のごみ処理の徹底と新たな取組への挑戦が必要です。

そこで、ごみ処理における基本方針を次のとおり定めます。

<基本方針>

- 
- I ごみの発生・排出抑制
 - II リサイクルの推進
 - III 持続可能なごみ処理の推進

基本方針Ⅰ：ごみの発生・排出抑制

持続可能な循環型社会の実現には、第一に、資源を無駄にしないこと、つまりはできるかぎりごみを出さないこと（リデュース・リユース）が必要です。市民・事業者の一人ひとりが資源とごみのつながりを意識して行動することで、ごみをできるだけ出さないまちづくりを目指します。

基本方針Ⅱ：リサイクルの推進

持続可能な循環型社会の実現には、第二に、ごみをできるかぎり資源として再利用すること（リサイクル）が必要です。リサイクルを推進するため、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割と責務を意識して行動するとともに、三者による適正な役割分担と相互の連携・協働を図ることで、資源を有効活用するまちづくりを目指します。

基本方針Ⅲ：持続可能なごみ処理の推進

持続可能な循環型社会の実現には、第三に、ごみの処理における地球環境への影響をできるかぎり軽減することが必要です。

ごみの処理は、地球温暖化の要因となる二酸化炭素をはじめとした環境に負荷を与える物質を発生させるだけでなく、それには多くのエネルギーを必要とします。また、ごみを埋め立てて最終的に処理する最終処分は、環境への負荷だけでなく物理的な限界があり、無尽蔵にはできません。

ごみ処理量の削減と環境負荷の少ないごみ処理システムによる、持続可能なごみ処理を目指します。

第2節 目標

基本方針に基づき、次の3項目について目標値を設定します。

- I ごみ排出量
- II リサイクル率
- III 最終処分量

2-1 ごみ排出量

持続可能な循環型社会の実現とごみ処理経費の削減に向けて、2030（令和12）年度における目標を次のとおり定めます。

目標

ごみ排出量 110,000 t

→ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 400 g

注1: 家庭系ごみ排出量は、家庭から排出された全てのごみの量(生活系ごみ排出量)から、古紙や生ごみ、プラマークごみなど、資源として排出されたものを除いたごみの量です。

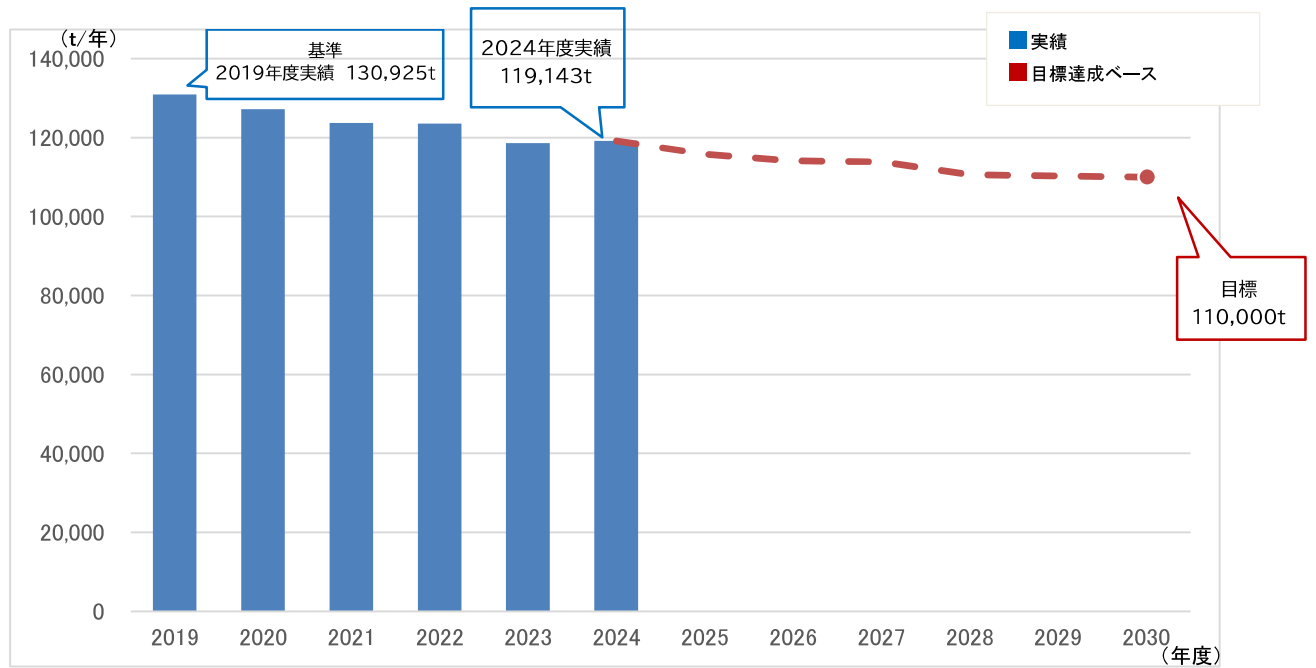


図 2-9: ごみ排出量の推計と目標(2025(令和7)年度以降は推計)

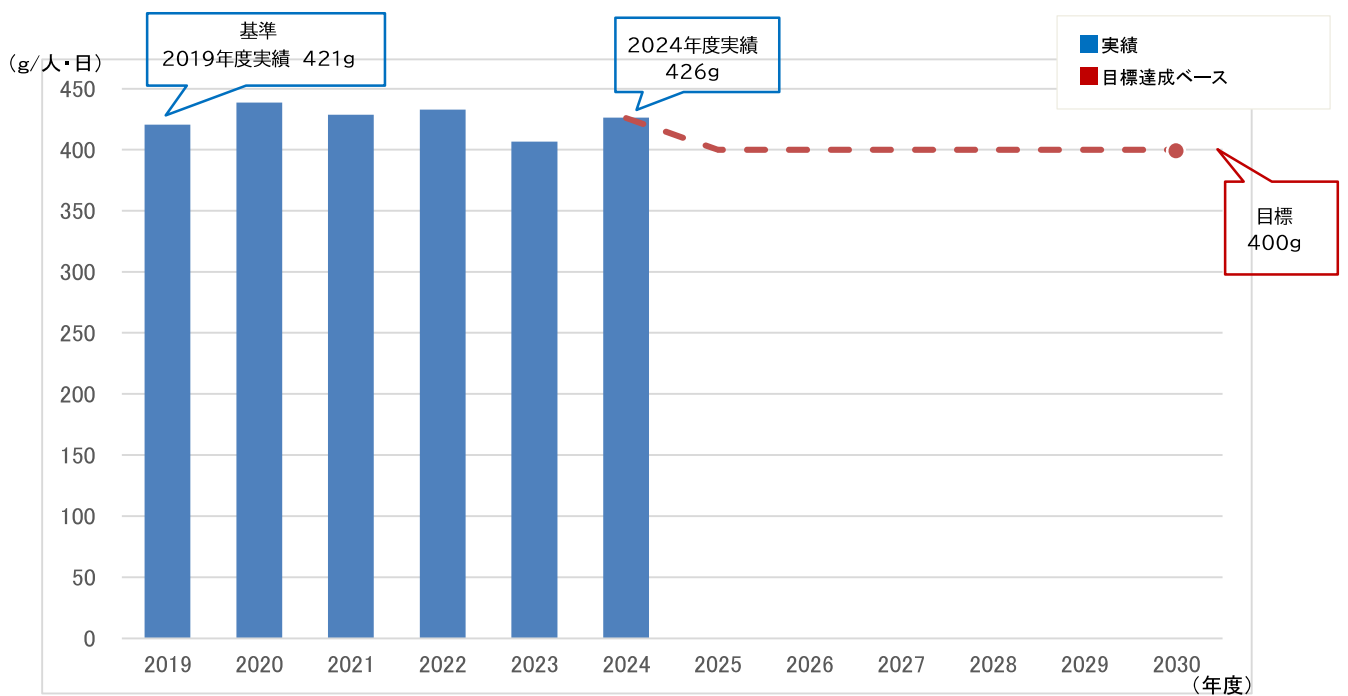


図 2-10: 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推計と目標(2025(令和7)年度以降は推計)

注1: 目標達成ベースは、目標値に達するため、ごみの排出抑制やリサイクルの推進等あらゆる施策を講じた場合に得られる結果を推計しています(以下同じ。)

【目標達成に向けた主な取り組み】

- ・リデュース・リユースの推進

目標値設定の考え方

本市のごみ排出量は、2009（平成21）年度からの10年間で約23,000 t 減少しました。現状のまま推移すると、2030（令和12）年度は、2019（令和元）年度比で約20,000 t 減の約113,000 t 程度となることが予想されます。

しかしながら、循環型社会の形成とごみ処理経費の削減に向けて、さらなるごみ減量に努める必要があります。

この考えのもと、ごみ排出量の目標値を110,000 t、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値を400 g と定めます。

2-2 リサイクル率

限りある資源を有効に利用するという考えのもと、市民・事業者・行政が協力し、リサイクル率の向上を図ります。

2030（令和12）年度における目標値を次のとおり定めます。

目標
リサイクル率 30%

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源化量}}{\text{ごみ排出量}}$$

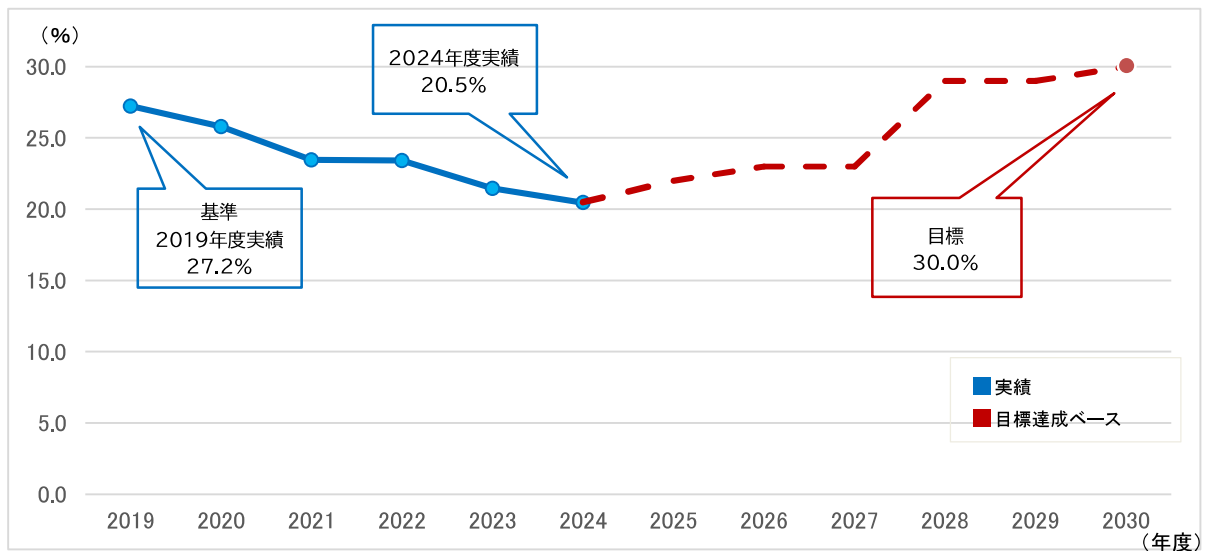


図 2-11:リサイクル率の推計と目標(2025(令和7)年度以降は推計)

【目標達成に向けた主な取り組み】

- ・分別徹底の周知啓発による「もやすごみ」や「こわすごみ」に混入している資源の回収
- ・地域資源回収の実施促進
- ・プラスチック資源のリサイクル推進
- ・スラグの有効利用の拡大

目標値設定の考え方

本市のリサイクル率は、2009（平成21）年度からの10年間で約10ポイント上昇しました。現状のまま推移すると、2030（令和12）年度は、2019（令和元）年度比で2.2ポイント減の25%となることが予想されます。

依然として分別すればリサイクルできる「古紙」や「生ごみ」といった資源がもやすごみとして一定量排出されており、また、ごみの焼却・溶融により発生するスラグもその全量は有効利用できていないことから、循環型社会の形成に向けてさらなるリサイクルの推進に努める必要があります。

この考えのもと、リサイクル率の目標値を30%と定めます。

2-3 最終処分量

様々な減容処理を経た後、最終的に残ったごみは最終処分場で埋立処分されます。環境負荷の低減や処分場の延命化などを図るため、最終処分量を減らす必要があります。

2030（令和12）年度における目標値を次のとおり定めます。

目標
最終処分量 6,200 t

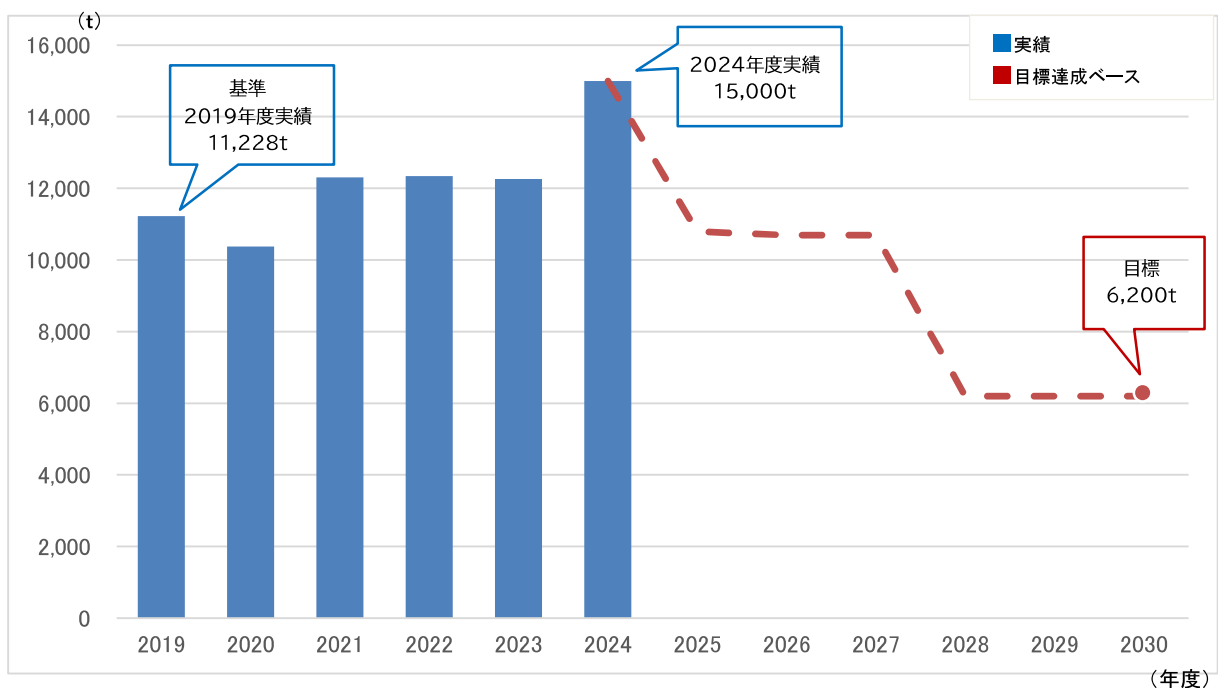


図 2-12: 最終処分量の推計と目標(2025(令和7)年度以降は推計)

注1: 最終処分量は焼却施設の故障に伴い仮埋立てをしたもやごみの、掘起し・焼却処分による影響を除外して推計しています。

【目標達成に向けた主な取り組み】

- ごみの減量や分別徹底、バイオマス資源利活用によるごみの焼却処理量とごみ処理残渣の削減
- スラグの有効利用の拡大による最終処分量の削減

目標値設定の考え方

本市の最終処分量は、2009（平成21）年度からの10年間で約2,300 t 減少しました。最終処分量は、焼却処分をはじめとしたごみの中間処理の結果であり、ごみの排出量やリサイクル率などが現状のまま推移すると、2030（令和12）年度は、2019（令和元）年度比で約4,900 t 減の約6,400 t 程度となることが予想されます。

しかしながら、さらなるごみの発生・排出抑制とリサイクルの推進を達成することで、一層の最終処分量の削減につながります。

この考えのもと、最終処分量の目標値を6,200 t と定めます。

2-4 目標値

目標値とそれに関連する数値を次に示します。

表 2-2: 目標値とそれに関連する数値一覧

項目	2019年度	2024年度	2030年度
	基準	実績	目標値
ごみ排出量	130,925 t	119,143 t	110,000 t
生活系ごみ排出量	89,517 t	81,489 t	75,000 t
事業系ごみ排出量	41,408 t	37,654 t	35,000 t
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	421 g	426 g	400 g
リサイクル率※	27.2%	20.5%	30.0%
最終処分量	11,228 t	15,000 t	6,200 t

注 1: 色付きの部分が目標値として設定した項目です。

※循環型社会形成推進基本計画等では「一般廃棄物の出口側の循環利用率」と表現されていますが、伝わりやすい指標を用いるため、本計画では「リサイクル率」としています。

参考：国及び愛知県の計画目標

計画名	目標年度	目標
第五次循環型社会形成推進基本計画*1	2030年度	1人1日当たりのごみ焼却量 約 580 g 一般廃棄物の出口側の循環利用率 約 44% 最終処分量 約 1,100万 t
愛知県廃棄物処理計画	2026年度 基準年：2019年度	排出量（一般廃棄物） 約 6%削減 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 480 g*2 一般廃棄物の出口側の循環利用率 約 23% 一般廃棄物の最終処分量 約 4%削減

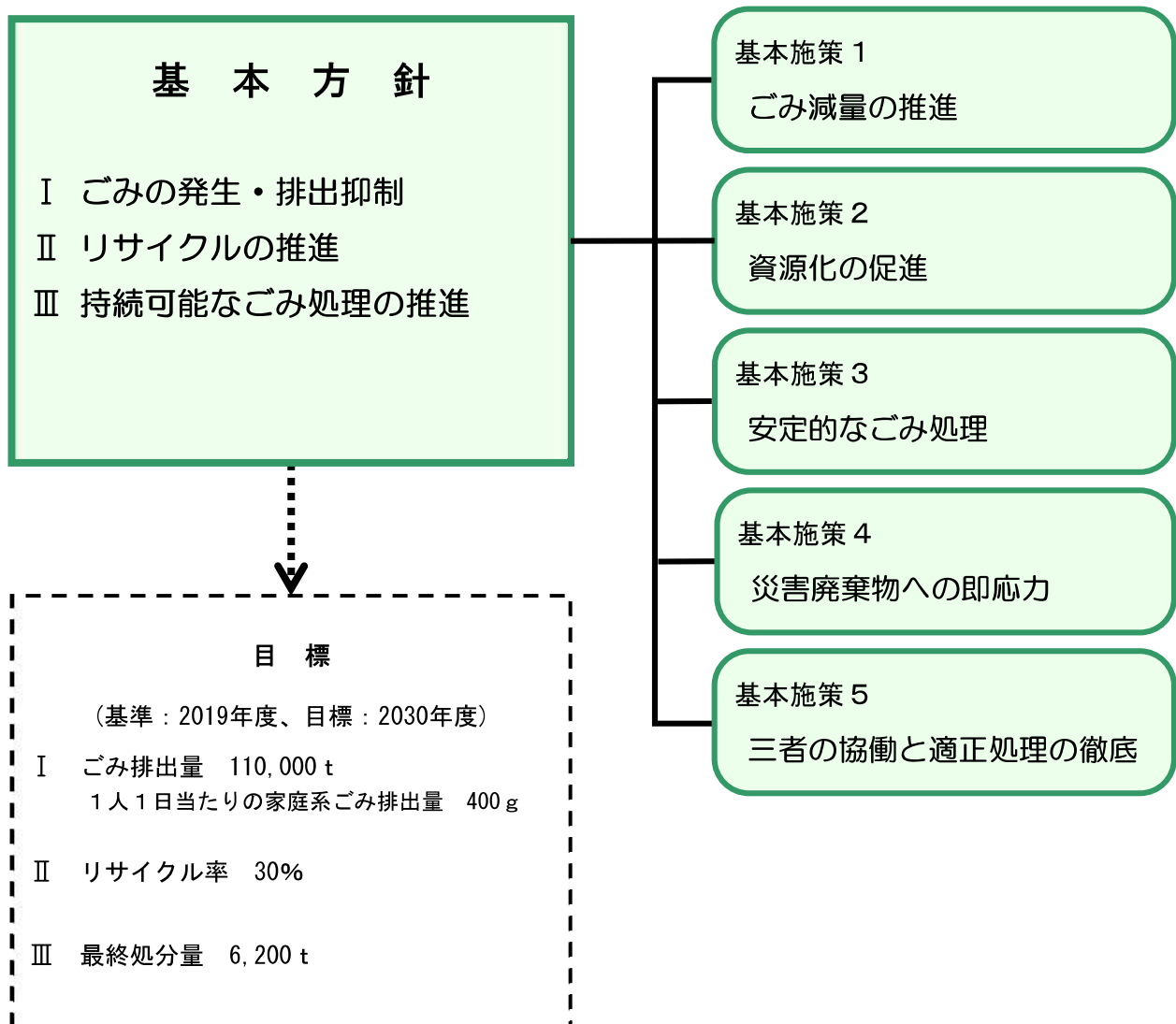
*1 循環型社会形成推進基本法に基づき国が策定した計画(2024(令和6)年8月)

*2 1人1日当たり家庭系ごみ排出量: 一般廃棄物の1年間の総排出量から、事業系ごみ及び集団回収量、生活系資源ごみを差し引いて、1人1日当たりに換算したもの

第3章 基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針を実現するための基本施策を次のとおり定め、今後の取組を次に示します。

また、今後の取組のうち重点的に取り組むものを、重点取組として位置付けます。



基本施策1 ごみ減量の推進

具体的取組

➤ 530市民の育成【重点取組】

出前講座や施設見学会などの環境教育の実施、イベントや体験講座などの体験機会の提供などを通じて、ごみの減量や分別、リサイクルについて深い知識を持ち、積極的に行動することができる530市民の育成に取り組みます。

- ① 幼児教育から高等教育までの切れ目のない環境教育の実施
- ② 自治会や市民団体などを対象とした出前講座の実施
- ③ 新施設稼働後のごみ処理施設見学会の実施
- ④ 530実践活動やイベント、体験講座の実施

➤ 効果的な情報発信の推進

様々な市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するために、ホームページや広報などの充実を図り効果的な情報提供に努めるとともに、アプリやSNSなど、新たな情報ツールや情報内容の拡充を行います。

- ① 身近でできるごみ減量やリサイクルに役立つ情報の発信
- ② ごみに無関心な市民も興味を持つような情報の発信
- ③ 市民がアクセスしやすい情報発信ツールの充実

➤ **ごみ処理コストの意識付け【重点取組】**

ごみの減量・分別の徹底に向け、ごみ処理に必要な経費の意識付けのための情報発信に努めるとともに、既存制度の適正化と新たな経済的手法の導入の検討に取り組みます。

① ごみ処理経費の把握

国が示す一般廃棄物会計基準を活用した詳細なごみ処理経費算出により、適正なごみ処理経費の把握に努め、事業全体の点検及び改善を図ります。

② ごみ処理経費の情報発信

ごみの処理にかかる費用を分かりやすく発信することで、市民の自主的なごみ減量やリサイクル活動の促進を図ります。

③ ごみ収集・処理手数料の見直し

大きなごみの収集手数料や事業所から発生するごみの処理手数料の適正な料金設定に努めます。

④ 新たな経済的手法の検討

ごみステーションで収集される家庭ごみの有料化や資源化センターへ自己搬入される家庭ごみの有料化などを検討します。

➤ **食品ロス削減の推進【重点取組】**

賞味・消費期限切れ、腐敗などの理由により捨てられる未利用食品や、食べ切れずに捨てられる食べ残しなどの食品ロスの削減を推進します。

① 食品ロスを出さない生活スタイルの普及推進

飲食店や家庭で食べ切る、冷蔵庫チェックで買い過ぎない、料理を作り過ぎないなど、食品ロスを出さない賢い生活スタイルの普及、定着に向けた市民及び事業者への啓発に努めます。

② 教育、福祉など他分野との協力

教育分野における食育や福祉分野におけるフードバンクといった、食品ロスの削減につながる活動に取り組む各団体に対する情報提供、情報発信の協力など、他の分野との連携を図ります。

➤ **使い捨てプラスチックの削減の推進【重点取組】**

プラスチックストローをはじめとした、1回の使用で捨てられてしまう使い捨てプラスチックの削減を推進します。

① 使い捨てプラスチックを使わない生活スタイルの普及推進

詰替え商品を買う、プラスチックストローやスプーンなどの使い捨て食器はもらわない、マイバッグやマイボトルを持ち歩くなど、使い捨てプラスチックを使わない賢い生活スタイルの普及、定着に向けた市民及び事業者への啓発に努めます。

② インセンティブを与える仕組みづくり

給水スポットの周知など、使い捨てプラスチックを使わない行動にインセンティブを与える仕組みづくりに努めます。

➤ **事業系ごみの減量の促進【重点取組】**

本市のごみ排出量の約3割を占める事業系ごみの発生抑制と資源化を促進し、ごみの減量を図ります。

① 事業系一般廃棄物の減量計画

一定規模以上の事業者には義務付けている「事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書」により、ごみの減量や再資源化への意識付けを促すことで、事業者によるごみの削減とリサイクルを促します。

② 古紙の分別・資源化の促進に向けた支援

事業系ごみのうち大きな割合を占める紙ごみについて、リサイクルの受け皿の確保や回収システムの構築により、減量・資源化を推進します。

③ 食品ロス削減の促進に向けた支援

食品ロスの削減に向けた情報を事業者へ提供するとともに、食品ロス削減に取り組む事業者にはインセンティブを与える仕組みを検討することで、事業者への食品ロス削減に向けた取組の浸透に努めます。

④ 紙ごみの発生抑制の促進

書類の電子化など、事業者へのペーパーレス化の推進の働きかけに努め、紙ごみの発生抑制を図ります。

➤ **事業者による自主回収の推進**

古紙や食品トレイ、モバイルバッテリーの店頭回収や消火器、エンジンオイルの引取回収など、製造・販売・流通業者が取り組む回収・リサイクルの活性化を促すために、市民への情報提供に努めます。

基本施策2 資源化の促進

具体的取組

▶ 古紙のリサイクル推進【重点取組】

もやすごみの2割を占めるリサイクル可能な古紙について、分別徹底を呼びかけるとともに、持ち出し機会の拡充も含めたりサイクルシステム全体の充実を図ることにより、資源化の推進に努めます。

① 古紙分別の徹底と普及

市民の認知度が高い新聞やダンボールなどの古紙の分別徹底を図るとともに、認知度が低い雑がみの分別の普及に努めます。

② 情報発信の拡充

リサイクルステーションや古紙リサイクルヤード、民間事業者の自主回収拠点などの古紙回収場所の情報や地域資源回収の実施情報など、古紙の持ち出し情報の積極的な発信に努め、市民が気軽に古紙を持ち出すことができる環境を整えることで古紙の分別徹底を図ります。

また、世代の特徴に合った適切な情報発信ツールによる発信に努めます。

③ 持ち出し機会の拡充

環境センター等での拠点回収を継続するとともに、地域資源回収や民間事業者の自主回収との連携による回収拠点の充実など、既存の古紙回収システムを補完する形で古紙の持ち出し機会の確保に努めます。

▶ 生ごみのリサイクル推進【重点取組】

依然としてもやすごみとして持ち出される厨芥類（生ごみ）について、分別徹底を呼びかけ、生ごみのさらなるリサイクルの推進に努めます。

▶ プラスチック資源のリサイクル推進【重点取組】

プラスチック製容器包装とペットボトルの再商品化を推進するため、分別徹底の呼びかけとごみステーションでの分別収集に取り組むとともに、効率的なリサイクルの推進に努めます。

また、製品プラスチックのリサイクルによるプラスチック資源循環法への対応を図るため、新たな取組を検討します。

➤ **布類のリサイクル推進**

ごみステーションでの分別収集とリサイクルステーション等での拠点回収による布類の資源化に努めるとともに、質の高いリサイクルに向けた適正分別の徹底に努めます。

また、地域資源回収や民間事業者の自主回収を呼びかけ、市民・事業者による活動の活性化に努めます。

➤ **金属のリサイクル推進**

金属くずや小型家電の選別、回収に努め、金属のリサイクルを推進します。

① 希少金属のリサイクル

こわすごみからの選別やリサイクルステーション等での拠点回収により、小型家電に含まれる希少金属について、リサイクルの推進に努めます。

② 金属のリサイクル

こわすごみ等から選別、回収した金属くずや過去に埋立処分をしたごみの掘起しにより発掘した金属くずのリサイクルを推進します。

➤ **焼却残渣^さのリサイクル推進 < 拡充 >**

現在は新施設建設の影響によりスラグの販売を休止していますが、新施設稼働後に発生するスラグ及びメタルは、全量を資源化します。

➤ **剪定枝のリサイクル推進**

資源化センターに持ち込まれる剪定枝をチップ化し、リサイクルをすることで有効活用を図ります。

➤ **食用油のリサイクル推進**

家庭で不用になった食用油のリサイクルを目的に、リサイクルステーションでの回収を市民に広く PR し、回収の推進を図ります。

➤ **地域資源回収の活性化【重点取組】**

地域住民の自主的な活動によるごみの資源化を推進するため、地域資源回収の活性化を図ります。

① 効果的な資源回収方法の提案

地域資源回収実施団体に対し、ごみステーションを利用した回収や回収ボックスの活用など、効率的な回収方法の提案に努めるとともに、模範的な回収や特徴的な回収などの事例の情報発信を通じた各団体の意欲向上や優良な回収方法の浸透に努め、地域資源回収の活性化を図ります。

② 地域資源回収奨励金の交付

地域資源回収の実施団体に対して交付している奨励金について、地域住民の自主的な活動を支えるため、引き続き奨励金を交付します。

➤ **資源の回収方法の最適化【重点取組】**

ごみステーションやリサイクルステーション等の拠点での資源の回収方法について、ごみステーションで収集する頻度や資源の種類、回収拠点の巡回方法などを市民の利便性や収集体系を含めた全体的な視点から検討し、資源の回収方法の最適化に努めます。

➤ **リユースの推進**

壊れていないにもかかわらず処分される家具などのリユースの推進を目的に、市民がリユースを体験できる機会を提供するとともに、市民自らが気軽にリユースに取り組むことができる仕組みづくりに努めます。

基本施策3 安定的なごみ処理

具体的取組

➤ ごみ分別・持ち出しルールの検討【重点取組】

新焼却炉整備に合わせたごみ処理方法の変更や、製品プラスチックのリサイクルによるプラスチック資源循環法への対応を進めるとともに、市民の利便性向上を図るため、適切な分別・持ち出しルールの変更について検討します。

➤ 環境負荷の少ないごみ収集の推進

適正・円滑なごみの収集運搬に継続して取り組むとともに、社会状況の変化に応じ、効率的で、環境にやさしいごみの収集を推進します。

① 適正・円滑なごみの収集

人口減少や生活様式の変化に伴うごみの量や質の変化などに応じた、ごみステーションの適正配置や収集体制の最適化などの、円滑なごみ収集の検討に努めます。

② 効率的なごみの収集

運転講習などを通じた能力の向上や民間委託事業者への積極的な指導と研修の実施に取り組み、効率的な収集運搬の保持に努めます。

③ 環境にやさしい自動車の導入

温室効果ガスの排出抑制を主軸とした環境負荷低減のため、ごみ収集車をはじめとしたごみ処理関連車両について、クリーンディーゼル車などの環境にやさしい次世代自動車の導入を推進します。

➤ 超高齢社会に適応したごみの収集

福祉部局や地域とも連携し、高齢者等の世帯を対象とするふれあい収集を継続して推進するなど、福祉的要素を含んだごみの収集に取り組みます。

➤ ごみ搬入車両の増加対策

資源化センターに家庭ごみを直接搬入する際の予約制度のさらなる周知に取り組み、ごみ搬入車両の安全を確保するとともに、周辺道路の渋滞緩和に努めます。

➤ ごみ処理施設の適正管理

国の基準より厳しい自主基準に基づく、既存のごみ処理施設の安全・安心な運転管理を徹底するとともに、老朽化が著しい施設の安定稼働を目的とした適正な保守管理に努めます。

➤ 最終処分場の延命化【重点取組】

ごみの減容などによる最終処分量の削減や過去に埋め立てたごみの掘起し・焼却処分による残余容量の回復に努め、最終処分場の延命化を図ります。

① ごみの減容

排出・収集・中間処理における最適な処理システムの検討により、最終処分場に搬入されるごみの減量・減容を図ります。

② 脱塩残渣の発生抑制

焼却施設から発生する脱塩残渣は埋立処分をしていますが、さらなる最終処分場の負荷軽減の観点から、脱塩残渣の発生抑制を推進します。

③ 残余容量の回復

過去に埋立処分をしたごみを掘り起こし、プラスチック類などの可燃物や可燃物と金属の複合物などを選別して焼却又は資源化することにより、最終処分場の残余容量の回復を図り、最終処分場の延命化に努めます。

➤ 最終処分場周辺の環境対策

最終処分場の周辺環境に万全な対策を講じるとともに、引き続き安全で安心な施設であるように努めます。

また、埋立終了後も施設を廃止するまでの期間、適切な維持管理により環境の保全に努めます。

➤ 将来的な廃棄物処理施設整備の推進【重点取組】

焼却施設と粗大ごみ処理施設などを合わせたごみの総合処理施設として1980（昭和55）年に供用開始した資源化センターは、焼却炉を更新した2002（平成14）年から約20年が経過しています。また、その他のマテリアルリサイクル施設である資源リサイクルセンターやプラスチックリサイクルセンターも、供用開始から約20年が経過しているため、老朽化が著しく、安定稼働に向けた保守管理と長寿命化も含めた計画的な施設整備が必要です。

環境への負荷が少なく、かつ、安全で安定した効果的な廃棄物処理の推進に向けて、将

来を見据えた的確な廃棄物処理施設の整備に努めます。

① ごみ処理の広域化への取組

国の通知及び「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を踏まえて策定した「豊橋田原ごみ処理広域化計画」のもと、田原市とともに広域ごみ処理施設の整備事業を推進し、広域化によるごみ処理の効率化や環境負荷の低減に努めます。

② 焼却・粗大ごみ処理施設の整備

「豊橋田原ごみ処理広域化計画」のもと、地域住民の理解と協力を得ながら、環境負荷の少ない、安全で安定した焼却・粗大ごみ処理施設の整備を推進します。

③ マテリアルリサイクル施設等の整備

必要な規模や場所、環境対策、事業費、処理システムなどの多様な短期的課題だけでなく、ICT やIoT、新しいリサイクルシステムなどの先進技術の導入といった長期的課題も視野に入れながら、ごみの分別や収集方法も踏まえたマテリアルリサイクル施設等の整備を推進します。

➤ **バイオマス利活用の推進**

バイオマス利活用センターで生ごみや下水汚泥等のバイオマスをメタン発酵処理することで発生するバイオガスは、再生可能エネルギーとして、発酵後の残渣は炭化燃料としてそれぞれ利活用します。

➤ **サーマルリサイクルの推進**

焼却施設から発生する熱エネルギーを効率的に回収し、発電への利用やりすば豊橋などへの熱源としての供給を通じて、サーマルリサイクルを推進します。

➤ **適正処理困難物の適切な指定**

行政が収集・処理する上で著しい支障がある自動車用タイヤやバッテリーなどの「適正処理困難物」について、生活様式の変化により家庭から排出されるごみの性質が日々多様化する実情を踏まえ、本市の収集・処理能力や民間処理の可能性などを考慮しながら、適切な品目指定に努めます。

基本施策4 災害廃棄物への即応力

具体的取組

➤ 計画及びマニュアル等の整備

「豊橋市災害廃棄物処理計画」の適時改訂をはじめとした計画の適切な運用管理に努めるとともに、災害発生直後を想定した初動マニュアル等について適宜見直しを行い、災害廃棄物への即応力の強化に努めます。

➤ 県及び周辺市町村との連携

愛知県及び県内市町村だけでなく、県域を超えた様々な自治体との連携強化に努め、災害発生時における相互の協力体制の強化を図ります。

➤ 廃棄物処理関係団体等との連携

廃棄物処理事業者など多様な民間事業者との連携強化に努め、災害廃棄物処理への支援体制の強化を図ります。

➤ 市民への周知啓発

災害発生時において、災害廃棄物を円滑に処理できるよう、災害廃棄物の処理に関するルールを、平時から市民に周知啓発します。

➤ 訓練の実施

大規模災害発生時を想定した訓練に取り組み、災害廃棄物への対応力の強化に努めます。

➤ 被災自治体の支援

被災自治体への積極的な支援を通じて、被災経験自治体との連携強化に取り組むとともに、実務経験により知見を蓄積し、災害廃棄物への対応力の強化を図ります。

基本施策5 三者の協働と適正処理の徹底

具体的取組

➤ 市民・事業者・行政の連携強化【重点取組】

市民・事業者・行政の三者の協働により、ごみ減量の推進やリサイクル商品の利用促進などに努めます。行政は、廃棄物処理について計画や目標、目標を実現するための取組を設定し、市民に対して情報提供や環境教育、活動支援を、事業者に対して「事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書」に基づく指導や支援などを、それぞれ行うことで三者の連携強化に努めます。

➤ 530運動の推進

「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、本市で生まれ全国に広がった530運動を、530運動環境協議会との連携を主軸に市民・事業者・行政が一体となって積極的に推進し、ごみの散乱のない清潔な生活環境の実現と530市民の育成を図ります。

➤ 市民参加型のイベント開催

「530のまち環境フェスタ」をはじめとした市民参加型のイベントを実施することで、3Rに関する市民の取組を支援し、理解を深める場を作ります。

➤ ごみの発生抑制に取り組む事業者の支援

食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの削減など、ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組む事業者をホームページやアプリなどを通じて広くPRすることで、事業者のエコに対する取組を支援するとともに、消費者による事業者の利用を促進します。

➤ ごみの分別精度と持ち出しマナーの向上

ごみの分別と持ち出し状況の実態把握に努めるとともに、分別精度と持ち出しマナーの向上を図ります。

① ごみの排出状況調査

家庭から持ち出されたごみの組成分析調査などを通じて、ごみの分別と持ち出し状況の実態把握に努めます。

② 市民への広報啓発

家庭ごみの分別を分かりやすく説明する「家庭ごみガイドブック」の作成・配布や分別促進アプリの配信、ごみステーション立番などを通じて市民にごみ分別のさらなる徹底を呼びかけ、分別精度と持ち出しマナーの向上を図ります。

また、転入・転出が頻繁にある集合住宅などへのごみ出しルールの周知徹底に努めるとともに、転入手続に合わせた転入者への啓発に努めます。

▶ 外国人市民への広報啓発の充実

言語や生活習慣が異なる外国人市民に対し、外国語版「家庭ごみガイドブック」や多言語に対応した分別促進アプリ、SNS などを通してごみの適正な分別と持ち出しルールの周知を図ります。

また、外国人コミュニティとのつながりがある各団体との連携に努め、情報発信の強化を図ります。

▶ 指定ごみ袋制度の推進

中身が見えない袋やダンボールを使ったごみ出しなど、持ち出しルール違反によるごみステーションの乱雑化防止を目的に導入した指定ごみ袋制度の周知徹底を図り、制度の安定した継続に努めます。

また、指定ごみ袋の需要の変化やバイオプラスチックなどの新素材の普及度合いなどの社会状況を踏まえ、指定ごみ袋の規格の適正化に努めます。

▶ 不適正持ち出しごみステーション対策

ごみステーションは、市民と行政がごみの排出において接点をもつ重要な場所であり、市民がごみを排出するに当たってルールを守ることが必要とされる場所でもあります。

しかし、事業系ごみの持ち出し、ごみ種ごとの分別、排出する曜日・時間・出し方などについて、守るべきルールが守られていない状況が見受けられるため、チラシやガイドブックの配布、各種業界団体への協力要請、ごみステーションにおける立番啓発などにより、市民や自治会とともにごみステーションの適正管理に努めます。

また、ごみの排出に関するルールが守られるよう、今後も各家庭や事業所へ広報などを通じてPR活動を行います。

➤ **ごみステーションに排出された廃棄物の持ち去り対策 < 拡充 >**

ごみステーションにおける監視パトロールや監視カメラの設置による監視・指導や金属・小型家電及びアルミ缶を各環境センター等で受け入れを行い、ごみステーションへの排出量を減らすなどの取組を通じて、資源をはじめとするごみステーションに排出された廃棄物の持ち去り行為の抑制に努めます。

➤ **不良な生活環境への対策**

市民・団体・行政が協力し、いわゆるごみ屋敷や草木の繁茂などの不良な生活環境の解消に努めます。

➤ **家庭から出る再利用できない排土への対策**

家庭内等での再利用を促している土や石について、集合住宅などに居住しているため再利用が難しい人を対象に、少量の排土について受け入れを行います。

➤ **事業系ごみの適正処理の推進**

事業者への意識啓発や指導により、適正な分別・排出を推進し、事業系ごみの適正処理の徹底を図ります。

① **事業系ごみの搬入検査の実施**

資源化センターに搬入される事業系ごみの搬入検査を実施します。

また、再生利用できる古紙や生ごみの搬入抑制などについて検討を進めます。

② **適正処理の周知啓発**

ごみステーションへの排出禁止など、事業系ごみ処理の禁止事項や適正処理の方法を記載した「事業系ごみガイドブック」の事業者への配布や事業系ごみの処理に関する講習会の開催、各種業界団体への協力の要請を通じて、事業系ごみの分別や適正処理の徹底を図ります。

また、事業系ごみの収集・処理状況などの現状把握を行い、適切な分別・持ち出し方法の検討を進めます。

➤ **監視体制（パトロール）の徹底**

排出者負担や拡大生産者責任という観点から、市民や事業者にリサイクル料金などの負担が求められています。しかし、一部においては、その認識の低さから不法投棄が後を絶ちません。その対策として、市民や事業者に広報やパンフレットで適正な処理について呼びかけ、意識の向上を図るとともに、統合型 GIS（地理システム）により不法投棄多発箇所を把握し、それを基に監視カメラや防止看板の設置、監視パトロールを行うことで、その抑制に努めます。

➤ **拡大生産者責任の推進**

拡大生産者責任は、テレビや冷蔵庫のように、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく廃棄・リサイクル段階まで責任を負うもので、循環型社会の形成を進める上で大変重要な考え方です。

ごみ減量やリサイクルが円滑に行われるシステムの構築が必要との認識から、容器包装以外のプラスチック製品やリチウムイオン電池、太陽光パネルなど、新たな素材・製品についての拡大生産者責任の適用をあらゆる機会を利用して、国や産業界に働きかけていきます。

第 4 章 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール	
			前 期	後 期
Ⅰ. ごみの発生 ・ 排出抑制	1. ごみ減量の 推進	530市民の育成	●	●
		効果的な情報発信の推進	○	○
		ごみ処理コストの意識付け	●	●
		食品ロス削減の推進	●	●
		使い捨てプラスチックの削減の推進	●	●
		事業系ごみの減量の促進	●	●
		事業者による自主回収の推進	○	○
Ⅱ. リサイクル の推進	2. 資源化の促 進	古紙のリサイクル推進	●	●
		生ごみのリサイクル推進	○	●
		プラスチック資源のリサイクル推進	●	●
		布類のリサイクル推進	○	○
		金属のリサイクル推進	○	○
		焼却残渣 <small>ま</small> のリサイクル推進<拡充>	○	○
		剪定枝のリサイクル推進	○	○
		食用油のリサイクル推進	○	○
		地域資源回収の活性化	○	●
		資源の回収方法の最適化	●	●
		リユースの推進	○	○
Ⅲ. 持続可能な ごみ処理の 推進	3. 安定的な ごみ処理	ごみ分別・持ち出しルールの検討	○	●
		環境負荷の少ないごみ収集の推進	●	○
		超高齢社会に適応したごみの収集	●	○
		ごみ搬入車両の増加対策	○	○
		ごみ処理施設の適正管理	○	○
		最終処分場の延命化	●	●
		最終処分場周辺的环境対策	○	○
		将来的な廃棄物処理施設整備の推進	●	●

注 1: ●は重点取組を示します。

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール	
			前期	後期
Ⅰ. ごみの発生 ・排出抑制	3. 安定的な ごみ処理	バイオマス利活用の推進	○	○
		サーマルリサイクルの推進	○	○
		適正処理困難物の適切な指定	○	○
		産業廃棄物処理の見直し	○	—
	4. 災害廃棄物へ の即応力	計画及びマニュアル等の整備	○	○
		県及び周辺市町村との連携	○	○
		廃棄物処理関係団体等との連携	○	○
		市民への周知啓発	○	○
		訓練の実施	○	○
		被災自治体の支援	○	○
Ⅱ. リサイクル の推進	5. 三者の協働と 適正処理の 徹底	市民・事業者・行政の連携強化	●	●
		530運動の推進	○	○
		市民参加型のイベント開催	○	○
		清掃指導員の活動支援	○	—
		ごみの発生抑制に取り組む事業者の支援	○	○
		ごみの分別精度と持ち出しマナーの向上	○	○
		外国人市民への広報啓発の充実	○	○
		指定ごみ袋制度の推進	○	○
		不適正持ち出しごみステーション対策	○	○
		ごみステーションに排出された廃棄物の持ち去り対策<拡充>	○	○
Ⅲ. 持続可能な ごみ処理の 推進	5. 三者の協働と 適正処理の 徹底	不良な生活環境への対策	○	○
		家庭から出る再利用できない排土への対策	○	○
		事業系ごみの適正処理の推進	○	○
		監視体制（パトロール）の徹底	○	○
		拡大生産者責任の推進	○	○

注1: ●は重点取組を示します。

〈生活排水處理部門〉

第 1 章 現状の認識

豊川や梅田川などが注ぐ三河湾は、知多半島と渥美半島に囲まれた波静かな内湾であり、古くから交通、物流の拠点として、また、魚介類等海産物の生産の場として地域の人に親しまれてきました。

しかしながら、三河湾は海水の交換が少ない閉鎖性水域であるため汚濁物質が蓄積しやすく、家庭からの生活排水などの流入の影響を受けることで海水が富栄養化し、赤潮が発生する海域でもあります。

そのため、公共下水道や地域下水道の整備に併せ、下水道事業計画区域外及び地域下水道処理区域外については、し尿と生活雑排水を併せて処理ができ、下水道と同等の処理能力を有する合併処理浄化槽の整備を推進することで、水環境の保全や生活環境の改善、公衆衛生の向上に取り組んできました。

また、浄化槽が本来の処理性能を発揮し適正な汚水処理の向上を図るためには、法定検査をはじめとした維持管理が必要ですが、本市の法定検査受検率は全国平均よりも低い状況であることから、浄化槽管理者に対して、法令で定められた清掃、保守点検、法定検査の必要性について、理解を広めるため啓発活動を行っています。

今後も、生活排水による環境に与える負荷を低減させるため、下水道処理区域においては、下水道への接続を引き続き促進していくとともに、下水道事業計画区域外及び地域下水道処理区域外においては、し尿汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をより一層推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を徹底していくことが必要となっています。

第1節 前期の主な取組内容

2021（令和3）年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理部門）では、環境負荷の小さい排水処理の推進を基本方針として、次のような内容に取り組みました。

1-1 生活排水処理施設等の適正な整備・利用の推進（基本施策1）

（1）下水道整備の推進

市街地における生活環境の向上と、河川や三河湾などの公共用水域の水質を保全するため、下水道未普及地区（吉田方地区・橋良地区・牛川地区）の整備や施設の改築・更新を推進しました。

※ 下水道整備の取組については、「豊橋市污水適正処理構想（2025（令和7）年3月版）」、「豊橋市上下水道ビジョン2021-2030（改訂版）」により示しています。

（2）合併処理浄化槽への転換の推進

下水道事業計画区域外及び地域下水道処理区域外において、し尿汲み取り槽及び単独処理浄化槽を利用している管理者については、合併処理浄化槽への転換を一層促進しました。

- ① 浄化槽設置整備事業補助金による合併処理浄化槽への転換の促進
- ② 戸別訪問等による合併処理浄化槽への転換に関する啓発の強化

表 2-3: 浄化槽設置整備事業補助金交付基数

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
設置費 補助基数（基）	40	40	28	40	31	43	39	36	100	101	71
撤去費 補助基数（基）	29	20	13	23	24	8	20	27	92	95	64

（3）下水道処理区域における下水道利用の推進

下水道処理区域において、下水道への接続義務者に対して指導啓発し、下水道利用の推進を図りました。

1-2 浄化槽の適正管理の推進（基本施策2）

（1）浄化槽台帳の再整備

2020（令和2）年4月に施行された改正「浄化槽法」により、浄化槽台帳の作成、保管が義務付けられたことを契機として、台帳システムの整備をさらに進め、市内の浄化槽の設置状況や維持管理状況等を適切に把握できるように取組を行いました。

（2）浄化槽管理者へ適正管理の指導啓発

指定検査機関、保守点検業登録業者、清掃業許可業者との連携を図り、浄化槽の維持管理状況に関する情報を収集し、活用することで、浄化槽管理者に向けた浄化槽の適正管理についての指導・助言、啓発を強化しました。

第2節 目標の達成状況

2021（令和3）年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理部門）では、環境負荷の小さい排水処理の推進を基本方針として、次のように目標を設定しました。

目 標（基準：2019年度、目標：2030年度）

- I 生活排水処理率 94%
- II 浄化槽法定（11条）検査受検率 45%

この目標についての達成状況を次に示します。

表 2-4: 2024(令和6)年度における目標の達成状況

項 目	2019年度 実績(基準)	2024年度 実績	2030年度 (目標)
生活排水処理率	88.9%	91.3%	94.0%
浄化槽法定(11条)検査受検率	32.0%	36.5%	45.0%

2-1 生活排水処理率

目標

生活排水処理率 94%

$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{集合処理人口} + \text{個別処理人口}}{\text{総人口}} \times 100$$

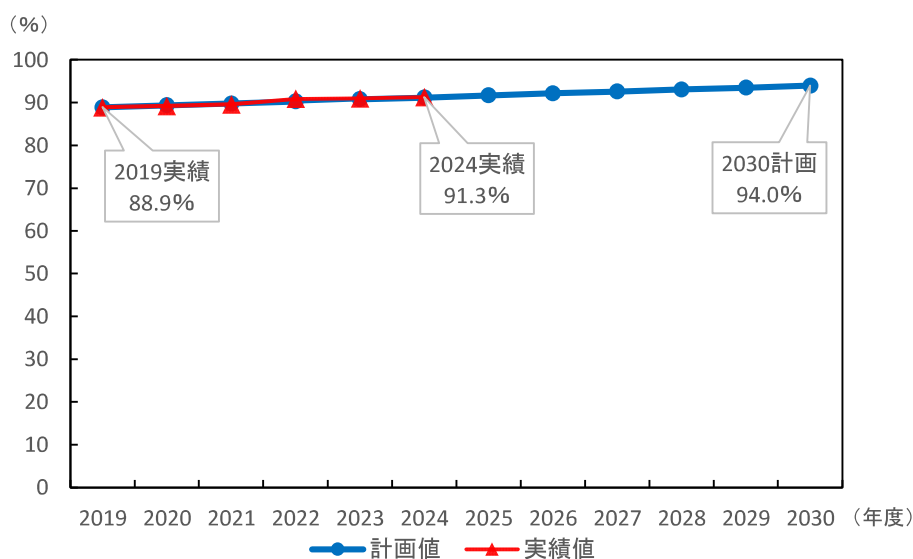


図 2-13: 生活排水処理率の推移

表 2-5: 生活排水処理率の推移

年度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
生活排水 処理率 (%)	計画値	88.9	89.4	89.8	90.3	90.8	91.2	91.7	92.2	92.6	93.1	93.5	94.0
	実績値	88.9	89.2	89.6	90.9	91.0	91.3	-	-	-	-	-	-
差		0	0.2	0.2	0.6	0.2	0.1	-	-	-	-	-	-

2024（令和6）年度の生活排水処理率は91.3%で、基準年である2019（令和元）年度に比べて2.4ポイント上昇しており、概ね計画通り推移しています。

生活排水処理率は、総人口に占める集合処理人口と個別処理人口の比率ですが、2024（令和6）年度の集合処理の生活排水処理率は79.5%であり、基準年である2019（令和元）年度の77.5%と比べて2ポイント上昇しており、計画通り推移しています。

一方、個別処理の生活排水処理率は2019（令和元）年度が11.4%であるのに対し、2024

(令和6)年度では11.8%であり、全体では0.4ポイント上昇していますが、計画値には達していません。

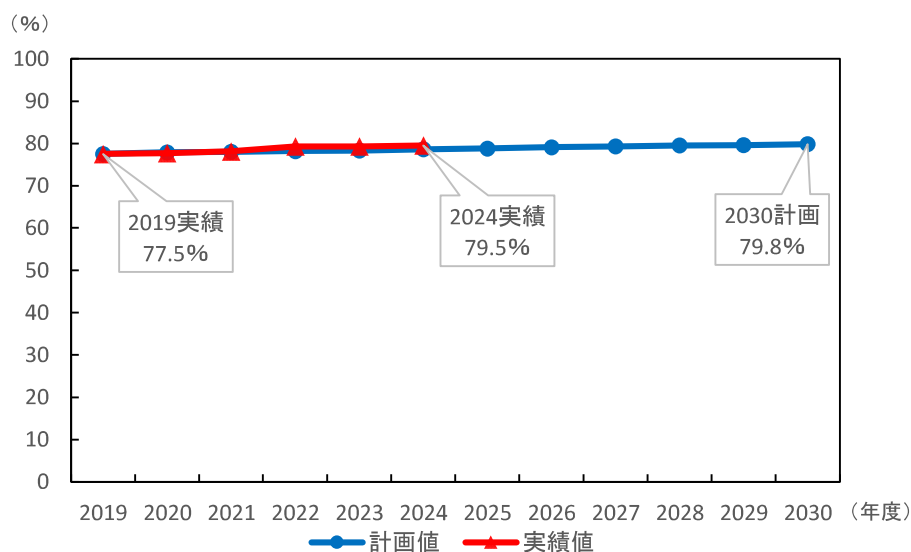


図 2-14: 集合処理の生活排水処理率の推移

表 2-6: 集合処理の生活排水処理率の推移

年度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
生活排水 処理率 (%)	計画値	77.5	77.9	78.0	78.2	78.3	78.6	78.8	79.1	79.3	79.5	79.6	79.8
	実績値	77.5	77.7	78.1	79.3	79.3	79.5	-	-	-	-	-	-
差		0	0.2	0.1	1.1	1.0	0.9	-	-	-	-	-	-

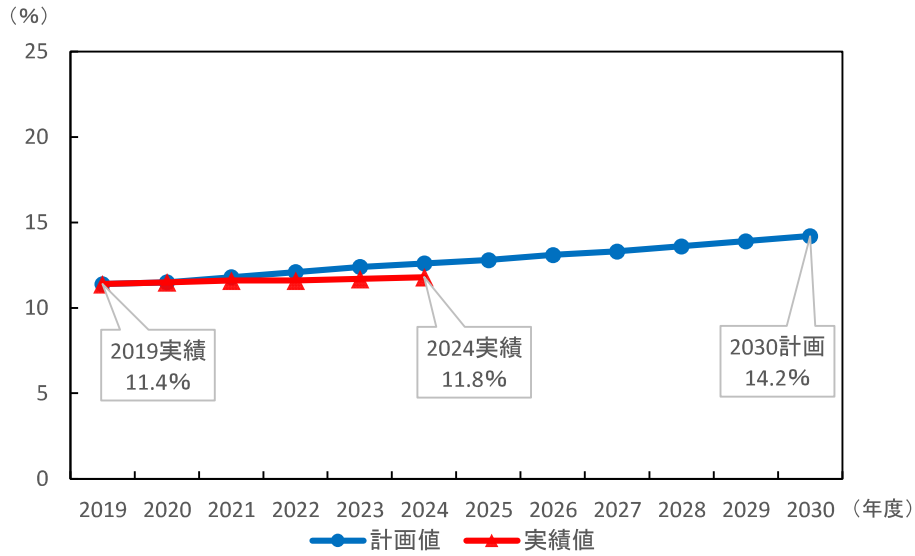


図 2-15: 個別処理の生活排水処理率の推移

表 2-7: 個別処理の生活排水処理率の推移

年度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
生活排水 処理率 (%)	計画値	11.4	11.5	11.8	12.1	12.4	12.6	12.8	13.1	13.3	13.6	13.9	14.2
	実績値	11.4	11.5	11.6	11.6	11.7	11.8	-	-	-	-	-	-
差		0	0	0.2	0.5	0.7	0.8	-	-	-	-	-	-

2-2 浄化槽法定（11条）検査受検率

目標

浄化槽法定（11条）検査受検率 45%

$$\text{受検率} = \frac{\text{当該年度11条検査実施数}}{\text{当該年度末設置基数} - \text{当該年度新設基数} - \text{前年度新設基数} \times 11 \div 24} \times 100$$

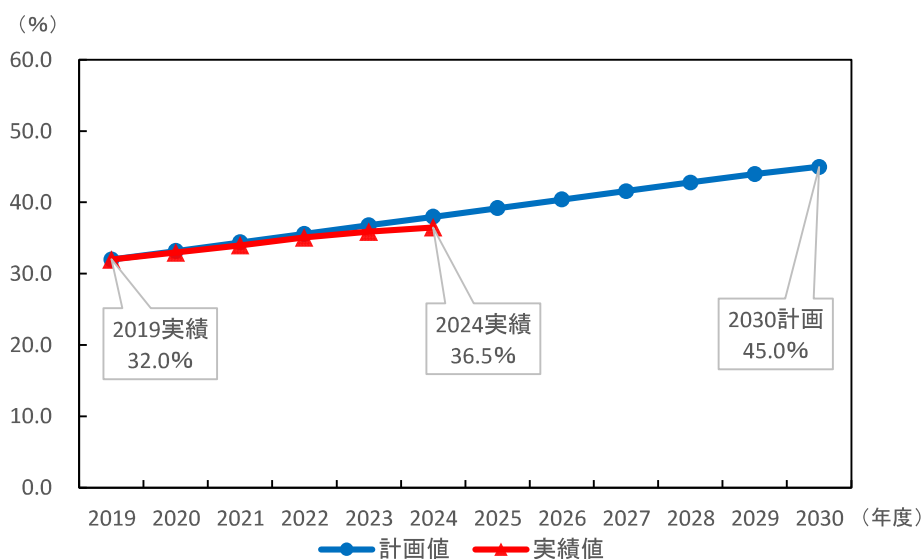


図2-16: 浄化槽法定(11条)検査受検率の推移

表2-8: 浄化槽法定(11条)検査受検率の推移

年度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
浄化槽法定 (11条)検査 受検率 (%)	計画値	32.0	33.2	34.4	35.6	36.8	38.0	39.2	40.4	41.6	42.8	44.0	45.0
	実績値	32.0	33.0	34.0	35.1	35.9	36.5	-	-	-	-	-	-
差		0	0.2	0.4	0.5	0.9	1.5	-	-	-	-	-	-

浄化槽法定（11条）検査受検率は、基準年である2019（令和元年）年度が32%であるのに対し、2024（令和6）年度では36.5%であり、全体では4.5ポイント上昇していますが、計画値には達していません。

第3節 主な課題

● 生活排水に対する適正処理の推進

し尿汲み取り槽及び単独処理浄化槽では、台所やお風呂から出る生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されるため、環境に大きな負荷を与えます。下水道処理区域においては下水道への接続、下水道事業計画区域外及び地域下水道処理区域外においては生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要があります。

● し尿及び浄化槽汚泥の円滑な処理体制の維持

人口の減少、下水道の普及を受けて、し尿の排出量は減少傾向ですが、浄化槽汚泥の排出量は概ね横ばい傾向であり、合併処理浄化槽は今後も生活排水の重要な処理方法であり続けることから、し尿及び浄化槽汚泥の円滑な処理体制を維持する必要があります。

● 浄化槽の清掃、保守点検、法定検査の確実な実施

清掃、保守点検、法定検査は、法令により実施が義務付けられており、浄化槽の機能を維持して汚水を適正に処理するために必要不可欠なものです。しかしながら、浄化槽管理者の多くがこれらの必要性を十分に認識できておらず、適正な維持管理がなされないことにより悪臭が発生する等、生活環境・公衆衛生上の問題が生じています。



ゴール 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

ターゲット6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。

ターゲット6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。



ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

ターゲット14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

出典：外務省ホームページ

図 2-17: 持続可能な開発目標 (SDGs)

第 2 章 基本方針と目標

第 1 節 基本方針

本市の豊かで美しい自然環境を守るため、また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等による集合処理と、合併処理浄化槽による個別処理の整備を進めることで、家庭から排出されたし尿・生活雑排水が適正に処理されるまちづくりを目指します。

そこで、生活排水処理部門における基本方針を次のとおり定めます。

<基本方針>

I 環境負荷の小さい排水処理の推進

第 2 節 目標

基本方針に基づき、次の2項目について目標を設定します。

- I 生活排水処理率
- II 浄化槽法定（11条）検査受検率

2-1 生活排水処理率

本市における、2030（令和12）年度の生活排水処理率の目標を次のとおり定めます。

目標

生活排水処理率 94%

$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{集合処理人口} + \text{個別処理人口}}{\text{総人口}} \times 100$$

表 2-9: 生活排水処理率の実績と目標

	2019年度	2024年度	2030年度	
	実績	実績	目標値	2019年度比
生活排水処理率	88.9%	91.3%	94.0%	5.1%引き上げ
うち集合処理	77.5%	79.5%	79.8%	2.3%引き上げ
うち個別処理	11.4%	11.8%	14.2%	2.8%引き上げ

目標値設定の考え方

本市においては、集合処理は「豊橋市汚水適正処理構想」、「豊橋市上下水道ビジョン」に基づき整備を行い、集合処理による生活排水処理率を2019（令和元）年度実績の77.5%から2030（令和12）年度には79.8%までの向上を目指します。一方、個別処理は、既設のし尿汲み取り槽や単独処理浄化槽の管理者に対し、合併処理浄化槽への転換を促進することで、個別処理による生活排水処理率を2019（令和元）年度の11.4%から2030（令和12）年度には14.2%までの向上を目指します。

この考えのもと、それぞれの取り組みにより、2030（令和12）年度末までに生活排水処理率を94%まで引き上げることを目標とします。

2-2 浄化槽法定（11条）検査受検率

本市における、2030（令和12）年度の浄化槽法定（11条）検査受検率の目標を次のとおり定めます。

目標

浄化槽法定（11条）検査受検率 45%

$$\text{受検率} = \frac{\text{当該年度11条検査実施数}}{\text{当該年度末設置基数} - \text{当該年度新設基数} - \text{前年度新設基数} \times 11 \div 24} \times 100$$

表2-10: 法定（11条）検査受検率の実績と目標

	2019年度	2024年度	2030年度	
	実績	実績	目標値	2019年度比
法定（11条）検査受検率	32.0%	36.5%	45.0%	13.0%引き上げ
（参考）全国	43.8%	49.8%※	※全国、愛知県の実績は 2023年度末時点	
（参考）愛知県	22.7%	28.2%※		

目標値設定の考え方

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理する装置であり、その機能を適切に発揮するためには、法令で浄化槽管理者の義務として定められている清掃、保守点検、法定検査を適正に実施する必要があります。しかしながら、本市の状況は、いずれの実施率も全国平均に達していない状況にあります。

清掃は、市の許可を受けた清掃業者により、年1回以上、槽内の清掃を行うとともに汚泥を処理するものです。

保守点検は、市の登録を受けた保守点検業者により浄化設備が適切に稼働しているかを確認するもので、本体や付属機器の点検・調整とともに、水の消毒薬の補充などを行います。

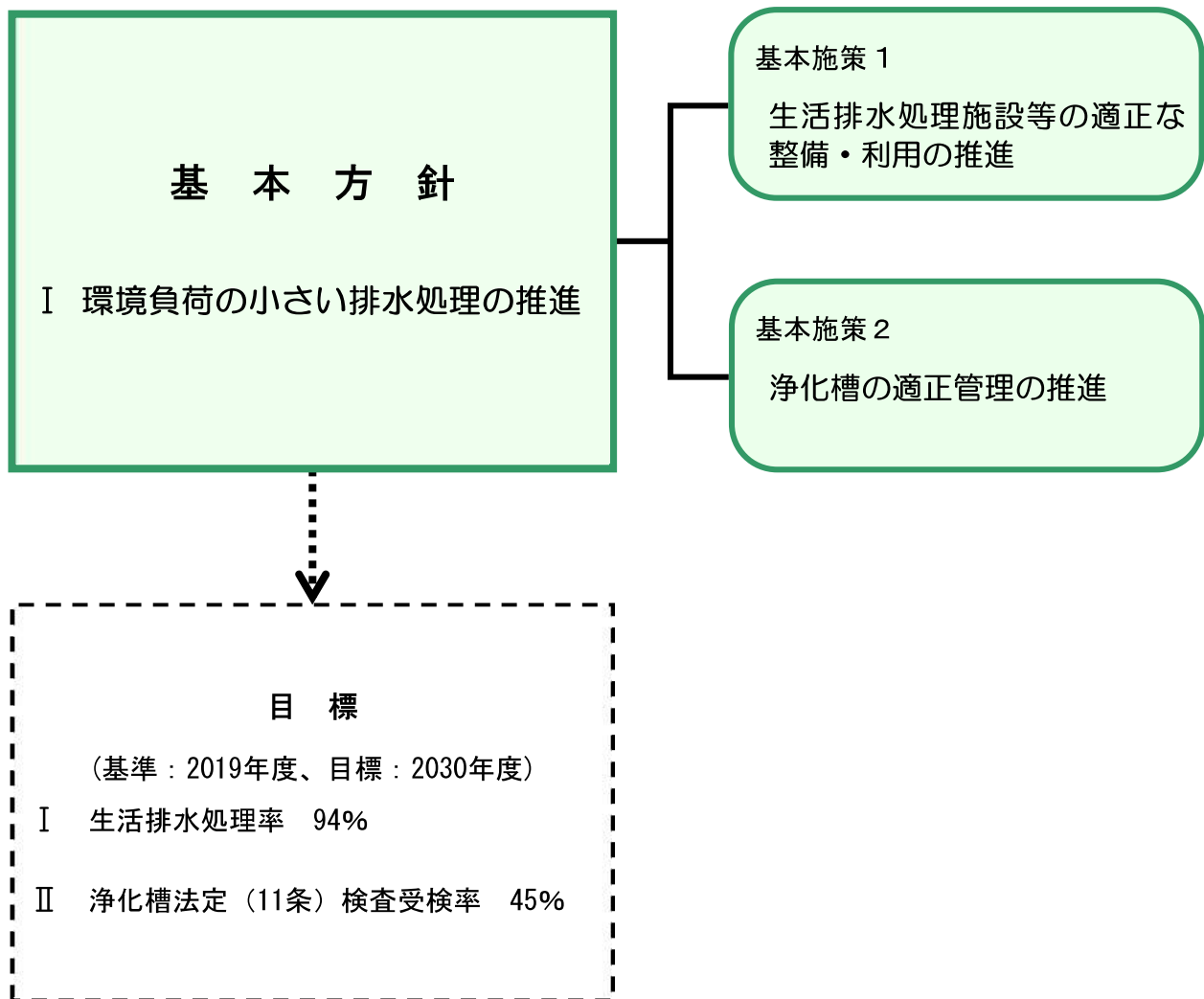
法定検査の受検率を向上させることは、浄化槽の状態を適切に把握することにつながり、ひいては、清掃、保守点検の実施率向上にもつながるものです。

この考えのもと、2030（令和12）年度までに浄化槽の法定（11条）検査受検率を2019（令和元）年度の全国の実検率平均である43.8%を上回る45%に引き上げることを目標とします。

第 3 章 基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針に基づき、目標を達成するために次のとおり基本施策を定め、今後の取組を次に示します。

また、今後の取組のうち重点的に取り組むものを、重点取組として位置付けます。



基本施策1 生活排水処理施設等の適正な整備・利用の推進

具体的取組

➤ 下水道整備の推進【重点取組】

市街地における生活環境の向上と、河川や三河湾などの公共用水域の水質を保全するため、下水道未普及地区（橋良地区・牛川地区・東三ノ輪地区）の整備や施設の改築・更新を推進します。

※ 下水道整備の取組については、「豊橋市污水適正処理構想（2025（令和7）年3月版）」、「豊橋市上下水道ビジョン2021-2030（改訂版）」により示します。

➤ 合併処理浄化槽への転換の推進【重点取組】

下水道事業計画区域外及び地域下水道処理区域外において、し尿汲み取り槽及び単独処理浄化槽を利用している管理者については、合併処理浄化槽への転換を一層促進します。

- ① 浄化槽設置整備事業補助金による合併処理浄化槽への転換の促進
- ② 戸別訪問等による合併処理浄化槽への転換に関する啓発の強化

➤ 下水道処理区域における下水道利用の推進【重点取組】

下水道処理区域において、下水道への接続義務者に対して指導啓発し、下水道利用の推進を図ります。

➤ 汚泥の資源活用の推進

バイオマス利活用センターに、下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみを集約し、メタン発酵させて発生したガスにより発電を行い電力会社に売電し、発酵後に残った汚泥は炭化燃料として利活用します。

➤ し尿・浄化槽汚泥の処理体制の維持

現行の許可事業者8社（車両16台）による処理体制の維持を図ることで円滑な処理を進めます。

基本施策2 浄化槽の適正管理の推進

具体的取組

➤ 浄化槽台帳の再整備

2020（令和2）年4月に施行された改正「浄化槽法」により、浄化槽台帳の作成、保管が義務付けられたことを契機として、台帳システムの整備をさらに進め、市内の浄化槽の設置状況や維持管理状況等を適切に把握できるように取組を行います。

➤ 浄化槽管理者へ適正管理の指導啓発【重点取組】

指定検査機関、保守点検業登録業者、清掃業許可業者との連携を図り、浄化槽の維持管理状況に関する情報を収集し、活用することで、浄化槽管理者に向けた浄化槽の適正管理についての指導・助言、啓発を強化します。

第 4 章 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール	
			前期	後期
I. 環境負荷の小さい排水処理の推進	1. 生活排水処理施設等の適正な整備・利用の推進	下水道整備の推進※	●	●
		合併処理浄化槽への転換の推進	●	●
		下水道処理区域における下水道利用の推進	●	●
		汚泥の資源活用の推進	○	○
		し尿・浄化槽汚泥の処理体制の維持	○	○
	2. 浄化槽の適正管理の推進	浄化槽台帳の再整備	●	○
		浄化槽管理者へ適正管理の指導啓発	●	●

注 1: ●は重点取組を示します。

※ 下水道整備の取組については、「豊橋市污水適正処理構想（2025（令和7）年3月版）」、「豊橋市上下水道ビジョン2021-2030（改訂版）」により示します。

第 3 部 産業廃棄物処理基本計画

計画の概要

本計画は、産業廃棄物行政を担う中核市として、本市の産業廃棄物の適正処理を推進するための基本的事項及び方針を定めたものです。

産業廃棄物処理基本計画

- 基本方針
 - I 産業廃棄物の発生・排出抑制
 - II リサイクルの推進
 - III 適正処理の推進

- 目標（基準：2018年度、目標：2030年度）
 - I 排出量
 - ・排出量を2018年度実績以下に抑制
 - II 再生利用率
 - ・排出量に対して再生利用率を49%以上に増加
 - III 最終処分量
 - ・最終処分量を2018年度実績に対して12%削減

- 基本施策
 - 1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進
 - 2 循環的利用の促進
 - 3 優良な排出事業者・処理業者の育成

第 1 章 現状の認識

本市は、豊かで安心して暮らせるまちの構築に向け、事業者や市民と連携し産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進に取り組んできました。

こうした取組を進めていく中で、2025（令和7）年度に実施した産業廃棄物排出処理状況実態調査の2023（令和5）年度実績においては、排出量が約1,190,000 tとなり、2018（平成30）年度と比較し、減少するという結果となりました。

個別にみると、種類別排出量の主なところでは動物のふん尿、汚泥、がれき類が減少し、業種別排出量では、農業、製造業、電気・水道業、建設業が減少しました。

この背景として、本市は全国的に見ても農業が盛んな地域であり、特に畜産農家から排出される動物のふん尿が、全排出量に対し高い割合を占めるという特徴があります。

前期計画では、新型コロナウイルス感染症拡大を原因とした、いわゆる「コロナ禍」における産業界の事業停滞の影響はあったものの、「コロナ禍」からの脱却後は、経済活動が再始動・活発化しており、これに応じて産業廃棄物排出量が増加するものと考えられます。

後期計画策定にあたっては、廃棄物の種類や排出元業種により実情が異なることを勘案しつつ、引き続き本市の産業構造の変化にも配慮した発生・排出抑制や再生利用への取組が必要となります。

表 3-1: 産業廃棄物の排出量などの推移

(単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績	2023年度 実績
排出量		1,605.2	1,543.6	1,332.7	1,189.2
再生利用量		667.0	693.1	621.6	490.9
中間処理による減量化量		900.9	811.5	680.6	676.0
最終処分量		36.9	39.0	30.3	22.3
保管・その他量		0.5	0.0	0.2	0.0

注 1: 各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

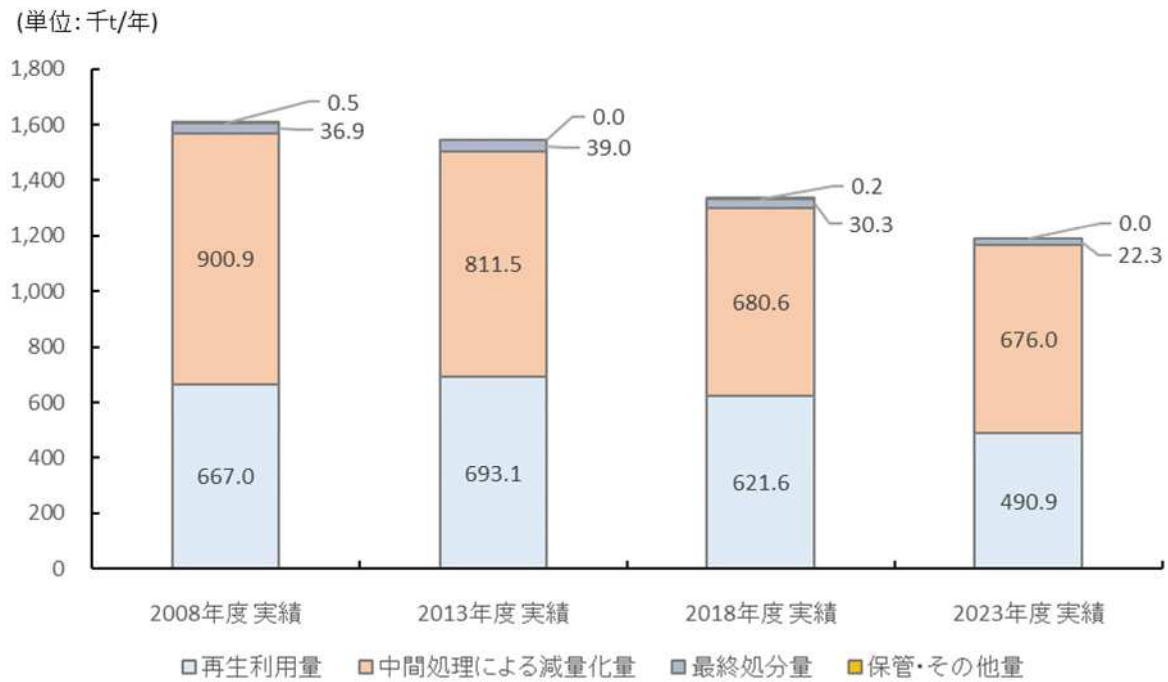


図 3-1: 産業廃棄物の排出量などの推移

表 3-2: 産業廃棄物の種類別排出量などの推移

◎動物のふん尿 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績	2023年度 実績
排出量		535.1	483.0	448.9	428.5
再生利用量		137.5	122.3	107.7	68.1
中間処理による減量化量		397.6	360.7	341.1	360.3
最終処分量		—	—	—	—
保管・その他量		—	—	—	—

◎汚泥 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績	2023年度 実績
排出量		456.0	441.1	330.0	269.5
再生利用量		21.2	27.6	15.7	15.0
中間処理による減量化量		426.6	407.5	309.4	253.4
最終処分量		8.1	6.1	4.9	1.1
保管・その他量		0.0	—	0.0	—

◎がれき類 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績	2023年度 実績
排出量		260.4	207.7	184.0	171.3
再生利用量		234.2	195.8	175.3	167.9
中間処理による減量化量		21.8	1.8	0.2	—
最終処分量		4.4	10.0	8.5	3.4
保管・その他量		—	—	0.0	—

◎鉱さい (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績	2023年度 実績
排出量		135.7	138.4	38.7	26.9
再生利用量		135.2	138.4	27.3	26.9
中間処理による減量化量		—	—	—	—
最終処分量		0.5	—	11.4	—
保管・その他量		—	—	—	—

◎ばいじん (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績	2023年度 実績
排出量		67.1	30.4	18.9	14.2
再生利用量		65.7	29.8	18.6	14.1
中間処理による減量化量		—	—	—	—
最終処分量		1.8	0.6	0.3	0.1
保管・その他量		—	—	0.0	—

◎その他の品目 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績	2023年度 実績
排出量		150.9	243.1	312.2	278.8
再生利用量		73.1	179.3	277.0	198.9
中間処理による減量化量		55.2	41.6	29.8	62.3
最終処分量		22.1	22.2	5.2	17.7
保管・その他量		0.5	—	0.1	0.0

注 1: 各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

注 2: ばいじんは、処理方法により、合計が一致しない場合があります。

表 3-3: 産業廃棄物の業種別排出量などの推移

◎農業 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績	2023年度 実績
排出量		535.3	483.0	449.0	428.1
再生利用量		137.5	122.3	107.8	67.8
中間処理による減量化量		397.6	360.7	341.1	360.3
最終処分量		—	—	0.0	0.0
保管・その他量		0.2	—	0.0	—

◎製造業 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績	2023年度 実績
排出量		325.6	337.2	346.2	246.4
再生利用量		211.9	239.6	239.1	155.1
中間処理による減量化量		93.7	86.7	93.4	78.5
最終処分量		20.0	10.9	13.6	12.8
保管・その他量		0.0	—	0.1	0.0

◎電気・水道業 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績	2023年度 実績
排出量		418.4	407.8	281.4	242.1
再生利用量		59.8	71.4	54.8	12.0
中間処理による減量化量		354.0	333.2	221.9	229.9
最終処分量		4.6	3.2	4.7	0.2
保管・その他量		—	—	0.0	—

◎建設業 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績	2023年度 実績
排出量		289.2	250.2	194.0	173.9
再生利用量		252.9	232.1	179.9	169.7
中間処理による減量化量		27.6	3.9	3.5	0.6
最終処分量		8.7	14.1	10.6	3.5
保管・その他量		—	—	0.0	—

◎その他の業種 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績	2023年度 実績
排出量		36.7	65.4	62.0	98.7
再生利用量		5.0	27.6	39.9	86.3
中間処理による減量化量		28.0	27.0	20.7	6.7
最終処分量		3.6	10.8	1.4	5.8
保管・その他量		0.3	—	0.0	0.0

注 1: 各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

(単位: 千t/年)

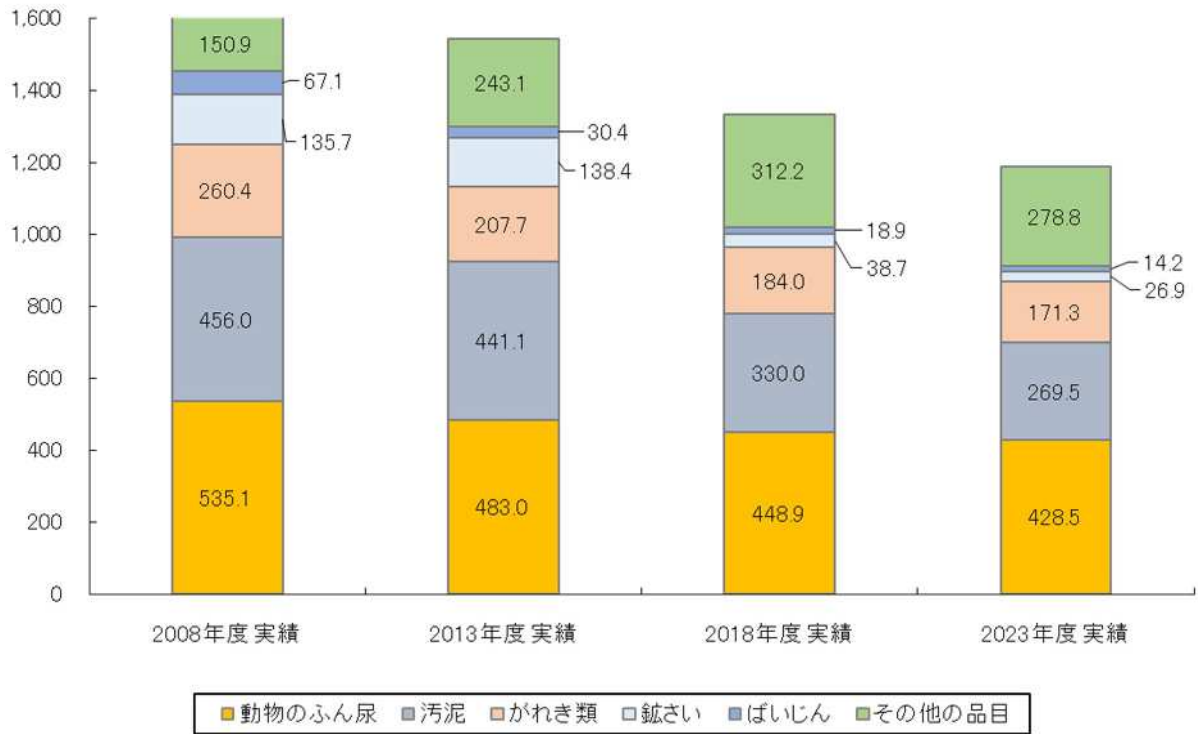


図 3-2: 産業廃棄物の種類別排出量などの推移

(単位: 千t/年)

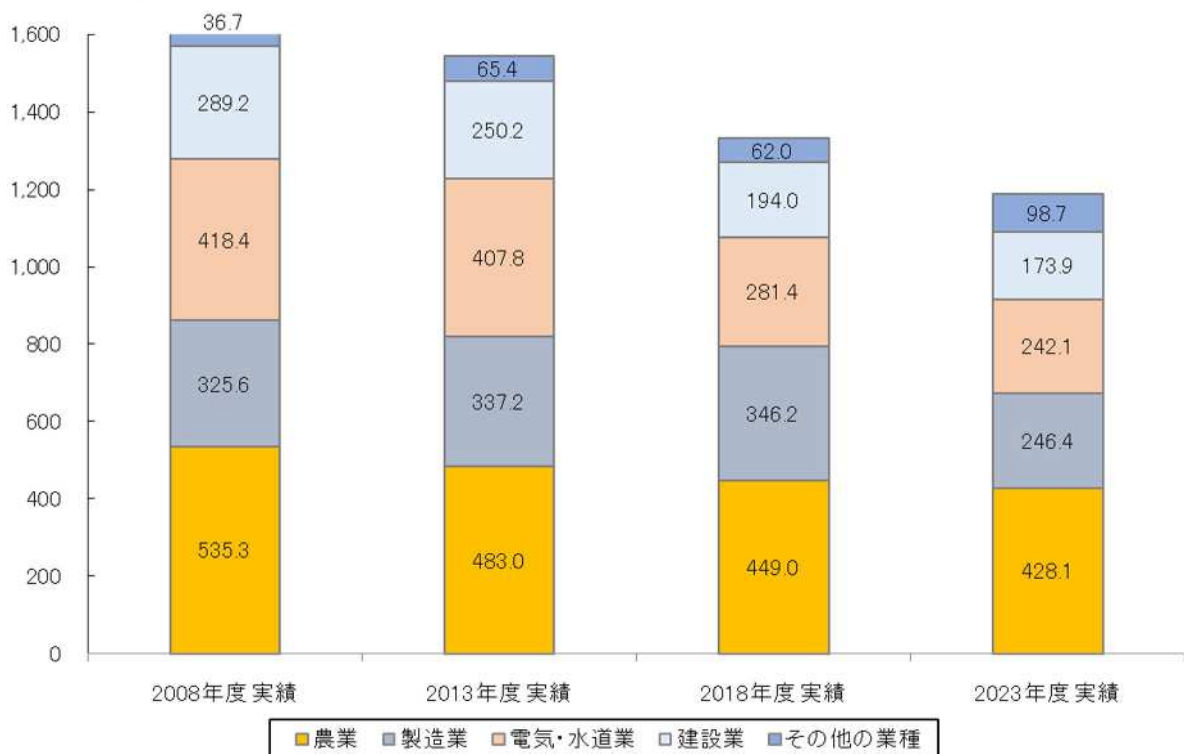


図 3-3: 産業廃棄物の業種別排出量などの推移

第1節 前期の主な取組内容

2021（令和3）年3月に策定した「産業廃棄物処理基本計画」では、産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進の三つを基本方針として、次に掲げる内容に取り組みました。

1-1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進（基本施策1）

【主な具体的取組】

- 多量排出事業者への指導・助言
- 排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実

多量排出事業者の産業廃棄物の排出量は、本市の産業廃棄物の排出量全体の4割を占めており、「産業廃棄物の発生・排出抑制」における目標を達成するうえで、多量排出事業者の協力は不可欠となっていることから、2011（平成23）年度から多量排出事業者に対する立入検査を計画的に実施し、廃棄物の発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理に関する指導・助言に努めてきました。

排出量を種類別にみると、動物のふん尿、汚泥、がれき類の排出量が全体の7割以上を占めており、業種別でみると、農業、製造業、電気・水道業、建設業の排出量が全体の9割以上を占めていたことから、効率的な発生・排出量の削減を目指し、排出量の多い種類・業種を対象とした指導等を行ってきました。

《多量排出事業者への立入件数》

- 2022（令和4）年度実績：34件
- 2023（令和5）年度実績：39件
- 2024（令和6）年度実績：14件

1-2 循環的利用の促進（基本施策2）

【主な具体的取組】

- 資源循環を目指した処理体制・再生利用体制の確立
- 公共事業廃棄物の適正処理の推進
- 各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進
- 産業廃棄物焼却施設における熱回収の促進

排出事業者・処理業者に対する再生利用に関する啓発・指導を充実させるため、事業所・産業廃棄物関連施設等への立入りをを行い、産業廃棄物の排出状況に合わせた指導・助言、さらには再生利用に関する情報提供を行ってきました。

また、公共工事に伴う建設廃棄物や公立病院からの医療廃棄物などの公共事業にかかる廃棄物の排出抑制を推進するとともに、公共事業における再生品や再利用品の利用促進について取組を行ってきました。

他にも、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」などの各種リサイクル法の運用を徹底させるため、関係機関と合同でパトロール等を実施し、排出事業者などに対し、各種リサイクル法を遵守した適正処理を促してきました。

《産業廃棄物・自動車リサイクル関連施設等への立入件数》

- 2022（令和4）年度実績：1,193件
- 2023（令和5）年度実績： 773件
- 2024（令和6）年度実績： 870件

《建設リサイクル法に係るパトロール件数》

- 2022（令和4）年度実績： 2件
- 2023（令和5）年度実績： 2件
- 2024（令和6）年度実績： 2件

《廃棄物熱回収施設設置者認定件数》

- 2025（令和7）年6月末 現在：1件

1-3 優良な排出事業者・処理業者の育成（基本施策3）

【主な具体的取組】

- 優良な処理業者の育成及び優良産廃処理業者認定制度の周知
- 不適正事案への厳正な対応
- 地域と連携した不法投棄監視体制の強化
- 排出事業者・処理業者への指導・監視
- 電子マニフェストの利用促進
- PCB廃棄物の期限内処理に向けた啓発
- 災害時における産業廃棄物の適正処理

2011（平成23）年度より優良品業者の認定制度について周知を図り、優良品業者数の増加に努めてきました。

また、不法投棄などへの取組では、本市が運用する「不適正事案管理機能システム」により、過去の記録を活用し不適正事案に迅速かつ効率的に対応できる体制の強化を図り、不適切行為者に対しては、文書指導などの厳正な対応を行ってきました。

さらに、多量排出事業者をはじめとした排出事業者に対して、電子マニフェストの利用を促すとともに、PCB 廃棄物の期限内処理及び水銀廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者への情報発信等に努めて参りました。

《優良認定事業者数》

- 2025（令和7）年3月末 現在：8事業者

《不法投棄等件数：産業廃棄物に係るもの》

- 2022（令和4）年度実績：35件
- 2023（令和5）年度実績：62件
- 2024（令和6）年度実績：50件

《電子マニフェスト普及率》

- 2025（令和7）年3月末 現在：56.7%

第2節 目標の達成状況

2021（令和3）年3月に策定した「産業廃棄物処理基本計画」では、産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進の三つを基本方針として、次のように目標を設定しました。

目 標（基準：2018年度、目標：2030年度）

I 排出量

- 排出量を2018年度実績以下に抑制

II 再生利用率

- 排出量に対して再生利用率を49%以上に増加

III 最終処分量

- 最終処分量を2018年度実績に対して1%削減

この目標についての達成状況を次に示します。

排出量及び最終処分量に関する目標は達成しましたが、再生利用率に関する目標は未達成となっています。

表 3-4: 2023(令和5)年度における目標の達成状況

区分	年度	2018年度 実績(基準)	2023年度 実績	2030年度 (目標)	達成状況※
排出量		1,332.7千t	1,189.2千t	1,332.7千t	達成
再生利用率(再生利用量)		46.6% (621.6千t)	41.3% (490.9千t)	49.0% (653.0千t)	未達成
最終処分量		30.3千t	22.3千t (▲26.4%)	30.0千t (▲1.0%)	達成

※達成状況は2018(平成30)年度実績における評価

2-1 排出量

【目標】 排出量を2018年度実績以下に抑制



図 3-4: 産業廃棄物の排出量の推移

2023（令和5）年度における産業廃棄物の排出量は約1,190,000 tで、基準年である2018（平成30）年度と比較し、約143,500 t・約11%減量しました。

このことから、2030（令和12）年度目標は達成している状況にあります。

2-2 再生利用率

【目標】 排出量に対して再生利用率を49%以上に増加

$$\text{再生利用率} = \frac{\text{再生利用量}}{\text{排出量}} \times 100$$

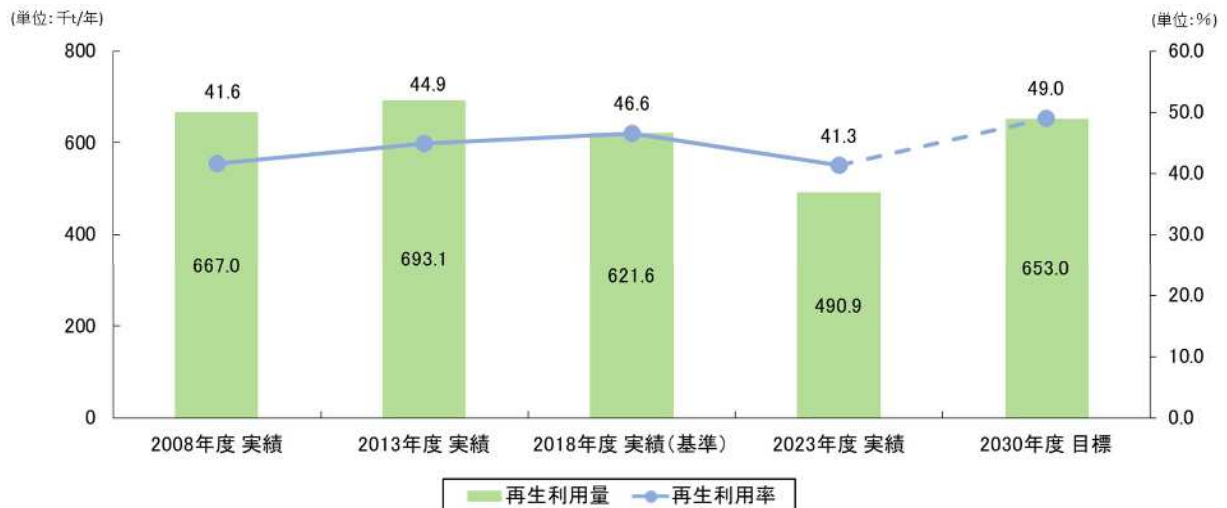


図 3-5: 産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移

2023（令和5）年度における産業廃棄物の再生利用量は約491,000 tで、基準年である2018（平成30）年度と比較し、約130,000 t 減少しました。

再生利用率については、算定の分母となる排出量の削減等の影響もあり、再生利用率は5.3ポイントの減少となり、「排出量に対して再生利用率を49%以上に増加」という目標は達成できませんでした。

2-3 最終処分量

【目標】 2018年度の実績に対して最終処分量を1%削減

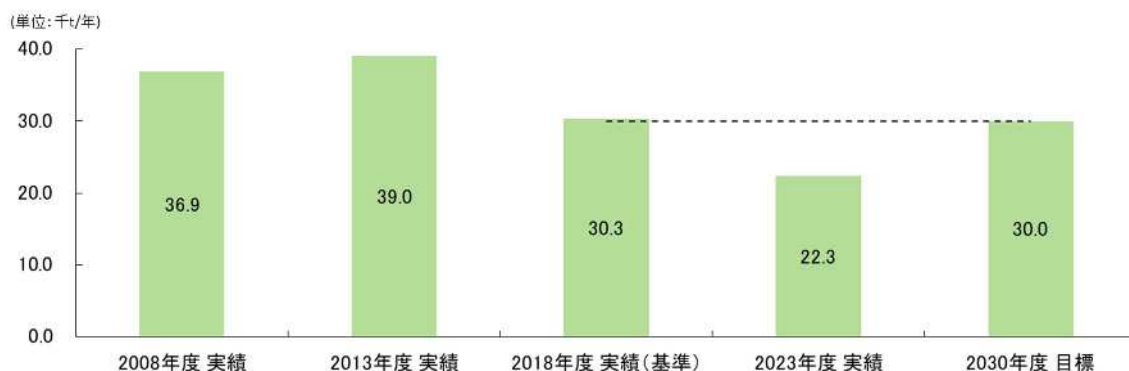


図 3-6: 産業廃棄物の最終処分量の推移

2023（令和5）年度における産業廃棄物の最終処分量は22,300 tで、基準年である2018（平成30）年度と比較し、約8,000 t・約26%を削減することができました。

このことから、2030（令和12）年度目標は達成している状況にあります。

第3節 主な課題

- **多量排出事業者に対する排出抑制に向けた指導・助言の強化**

産業廃棄物の排出量の削減については、これまでの取組により一定の効果がありましたが、さらなる産業廃棄物排出量の削減に向け、産業廃棄物の全排出量の4割を占める多量排出事業者に向けた指導・助言を強化する必要があります。

- **持続可能な開発目標（SDGs）への対応**

国連で採択された国が推進する持続可能な開発目標（SDGs）において「廃棄物の発生を減らす」がターゲットとされており、「廃棄物の発生を大幅に削減」をキーワードに積極的な取組が強く求められています。

- **再生利用率の向上**

がれき類、木くずなどの再資源化が定着するなど、リサイクルに対する意識の醸成は図られつつありますが、目標達成のためには、さらなるリサイクルの推進を図る必要があります。引き続き、多量排出事業者をはじめとした排出事業者に対して、さらなるリサイクルの推進を図るよう、指導・助言を行うことで、再生利用率の向上を目指す必要があります。

- **適切なリサイクル体制の確立**

リサイクルを推進するためには、産業廃棄物の処理体制を確保するだけでなく、再生品の使用先を確保するなど、市民・事業者・行政の三者による適正な役割分担と協働を図りながら、適切なリサイクル体制を確立する必要があります。

また、資源の循環的な利用をさらに図るため、再生品の使用が積極的に進むように促す必要があります。

- **適正処理の推進**

産業廃棄物の排出量は減少傾向ですが、全国的に見ても最終処分場の残余容量は逼迫した状況にあります。そのため、「循環型社会形成推進基本法」に定められた「発生抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）、再生利用（Recycle リサイクル）」の基本原則（3R）に則り、資源循環がさらに推進されるよう、排出事業者に向けた適正な産業廃棄物の処理に関する情報提供などを積極的に進めていく必要があります。

● PCB廃棄物の期限内処理の実施

低濃度PCB廃棄物の処理期限が、2027（令和9）年3月末日までと設定されていることから、保管事業者等に対して、期限内に確実に処理するよう、指導・啓発を徹底する必要があります。

● 優良事業者の育成

排出事業者が自らの判断により優良な産業廃棄物処理業者を選択することができるよう、優良産廃処理業者認定制度の周知及び支援を行うなど、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努める必要があります。

● 電子マニフェストの利用促進

産業廃棄物処理の透明性を確保し、不適正処理の防止及び的確な管理を図るため、電子マニフェストのさらなる普及促進を図る必要があります。

● 不法投棄対策の強化

不法投棄などの不適正処理は、周辺地域の生活環境保全上の支障や廃棄物処理に対する住民の不信感を生じさせることから、今後も監視・指導の徹底に努めるとともに、「不適正事案管理機能システム」を有効活用し、効率的かつ効果的な適正処理に向けた取組を進める必要があります。

● 災害時における産業廃棄物の適正処理

近年では、集中豪雨による記録的な大雨により、周辺環境に大きな被害を生ずる事案が発生しています。

このような災害時に、排出事業者及び処理業者において保管する産業廃棄物が飛散、流出し、周辺環境に悪影響を与えることがないように、災害に対応した産業廃棄物の保管及び適正処理の体制を構築しておく必要があります。



ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する

ターゲット12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

出典：外務省ホームページ

図 3-7: 持続可能な開発目標(SDGs)

第 2 章 基本方針と目標

第 1 節 基本方針

廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を構築するためには、排出事業者・処理業者・行政が適切な役割分担の下で、それぞれが積極的な取組を図ることが重要です。

そのためには、できるかぎり廃棄物の発生・排出を抑制し、次に環境負荷の軽減に配慮して可能なかぎり再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、そのうえで、最後に残ったものについて適正に最終処分（埋立処分）することが基本となります。

また、産業廃棄物の発生から最終処分完了までの一連の処理が、その産業廃棄物の性状に応じた適切な方法により行われるよう、適正処理を推進する必要があります。

さらに、事業者だけでなく市民に対しても産業廃棄物に関する情報を積極的に公開・発信し、不法投棄をはじめとする不適正処理の根絶を図る必要があります。

そこで、基本方針を次のとおり定めます。

<基本方針>

- I 産業廃棄物の発生・排出抑制
- II リサイクルの推進
- III 適正処理の推進

基本方針Ⅰ：産業廃棄物の発生・排出抑制

3Rの基本原則に則り、排出事業者・処理業者・行政が循環型社会の形成や環境負荷削減の意識を持って行動するとともに、市民も共通の認識を持つことで、生産・消費・処理の各方面から産業廃棄物の発生・排出を抑制します。

基本方針Ⅱ：リサイクルの推進

「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「家電リサイクル法」などの各種リサイクル法を遵守した適正処理を推進するとともに、排出事業者・処理業者・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、相互の連携により、産業廃棄物のリサイクルの推進を目指します。

また、再生品の利用など、市民のリサイクルに関する自主的な取組が促進するよう、適切な普及啓発や情報提供を行います。

基本方針Ⅲ：適正処理の推進

排出事業者や処理業者に対する指導監督を徹底し、優良な排出事業者と処理業者の育成に努め、産業廃棄物の適正処理の推進を目指します。

第2節 目標

基本方針に基づき、次の3項目について目標を設定します。

I 排出量
II 再生利用率
III 最終処分量

2-1 排出量

本市における、2030（令和12）年度の排出量の目標を次のとおり定めます。

目標
排出量を2018年度実績以下に抑制

表 3-5: 排出量の目標

(単位:千t/年)

区分 \ 年度	2018年度 実績 (基準)	2023年度 実績	2030年度 (目標)
排出量	1,332.7	1,189.2	1,332.7
2018年度比	—	89.2%	100.0%

注 1: 部分は目標を示します。

目標値設定の考え方

産業廃棄物の排出量は、これまでの排出縮減に向けた様々な取組により減少傾向にありましたが、これまでの取組が浸透していることから、今後においては大幅な減少が見込まれない状況となっています。

また、市内において企業の立地予定があり、経済活動の活性化が想定されていることなど、排出量の増加に関連する多様な要因が見込まれていますが、今後も市民・事業者・行政が一体となって、産業廃棄物のさらなる排出抑制に取り組む必要があります。

この考えのもと、排出量を2030（令和12）年度において、2018（平成30）年度実績以下に抑制することを目標とします。

2-2 再生利用率

本市における、2030（令和12）年度の再生利用率の目標を次のとおり定めます。

目標

排出量に対して再生利用率を 49%以上に増加

$$\text{再生利用率} = \frac{\text{再生利用量}}{\text{排出量}} \times 100$$

表 3-6: 再生利用率の目標

(単位：千 t / 年)

区分 \ 年度	2018年度 実績（基準）	2023年度 実績	2030年度 （目標）
再生利用量	621.6	490.9	653.0
再生利用率※	46.6%	41.3%	49.0%

注 1: ■部分は目標を示します。

※ 廃棄物処理法に基づく基本方針(国)及び愛知県廃棄物処理計画では、「出口側の循環利用率」が設定されていますが、市民や事業者に対して伝わりやすい指標を用いるため、本計画では「再生利用率」としています。

目標値設定の考え方

産業廃棄物を再生し利用の促進を図ることは、循環型社会を形成する上で重要であり、積極的に取り組まなければならない事項となっています。今後はこれまでの取組を強化し、継続していくことで、再生利用率の向上を目指します。

この考えのもと、周知・啓発をさらに進めることで、2030（令和12）年度において、2018（平成30）年度実績より2.4ポイント増加させた、49%以上とすることを目標とします。

2-3 最終処分量

本市における、2030（令和12）年度最終処分量の目標を次のとおり定めます。

目標

最終処分量を2018年度実績に対して12%削減

表 3-7: 最終処分量の目標

(単位: 千 t/年)

区分 \ 年度	2018年度 実績 (基準)	2023年度 実績	2030年度 (目標)
最終処分量	30.3	22.3	26.7
2018年度比	—	▲26.4%	▲12.0%

注 1: ■部分は目標を示します。

目標値設定の考え方

廃棄物の最終処分量は減少傾向にありますが、新規の最終処分場の建設が困難な現状があり、全国的に最終処分場の残余容量が減少している状況であるため、最終処分量の削減は重要な事項と考えられます。

このため、今後も産業廃棄物の資源化及び減量化に努めるだけでなく、バイオマスなどの新たな再生利用法の導入、事業者及び処理業者に対する適正処理に関する情報提供・相談対応などの支援により、最終処分量を2018（平成30）年度実績より12%削減することを目標とします。

参考：国及び愛知県の計画目標

計 画 名	基準年度	目標年度	目 標（現状に対して）
廃棄物処理法に基づく 基本方針（国）*1	2022 （令和4） 年度	2030 （令和12） 年度	排 出 量 増加を約1%に抑制 出口側の循環利用率 約37% （基準年度約37%） 最終処分量 約10%削減
愛知県廃棄物処理計画	2019 （令和元） 年度	2026 （令和8） 年度	排 出 量 増加を約1%に抑制 出口側の循環利用率*2 約74% （基準年度約68.1%） 最終処分量 約18%削減

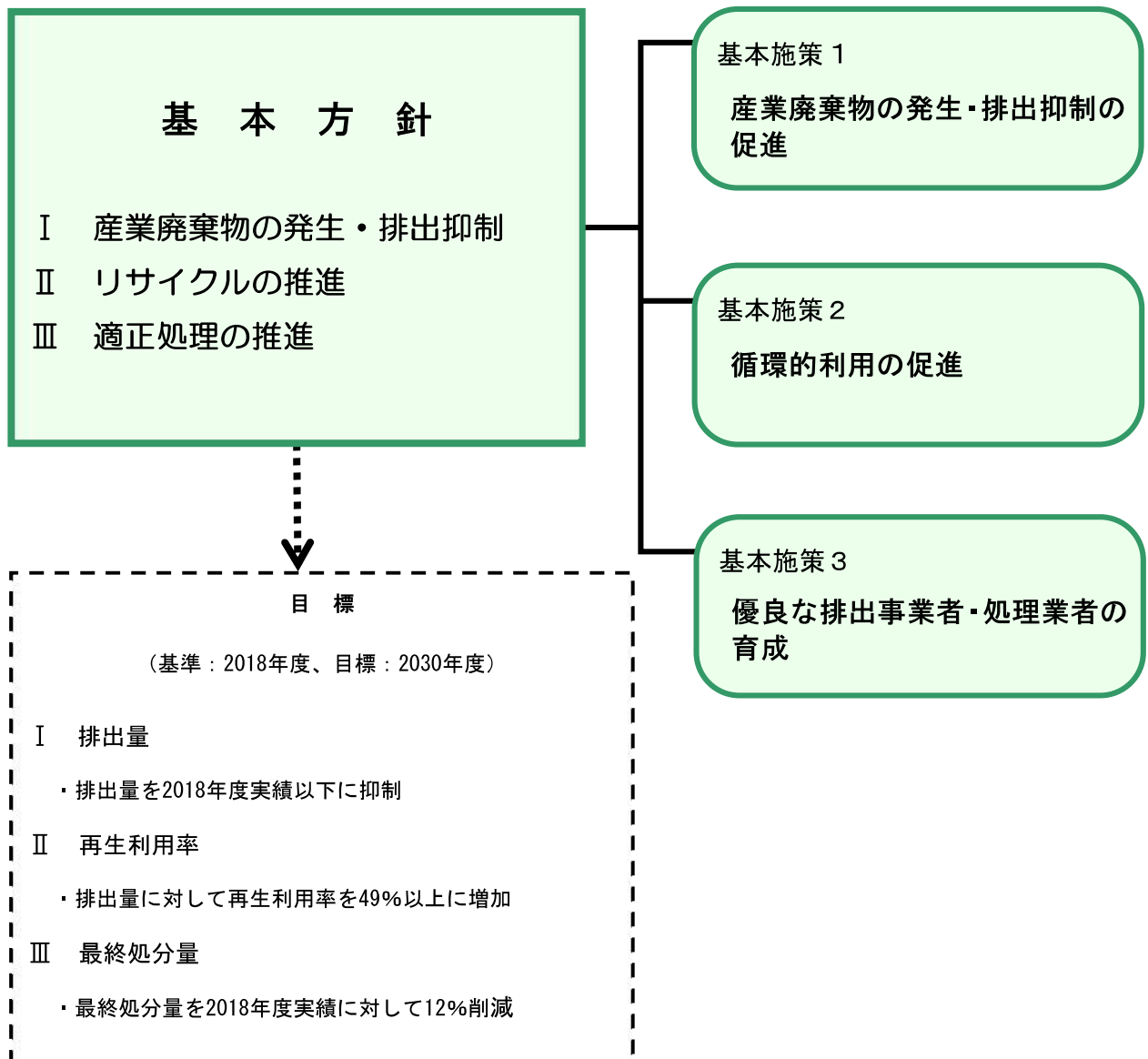
*1 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年2月18日環境省告示第6号）

*2 産業廃棄物の「出口側の循環利用率」とは、「再生利用量 + 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類それぞれの減量化量 — 動物のふん尿の直接再生利用量」を「排出量」で除した際の割合をいう。

第 3 章 基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針を実現するための基本施策を次のとおり定め、今後の取組を次に示します。

また、今後の取組のうち重点的に取り組むものを、重点取組として位置付けます。



基本施策1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進

具体的取組

➤ 多量排出事業者への指導・助言【重点取組】

多量排出事業者に対して、産業廃棄物の発生・排出抑制、減量、再使用、再生利用及び適正処理に向けた自主的な取組を促進するとともに、「廃棄物処理法」に基づく処理計画に沿った処理などの実施の指導・助言を行います。

➤ 排出抑制・再生利用に向けた事業者の自主的な取組の推進【重点取組】＜拡充＞

事業者による自主的な排出抑制・再生利用を推進するため、排出事業者、処理業者及び関係者に対して、セミナーや研修会の開催、Web ページを活用し、本計画及び廃棄物・リサイクルに係る最新の情報を提供することにより、廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関する意識の高揚を図ります。

基本施策2 循環的利用の促進

具体的取組

➤ 資源循環を目指した処理体制・再生利用体制の確立【重点取組】

地球温暖化防止の観点からも、事業者自らが原料の入手、製造、出荷などの各製造段階において産業廃棄物の処理方法・再生利用の手法の導入を計画的に検討していく必要があります。

また、産業廃棄物の処理を委託する際には、排出事業者と処理業者との連携により、経済性、環境負荷などを考慮した総合的な見地から検討するよう啓発・指導に努めます。

➤ 公共事業廃棄物の適正処理の推進

公共事業廃棄物には、下水道汚泥や公共工事に伴う建設廃棄物、公立病院からの医療廃棄物などがあり、産業廃棄物の発生源として一定の割合を占める一方、公共事業はリサイクル材や再生品の受け入れ先としても重要な役割を担っています。公共事業が他の模範となるべく、「廃棄物処理法」や「建設リサイクル法」に基づき適正処理を徹底するだけでなく、再生資材の利用促進に努めます。

➤ 各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進

排出事業者に対し、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「家電リサイクル法」などの各種リサイクル法を遵守した適正処理を指導し、産業廃棄物の発生・排出抑制や減量及びリサイクルを推進します。

➤ リサイクルの促進及び再生品の利用促進【重点取組】 <拡充>

本市の産業廃棄物排出量の7割を占めている「動物のふん尿」、「汚泥」、「がれき類」は、リサイクルが可能なものであることから、排出事業者に対して、リサイクルの推進に向けた助言を行います。

また、製造業者や土木・建設工事業者、農業従事者などに対して、再生品の積極的な利用を働きかけます。

さらに、本市は国にリサイクルポートの指定を受けた国内有数の物流産業拠点である三河港を有しております。このため、金属くず等が集約されやすいという地域特性があることから、集まってきた金属くず等の適正なりサイクルや管理を促進します。

➤ **熱回収等の促進 【重点取組】 <拡充>**

再使用、再生利用できない産業廃棄物については、可能な限り熱回収等を行う処理業者に処理の委託がされるよう、排出事業者に対して助言を行います。

また、動物のふん尿・汚泥等を活用したメタンガス利用、焼却処理を行う際の熱回収施設など、産業廃棄物の種類・施設ごとに適した熱利用手法・熱回収設備等の導入が促進されるよう、廃棄物処理業者等に対して助言や啓発を行います。

基本施策3 優良な排出事業者・処理業者の育成

具体的取組

▶ 優良な排出事業者の育成【重点取組】〈新規〉

排出事業者に対して、法令の遵守はもとより、分別の徹底や地球環境に配慮した廃棄物の処理と減量化について助言を行います。

また、排出事業者に必要な法令の知識等に関して、セミナーや研修会、Webページなどを活用し、わかりやすい情報提供に努めます。

▶ 優良産廃処理業者認定制度の周知【重点取組】

処理業者に対し、優良産廃処理業者認定制度及びそのメリットを広く周知し、認定取得を促進することにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めます。

また、Webページに掲載することで、排出事業者が自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定できる環境を整備します。

▶ 不適正事案への厳正な対応

生活環境保全上の支障が生じることを未然に防止するため、産業廃棄物の処理基準や保管基準等に適合しない不適正事案に対しては、ホームページなどで行為者の公表や警察への告発など厳格かつ適正な対応を図ります。

▶ 地域と連携した不法投棄監視体制の強化【重点取組】

電話やファックス、電子メールなどの従来の方法に加え、SNSなど様々な媒体を活用し、不法投棄情報等の通報体制を確保することにより、不適正事案の情報収集や早期発見に努めます。

また、「不適正事案管理機能システム」により管理している、過去の不法投棄情報を併せて活用することにより、不法投棄多発箇所に監視カメラを設置するなどの対策を講じるなど、地域と連携した監視体制の強化を図ります。

▶ 紛争予防条例の運用の徹底

事業者と市民の間で円滑な合意形成が図られるよう手続きを規定した「豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を

厳格に運用します。

また、産業廃棄物処理施設の設置に関する計画に対する意見や事業者の見解、条例手続きの進捗状況などの情報を市民に広く公開します。

➤ **排出事業者・処理業者への指導・監視**

適正処理の推進を図るため、関係法令の改正などがある場合には排出事業者・処理業者に対し情報提供を行うとともに、定期的な立入調査を実施し、指導・監視を適切に実施します。

➤ **産業廃棄物の処理に関する連携の強化**

環境保全への取組と地域経済の活性化を図る中で、排出事業者・処理業者・行政などの間で産業廃棄物に関する動向や課題を共有できる環境を整備することにより、産業廃棄物の適正処理に向けた連携の強化を図ります。

➤ **電子 manifests の利用促進【重点取組】**

産業廃棄物の適正処理を推進するため、インターネットを利用した産業廃棄物管理票（電子 manifests）の管理制度のメリットや操作方法等について、セミナーや研修会、Web ページ等を活用し情報提供を行うことで、電子 manifests の普及促進を図ります。

➤ **PCB 廃棄物の期限内処理に向けた啓発【重点取組】**

PCB 廃棄物の処分について、PCB 特別措置法に基づき、低濃度 PCB 廃棄物は2027（令和9）年3月末日までに処理を完了しなければならないことから、市内の使用又は保管事業者に対して立入検査を実施するなど、当該事業者へ期限内処理を確実に行うよう促します。

➤ **水銀廃棄物の適正な処理の推進**

環境省の「水銀廃棄物ガイドライン」に基づき、適正な処理が図られるよう排出者に向けた情報発信を行います。

➤ **災害時における産業廃棄物の適正処理【重点取組】**

災害による保管中の産業廃棄物や特別管理産業廃棄物などの飛散、流出を未然に防ぎ適正処理を推進するため、排出事業者・処理業者に対し、災害時を想定した保管及び緊

急時の対策についての検討を促します。

また、将来的に発生することが予想されている南海トラフ地震等の大規模災害における災害廃棄物の取扱いについて、排出事業者・処理業者に対してあらかじめ業務継続計画を策定するよう促します。

第 4 章 関係者の主な役割

循環型社会の構築に向けては、排出事業者・処理業者・市民・行政のそれぞれが役割を果たし、相互に連携して産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルの推進並びに適正処理に取り組む必要があります。

そこで、関係者の主な役割を次のとおり定めます。

1-1 排出事業者の役割

- ① 排出量・最終処分量の削減を図り、再生利用に向けた取組に努めます。
- ② 発生・排出抑制、リサイクルを推進し、ゼロ・エミッションを目指します。
- ③ 産業廃棄物となった後まで一定の責任を負う拡大生産者責任の考え方を取り入れ、再生品などの環境安全性を確認する再生資源活用審査制度を積極的に活用します。
- ④ 「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」及び「家電リサイクル法」などを遵守します。
- ⑤ 処理を委託する場合には、委託先の産業廃棄物処理施設の確認をするだけでなく、最終処分がされるまで、排出者としての責任をもって処理状況の確認に努めます。
- ⑥ 定期的に事業内容を見直し、削減目標の達成に努めます。
- ⑦ ISO14001等の取得・電子マニフェストの利用に努めます。
- ⑧ 産業廃棄物の共同処理など、新たな事業展開に向けた情報収集、情報発信に努めます。
- ⑨ 再生材や再生可能資源の活用、レジ袋の削減やマイバッグの推奨、食品容器や小型家電の店頭回収など、業種や事業形態に応じて環境に配慮した事業活動を行います。

1-2 処理業者の役割

- ① 環境負荷の低減に努めます。
- ② 産業廃棄物の収集運搬や処理にあたっては、「廃棄物処理法」をはじめ関係法令を遵守します。
- ③ リサイクル処理施設の整備に努め、産業廃棄物の再生利用を進めます。
- ④ 紛争予防条例に従って周辺環境及び関係住民に十分な配慮を行います。
- ⑤ 優良産廃処理業者認定制度の活用を目指します。

- ⑥ 施設や維持管理情報を公開するなど、排出事業者や市民の理解と信頼を得るよう心がけます。
- ⑦ 産業廃棄物の処理施設が技術上の基準を満たしているか、一定期間ごとに検査を受け、産業廃棄物の適正処理に努めます。
- ⑧ 新たな再生利用・減量化技術などの開発・導入を進めます。
- ⑨ 新たに建設または増改築する産業廃棄物処理施設（焼却施設）については、熱回収設備の導入に努めます。

1-3 市民の役割

- ① 不法投棄などを発見した場合には、行政などへ情報を提供し、不適正な処理を許さない社会づくりに貢献します。
- ② グリーン購入を行い、再生品や環境に配慮した製品の利用に努めます。
- ③ 家屋の解体工事や自動車の廃車などにあたっては、処理やリサイクルのための適正費用を負担します。
- ④ 産業廃棄物に関する正しい知識や正確な情報の取得に努めます。

1-4 行政の役割

- ① 環境への負荷を低減するため、地域性や産業廃棄物の特性を考慮し、産業廃棄物の排出量の削減・リサイクル推進に向け、積極的に取組を行い、目標の達成に努めます。
- ② 定期的に本計画の進捗状況を把握し、継続的に改善に努めます。
- ③ 他の排出事業者の模範となるよう産業廃棄物を適正に処理します。また、電子マネーの活用促進に取り組みます。
- ④ 不適正処理防止のため、監視、指導を強化し、早期発見、早期対応に努めます。
- ⑤ 産業廃棄物の適正処理を促進するため、排出事業者及び処理業者に対し、それぞれの実情にあわせた取組が行えるよう指導・助言を行います。
- ⑥ ホームページや広報紙を活用するなど、さらに見やすく理解しやすい産業廃棄物に関する情報提供を行います。
- ⑦ 紛争予防条例に基づき、産業廃棄物処理施設の設置に関し、周辺環境への配慮、周辺住民への情報公開について設置事業者に対し適正な指導を行います。
- ⑧ グリーン購入を行い、再生品や環境に配慮した製品の利用に努めます。
- ⑨ 産業廃棄物の適正処理について、事業者、大学、試験・研究機関、市民などとの連携を強化します。

第 5 章 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			前期	後期	
I. 産業廃棄物の発生・排出抑制	1. 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進	多量排出事業者への指導・助言	●	●	
		排出抑制・再生利用に向けた事業者の自主的な取組の推進<拡充>	○	●	
	2. 循環的利用の促進	資源循環を目指した処理体制・再生利用体制の確立	●	●	
		公共事業廃棄物の適正処理の推進	○	○	
		各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進	○	○	
		リサイクルの促進及び再生品の利用促進<拡充>	○	●	
		熱回収等の促進<拡充>	○	●	
	II. リサイクルの推進	3. 優良な排出事業者・処理業者の育成	優良な排出事業者の育成<新規>	—	●
			優良産廃処理業者認定制度の周知	●	●
			不適正事案への厳正な対応	○	○
III. 適正処理の推進	3. 優良な排出事業者・処理業者の育成	地域と連携した不法投棄監視体制の強化	●	●	
		紛争予防条例の運用の徹底	○	○	
		排出事業者・処理業者への指導・監視	○	○	
		産業廃棄物の処理に関する連携の強化	○	○	
		電子マニフェストの利用促進	●	●	
		P C B 廃棄物の期限内処理に向けた啓発	●	●	
	3. 優良な排出事業者・処理業者の育成	水銀廃棄物の適正な処理の推進	○	○	
		災害時における産業廃棄物の適正処理	●	●	

注 1: ●は重点取組を示します。

資料編

〈一般廃棄物処理基本計画〉

第1章 ごみ処理の現況

第1節 ごみの分別区分

本市におけるごみの分別区分を次に示します。

表 4-1 ごみの分別区分

分別区分		種 類	
家庭廃棄物	家庭系ごみ	もやすごみ	資源にならない紙くず（ティッシュ、おむつ、汚れた紙類など）、汚れたプラスチック製容器包装類、汚れた布類、革製品、30cm以内の日用品類（金属製品以外）、木の板、木の枝 等
		こわすごみ	60cm未満の小型家電類（充電式電池が取り外せない小型家電を除く）、その他120cm未満の日用品類
		うめるごみ	割れたびん、陶磁器類、ガラス製品、ブロック、レンガ類 等
		危険ごみ	蛍光管、有水銀類、ガスライター、スプレー缶、針類、刃物類、充電式電池、使い捨ての電池、60cm未満の充電式電池が取り外せない小型家電（加熱式タバコ、電気シェーバー、スマートフォンなど） 等
		大きなごみ	指定品目（電子レンジ、カーペット、布団、ベッド、自転車 等） 指定品目以外（1辺が60cm以上の電気・ガス・石油器具類、高さ90cm以上または幅120cm以上の家具類、1辺が120cm以上のその他のもの）
	資源	生ごみ	野菜、総菜、果物、穀類、調理くず、食べ残し、菓子類、肉類、魚介類 等
		びん・カン	びん：飲料・食品用のガラス製のびん、化粧品のびん カン：飲料・食品用のアルミ缶、スチール缶
		プラマークごみ	ボトル類、トレイ・パック類、袋類、カップ類、ペットボトルのキャップ・ラベルなどの内、汚れていないものまたは、水ですすいで汚れが取り除けるもの
		ペットボトル	飲料用、調味料用のペットボトル
		布類	衣類、ハンカチ、タオル、カーテン、シーツ等の内、汚れていないもの
		古紙	新聞・チラシ、ダンボール、雑誌・雑がみ、牛乳パック等
事業系廃棄物	紙くず	書類、伝票、シュレッダー紙くず 等	
	木くず	剪定枝、木板、刈草 等	
	繊維くず	木綿くず、羊毛くず、畳、その他の天然繊維 等	
	動植物性残さ	食品の売れ残り、食品の食べ残し、調理残さ、魚アラ、茶殻、コーヒーかす 等	
	その他一般廃棄物	動物のふん尿 等	

第2節 ごみの処理体制

本市におけるごみの処理体制を次に示します。

2-1 収集体系

本市におけるごみの分別区分ごとの収集方式と収集回数を次に示します。

表 4-2 分別区分と収集体系

分別区分	収集方式	収集回数	
家庭廃棄物	もやすごみ	ごみステーション（指定ごみ袋）	週2回
	生ごみ	ごみステーション（指定ごみ袋）	週2回
	びん・カン	ごみステーション（無色・半透明ごみ袋）	週1回
	プラマークごみ	ごみステーション（無色・半透明ごみ袋）	週1回
	ペットボトル	ごみステーション（無色・半透明ごみ袋）	週1回
	危険ごみ	ごみステーション（無色・半透明ごみ袋）	4週1回
	こわすごみ	ごみステーション（指定ごみ袋）	4週1回
	布類	ごみステーション（無色・半透明ごみ袋） / 拠点回収	8週1回
	うめるごみ	ごみステーション（無色・半透明ごみ袋）	8週1回
	古紙	拠点回収	随時
	大きなごみ	戸別収集（有料・予約制） / 直接搬入（予約制）	随時
事業系廃棄物	紙くず	直接搬入（有料）	随時
	木くず	直接搬入（有料）	随時
	繊維くず	直接搬入（有料）	随時
	動植物性残さ	直接搬入（有料）	随時
	その他一般廃棄物	直接搬入（有料）	随時

注1：方式は主なもの

2-2 処理体系

本市におけるごみの分別区分ごとの受入施設と処理主体を次に示します。

表 4-3 分別区分と処理体系

分別区分		受入施設	処理主体	
			収集・運搬	処分
家庭廃棄物	もやすごみ	資源化センター	市（直営及び委託）	市（直営）
	生ごみ	バイオマス利活用センター	市（直営及び委託）	市（委託）
	びん・カン	資源リサイクルセンター	市（直営及び委託）	市（委託）
	プラマークごみ	プラスチックリサイクルセンター	市（直営及び委託）	市（委託）
	ペットボトル	プラスチックリサイクルセンター、 資源リサイクルセンター	市（直営及び委託）	市（委託）
	危険ごみ	資源化センター	市（直営及び委託）	市（直営）、 委託業者
	こわすごみ	資源化センター	市（直営及び委託）	市（直営及び委託）
	布類	資源化センター、環境センター、 リサイクルステーション	市（直営及び委託）、 排出者	民間
	うめのごみ	廃棄物最終処分場	市（直営及び委託）、 排出者	市（直営）
	古紙	環境センター、 リサイクルステーション	市（直営及び委託）、 排出者	民間
	大きなごみ	資源化センター、 東部環境センター	市（直営）、排出者	市（直営）
事業系廃棄物	紙くず	資源化センター	排出事業者、許可業者	市（直営）
	木くず	資源化センター	排出事業者、許可業者	市（直営）
	繊維くず	資源化センター	排出事業者、許可業者	市（直営）
	動植物性残さ	資源化センター、 バイオマス利活用センター	排出事業者、許可業者	市（直営及び委託）
	その他一般廃棄物	資源化センター、 廃棄物最終処分場	排出事業者、許可業者	市（直営）

注 1：受入施設と処理主体は主なもの

2-3 ごみ処理の流れ

本市におけるごみ処理の流れを次に示します。

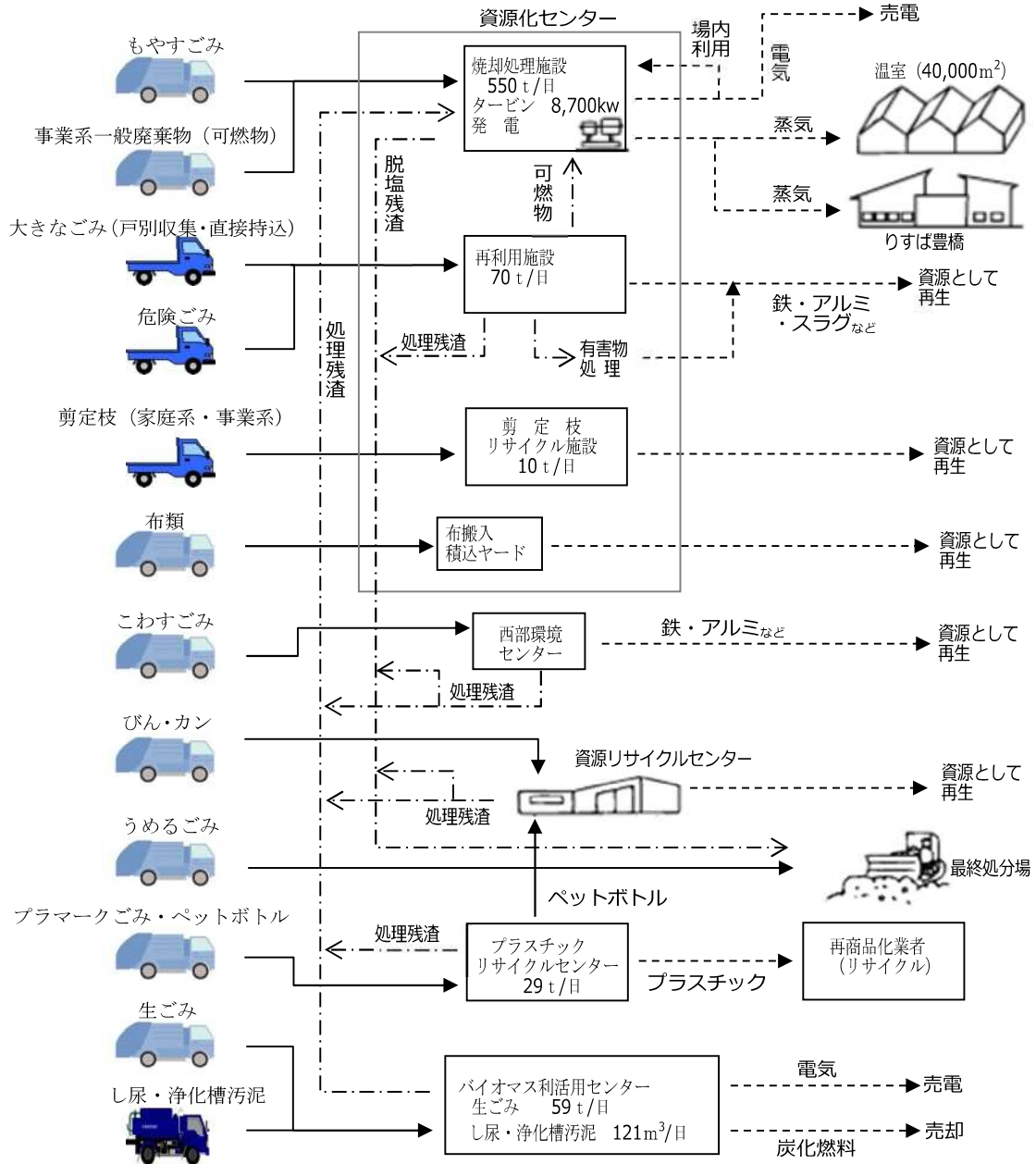


図 4-1 分別区分と処理体系

第3節 ごみの処理施設

本市におけるごみの処理施設を次に示します。

3-1 収集・運搬

(1) 環境センター

環境センターは、ごみ収集の基地として機能する施設であり、収集運搬業務の効率化を目的に、市内を3分割してそれぞれの区域に配置しています。

また、環境センターは、家庭から排出される古紙、布類及び使用済小型電子機器等の回収拠点や、繁忙期における生活系ごみの臨時持込場所としても機能します。

表 4-4 東部環境センター

所在地		豊橋市飯村町字高山11番地の19					
敷地面積		11,746.48m ²					
建築規模	用途	管理棟	プラスチックごみ処理棟	車庫棟及び点検棟	車庫棟C	その他(倉庫・保冷庫等)	合計
	構造	鉄筋コンクリート造3階建	鉄骨造2階建	鉄骨造平屋建	鉄骨造平屋建	—	
	延床面積	1,375.63m ²	645.56m ²	991.95m ²	471.20m ²	171.29m ²	3,655.63m ²
	着工	1990.10.19	2002.11.1	1993.10.18	2003.7.7	—	
	竣工	1992.3.20	2003.3.20	1994.3.28	2003.11.28	—	

表 4-5 南部環境センター

所在地		豊橋市東七根町字宝地道24				
敷地面積		5,412.00m ² (内804.38m ² はリサイクルセンターにて使用)				
建築規模	用途	管理棟	車庫棟	びん・カンストックヤード	その他(物干場・油庫等)	合計
	構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄骨造平屋建	鉄骨造平屋建	—	
	延床面積	612.00m ²	514.50m ²	300.99m ²	62.43m ²	1,489.92m ²
	着工	1986.9.25	1986.11.27	2016.10.14	—	
	竣工	1987.3.26	1987.3.26	2017.3.21	—	

表 4-6 西部環境センター (民間業者に委託)

所在地		豊橋市神野新田町字京ノ割46番地の1				
敷地面積		10,060.72m ²				
建築規模	用途	管理棟	車庫棟	油庫	その他(物干場・古紙倉庫等)	合計
	構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄骨造平屋建	C B造平屋建	—	
	延床面積	474.67m ²	384.00m ²	10.00m ²	45.93m ²	914.60m ²
	着工	1988.9.30	1988.11.21	1988.11.21	—	
	竣工	1989.3.20	1989.3.20	1989.3.20	—	

(2) リサイクルステーション

リサイクルステーションは、家庭から排出される古紙、布類、食用油及び使用済小型電子機器等の回収拠点として機能する施設であり、資源の再利用を推進することを目的に、市内2か所に配置しています。

表 4-7 リサイクルステーションイオン豊橋南店

所在地	豊橋市野依町字落合1番地の12
対象品目	古紙、布類、食用油、小型家電（使用済小型電子機器等）
開設年月	2003年7月

表 4-8 リサイクルステーションあずまだ

所在地	豊橋市東雲町30番地の4
対象品目	古紙、布類、食用油、小型家電（使用済小型電子機器等）
開設年月	2015年7月

3-2 中間処理

(1) 資源化センター

資源化センターは、焼却施設や粗大ごみ処理施設などを合わせたごみの総合処理施設です。

表 4-9 資源化センター

所在地		豊橋市豊栄町字西530番地					
敷地面積		45,145.30m ²					
施設規模	施設	焼却施設		し尿処理施設		再利用施設	
	能力	200 t/日×2基	150 t/日	243kl/日		70 t/日 (5H)	
	方式	熱分解・高温燃焼熔融炉	ストーカ炉	標準脱窒素処理方式		回転式破砕機、切断式破砕機、切断機	
建築	用途	西工場棟(1・2号炉等)	東工場棟(3号炉等)	管理棟	リサイクルプラザ*	計量棟	その他
	構造	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上6階、ピット階、PH階	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上5階、地下1階	鉄筋鉄骨コンクリート造 2階建	鉄筋鉄骨コンクリート造 3階建	鉄骨造2階建	洗車棟 車庫棟他
	延床面積	19,143.81m ²	13,937.02m ²	1,574.78m ²	887.88m ²	166.64m ²	568.36m ²
規模	着工	1998.9.27			1998.9.27	1998.9.27	
	竣工	2002.3.15	1980.3.31	1980.3.31	2002.3.15	1999.3.31	
	増改築		2003.8.11	1991.2.20			
工事	第一期工事	竣工 1980年3月 焼却施設1・2号炉 (2002年4月廃止) 高速堆肥化施設 (2002年4月廃止) 再利用施設 (2002年4月廃止) し尿処理施設 施工 三菱重工業(株)、三菱レイヨン・エンジニアリング(株)豊橋事業所、富士車輛(株) 共同企業体					
		第二期工事 (増設炉)	竣工 1991年2月 焼却施設3号炉 施工 三菱重工業(株)				
	第三期工事 (更新炉)		竣工 2002年3月 焼却施設1・2号炉 再利用施設 施工 三井造船(株)				

(2) バイオマス利活用センター

バイオマス利活用センターは、生ごみ、し尿・浄化槽汚泥、下水汚泥のエネルギー化施設です。

表 4-10 バイオマス利活用センター

所在地	豊橋市神野新田町字中島75番地の2			
敷地面積	48,486m ² (特定事業用地)			
処理能力	生ごみ 59 t/日、汚泥 472m ³ /日			
処理方式	メタン発酵処理			
建 用 途	受入棟	濃縮脱水棟	メタン発酵槽	計量棟・洗車棟
	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造(地上2階)	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造(地上2階)	鋼板製(5,000m ³ ×2基)	鉄骨造
規 延 床 面 積	3,012.7m ²	1,216m ²	—	267.6m ²
	着 工	2015.10.1		
模 竣 工	2017.9.30			
P F I 事 業 者	(株)豊橋バイオウィル(特別目的会社:SPC) SPC 構成企業: JFE エンジニアリング(株) 鹿島建設(株) 鹿島環境エンジニアリング(株) (株)オーテック 月島 JFE アクアソリューション(株)			

(3) プラスチックリサイクルセンター

プラスチックリサイクルセンターは、プラマークごみとペットボトルの選別等施設です。

表 4-11 プラスチックリサイクルセンター

所在地	豊橋市東七根町字宝地道40番地の1		
敷地面積	5,101.39m ²		
処理能力	29 t/日 (5H)		
処理方式	機械選別、手選別、圧縮減容梱包		
建 用 途	処理棟	計量棟	合計
	鉄骨造地下1階地上3階建	鉄骨造1階建	
規 延 床 面 積	3,163.12m ²	28.75m ²	3,191.87m ²
	着 工	2004.5.20	
模 竣 工	2005.3.15		
施 工 業 者	三菱レイヨン・エンジニアリング(株)		

(4) 資源リサイクルセンター

資源リサイクルセンターは、びん・カンとペットボトルの選別等施設です。

表 4-12 資源リサイクルセンター

所在地	豊橋市東七根町字宝地道31～33番地				
敷地面積	4,856.38m ² (南部環境センター敷地 804.38m ² 含む。)				
処理能力	びん・カン処理量 45 t/日 (6H) ペットボトル処理量 4.2 t/日 (6H)				
処理方式	選別、圧縮梱包				
建築規模	用途	管理棟	工場棟	工場棟	合計
	構造	鉄骨造2階建	鉄骨造2階建	鉄骨造2階建	
	延床面積	180.00m ²	1,264.37m ²	60.66m ²	1,505.03m ²
	着工	1989.9.22	1989.9.22	2000.4.18	
	竣工	1990.3.20	1990.3.20	2000.7.31	
施工業者	三菱レイヨン・エンジニアリング(株)豊橋事業所				

(5) 剪定枝リサイクル施設

剪定枝リサイクル施設は、剪定枝のチップ化施設です。

表 4-13 剪定枝リサイクル施設

所在地	豊橋市豊栄町字西530番地				
敷地面積	資源化センター内				
処理能力	10 t/日 (5H)				
処理方式	破碎機、膨潤機				
建築規模	用途	東工場棟内			
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート			
	延床面積	525m ²			
	着工	2011.6.8			
	竣工	2012.3.16			
施工業者	英和(株)				

(6) こわすごみ選別施設

こわすごみ選別施設は、こわすごみの選別施設であり、2010（平成22）年度に休止した西部中継施設を改修して整備した施設です。

表 4-14 こわすごみ選別施設

所在地	豊橋市神野新田町字京ノ割46番地の1		
敷地面積	西部環境センター敷地内		
処理方式	手選別		
建築規模	用途	選別施設	中継施設油貯蔵庫
	構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造折板葺
	延床面積	2,193.89m ²	10.99m ²
	着工	2011.5.27	1995.9.20
	竣工	2011.9.14	1996.12.25
建設工事	建設工事	西部中継施設 竣工 1996年12月 中継輸送施設（2010年4月休止） 油貯蔵庫（2010年4月休止） 竣工 1997年3月 機械設備（2010年4月休止）	
	改修工事	竣工 2011年9月 選別施設	

3-3 最終処分

(1) 廃棄物最終処分場

廃棄物最終処分場は、ごみの埋立施設です。

表 4-15 廃棄物最終処分場

所在地（事務所）		豊橋市高塚町字東大縄手441番地 ほか							
埋立計画面積		163,944m ² （第5次高塚地区第Ⅱ工区、第6次高塚地区第Ⅰ工区）							
総埋立処理計画量		1,850,000m ³							
処理方式		準好気性埋立処理（第5次高塚地区第Ⅱ工区、第6次高塚地区第Ⅰ工区）							
埋立計画年度		1992年度～2026年度							
建築規模	用途	事務所	資材倉庫	器具庫	油庫	工作室	薬品庫	車庫	倉庫
	構造	鉄骨造平屋建	鉄骨造平屋建	鉄骨造平屋建	鉄骨造平屋建	鉄骨造平屋建	コンテナ	鉄骨造平屋建	鉄骨造平屋建
	延床面積	359.99m ²	46.20m ²	30.80m ²	30.80m ²	46.20m ²	14.79m ²	46.20m ²	30.80m ²
	着工	2007.4.10	2007.5.2						
	竣工	2007.9.7	2007.8.31						
	合計面積	605.78m ²							

表 4-16 埋立事業の概要

区分	地区名	埋立面積 (ha)	埋立期間	廃棄物埋立処分量	
第1次	大縄手地区	1.0	1970年度	100,856 t	
第2次	西ノ谷、 伊古部中部地区	27.1	1971年度～1977年9月	559,132 t	
第3次	伊古部東部地区	7.8	1977年10月～1980年6月	257,171 t	
第4次	坪ノ谷地区	11.6	1980年7月～1986年4月	330,504 t	
第5次	高塚地区	第Ⅰ工区	6.6	1986年5月～1990年1月	298,472 t
		第Ⅲ工区	5.0	1990年1月～1993年1月	326,542 t
		第Ⅱ工区	12.6	1992年11月～2026年度（予定）	1,746,000m ³ （埋立中）
第6次	高塚地区	第Ⅰ工区	2.5	2011年4月～2025年度（予定）	262,000m ³ （埋立中）

(2) 浸出水処理施設

浸出水処理施設は、廃棄物最終処分場浸出水の浄化施設です。

表 4-17 伊古部浸出水処理施設

所在地	豊橋市伊古部町字落合70	
敷地面積	2,804m ²	
処理能力	500m ³ /日	
調整槽容量	4,000m ³ [施設内2,000m ³ +圧送ポンプ場併設(2か所)2,000m ³]	
処理方式	生物処理(活性汚泥法、接触酸化法)、高度処理(砂ろ過、活性炭吸着)	
処理水放流河川	落合川(梅田川水系)	
水質(放流水)	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき排水基準を遵守	
建築	着工	1980.9.30
	竣工	1981.3.20
	改修	2005.3.20

表 4-18 高塚浸出水処理施設

所在地	豊橋市高塚町字三ツ合78	
敷地面積	6,001m ²	
処理能力	100m ³ /日	
調整槽容量	8,300m ³	
処理方式	カルシウム除去、生物処理(接触酸化法)、高度処理(砂ろ過、活性炭吸着)	
処理水放流河川	高塚川(梅田川水系)	
水質(放流水)	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき排水基準を遵守	
建築	着工	2008.12.24
	竣工	2011.3.15

第2章 生活排水処理の現況

第1節 生活排水の処理体制

公共下水道・地域下水道に排出されたし尿と生活雑排水は、下水道処理施設で処理されます。浄化槽や汲み取り槽から収集されたし尿は、バイオマス利活用センターにおいて生ごみ等とあわせてメタン発酵処理され、発酵後の残渣は炭化燃料として売却され、排水は公共用水域に放流されます。

し尿と生活雑排水の両方が処理される公共下水道や地域下水道、合併処理浄化槽と比べ、単独処理浄化槽や汲み取り槽は、し尿のみが処理され、生活雑排水はそのまま河川などに放流されます。これら未処理の生活雑排水が公共用水域の汚染原因になっています。

河川や海域の汚染を減少させるためにも、公共下水道・地域下水道の整備や合併処理浄化槽の普及の推進が望まれます。

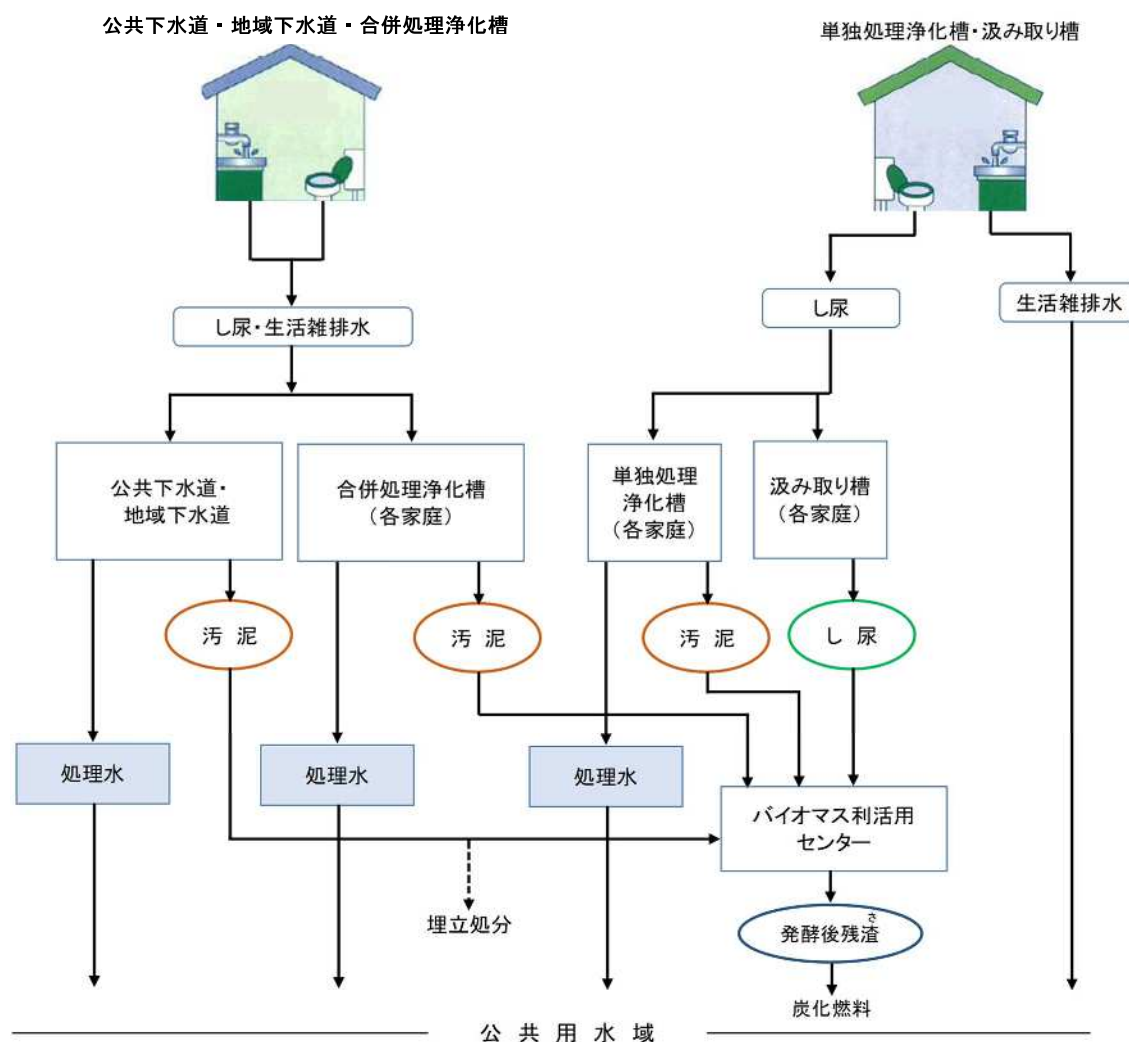


図4-2 生活排水処理の流れ

表 4-19 し尿・浄化槽汚泥の受入施設と処理主体

区分	受入施設	処理主体	
		収集・運搬	処分
し尿	バイオマス利活用センター	許可業者	市（直営及び委託）
浄化槽汚泥	バイオマス利活用センター	許可業者	市（直営及び委託）

第2節 生活排水の処理施設

本市における生活排水の処理施設を次に示します。

表 4-20 生活排水の処理施設

区分	名称	処理能力 (m ³ /日)	所在地	処理方式
下水道処理施設	中島処理場	117,500	豊橋市神野新田町字中島75の2	合流：標準活性汚泥方式 分流：ステップ流入式多段硝化脱窒方式
	富士見台処理場	5,100	豊橋市富士見台一丁目14の2	標準活性汚泥方式
	高根処理場	650	豊橋市高塚町字中保部114	オキシデーショondiッチ方式
	豊南処理場	800	豊橋市西赤沢町字南ノ谷150	回転円板及び オキシデーショondiッチ方式
	五並処理場	1,500	豊橋市細谷町字袴田15の21	オキシデーショondiッチ方式
農業集落排水処理施設	野依浄化センター	527	豊橋市野依町字西川79の2	接触曝気方式
	下条浄化センター	603	豊橋市下条東町字上大道100, 101	接触曝気方式
	雲谷中原浄化センター	794	豊橋市中原町字新瓶焼7の1	回分式活性汚泥方式
	五号浄化センター	165	豊橋市神野新田町字エノ割25の2	連続流入間欠曝気方式 ＋鉄溶液注入
	石巻高井浄化センター	1310	豊橋市石巻本町字鷺巣66	連続流入間欠曝気方式 ＋鉄溶液注入
	嵩山浄化センター	564	豊橋市嵩山町字亀井20の2, 21	DO制御連続流入間欠曝気方式 ＋鉄溶液注入
コミュニティプラント等	天津処理場	110	豊橋市杉山町字中藻1の24	長時間曝気方式
	杉山御園処理場	320	豊橋市杉山町字七股池1の1	循環式活性汚泥処理方式 ＋凝集分離処理方式
	野依台処理場	3,000	豊橋市野依台二丁目10の3	接触酸化方式
	いずみが丘処理場	432	豊橋市杉山町字いずみが丘42の2	硝化液循環活性汚泥方式 ＋砂ろ過方式

表 4-21 し尿・浄化槽汚泥の処理施設

区分	名称	処理能力	処理
し尿・浄化槽汚泥	バイオマス利活用センター	146.4m ³ /日	中温湿式メタン発酵処理 (嫌気性消化法)
浄化槽汚泥 (乾燥・脱水)	資源化センター	550 t /日	焼却・熔融処理

用語集

第2次豊橋市廃棄物総合計画改訂版 用語集

	用語	説明
数字・アルファベット	3R（スリーアール）	リデュース（Reduce）・リユース（Reuse）・リサイクル（Recycle）の頭文字Rを取って造った用語。 リデュースは物を大切に使うことでごみを減らすこと、リユースは使える物は繰り返し使うこと、リサイクルはごみを資源として再び利用することを意味する。
	530（ゴミゼロ）運動	「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉として、1975（昭和50）年に豊橋から始まり、全国に広まった環境美化の市民運動。「ごみを出さない、作らない530のまち」などを運動の目標として、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいる。
	ICT	情報・通信に関連する技術の総称。 Information and Communication Technology の略で、IT（情報技術）に「コミュニケーション」を付加している。
	IoT	建物、電化製品、自動車、医療機器など多種多様な「モノ」がインターネットに接続することによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。 Internet of Things の略で、モノのインターネットともいわれる。
	ISO14001	国際標準化機構（ISO）が1996（平成8）年に出した環境管理（環境マネジメントシステム）に関する国際規格。 組織が環境配慮の体制を作る場合に、この規格が標準的な手法としてしばしば用いられる。第三者機関の認証を受けることにより、組織が環境配慮活動を行っていることを国際的に証明できる。
	PCB	ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。 Poly Chlorinated Biphenyl の略で、熱に強く科学的に安定で電気絶縁性や耐薬品性に優れており、変圧器やコンデンサの絶縁油、塗料、カーボン紙の溶剤など幅広い用途に使用されたが、人体への影響や環境への有害性が確認されたため、1974（昭和49）年から製造・輸入が禁止されている。
	PCB 廃棄物	ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ廃棄物。
	SDGs（持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goals の略で、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標。 17のゴールと169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
ア行	一般廃棄物	ごみ、生活排水など産業廃棄物以外の廃棄物。
	一般廃棄物会計基準	国が2007（平成19）年6月に示した、一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等のガイドライン。 市町村の一般廃棄物処理事業における3R化の推進を目的としている。

	用語	説明
ア行	温室効果ガス	大気中に存在するガスのうち、太陽からの熱を地球に封じ込める働きをするガス。 地球温暖化対策の推進に関する法律では、人為的な排出による温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）など7種類を定めている。
カ行	拡大生産者責任	自ら生産する製品等について、生産者が資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方。
	合併処理浄化槽	し尿と台所や風呂などの生活雑排水を併せて処理できる浄化槽。
	家庭系ごみ	家庭から排出された全てのごみ（生活系ごみ）のうち、古紙や生ごみ、プラマークごみなどの資源として排出されたものを除いたごみ。
	家庭ごみ有料化	家庭から出るごみの処理経費の負担を市民に直接求める制度。 市民が処理経費の一部を手数料として負担することによる、ごみ減量やリサイクルの推進、費用負担の公平化を目的としている。
	家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法。 特定家庭用機器廃棄物（家電4品目）であるエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の再資源化を促進することを目的に、1998（平成10）年に制定された。
	仮置場	集積した災害廃棄物を仮置きし、あるいは重機や破碎・選別施設を設け、処理先（受入先）の条件や基準に合わせて破碎・選別等を行う場所。
	環境審議会	本市が設置する市の諮問機関。 学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認めた者（市民等）で構成し、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議する。
	希少金属	埋蔵量が少なく、採掘と精錬のコストが高いなどの理由で、流通・使用量の少ない非鉄金属。
	業務継続計画	災害、事故などに遭遇した場合に、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするため、平常時に行っておくべき活動、緊急時における事業継続のための方法・手段などについて予め決めた計画。 BCP（Business Continuity Plan）とも呼ばれる。
	グリーン購入	製品やサービスを購入する時、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する購入方法。
	建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律。 建設資材の分別解体や再資源化の促進、廃棄物の適正処理を図ることを目的に、2000（平成12）年に制定された。
	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するもののこと。
鉍さい	高炉、電気炉などから出るかす（スラグ）、キューボラ溶鉍炉のノロ、不良鉍石、鉍物廃砂など。	

	用語	説明
カ行	古紙リサイクルヤード	市民が無償で古紙を持ち込むことができる古紙回収事業者の事業所。古紙回収事業者の協力の下、古紙の回収拠点の一つになっている。
	ごみガイドブック	本市のごみ分別や排出方法等を説明した冊子。
	ごみ分別促進アプリ	ごみの収集日や分別の検索機能や、施設位置の地図検索機能などを備えたスマートフォン・タブレット用アプリ。2017（平成29）年6月から運用を開始した。
	コミュニティ・プラント等	主に市街化調整区域の集合住宅などの汚水処理する施設。
サ行	サーマルリサイクル	熱回収を意味する造語。（熱回収参照）
	災害廃棄物	自然災害が原因で発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対応するため、市町村がその処理を実施する廃棄物。
	最終処分	廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。
	再使用	いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用すること。
	再生資源活用審査制度	愛知県が全国に先駆けて実施したもので、事業者が産業廃棄物や製造過程で生じる副産物を原材料として再生品を製造し、販売する際に、事前に県が届出を受け、環境安全性を審査するという制度。
	再生利用	廃棄物等を原材料として再利用すること。
	雑がみ分別お試し袋	雑がみの分別促進と周知啓発を目的に作成・配布した紙袋。新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック以外のリサイクルできる古紙を「雑がみ」という。
	サプライチェーン	原材料・部品の調達から製造、在庫管理、配送、販売、消費といった、商品や製品が消費者に届くまでの一連の流れ。
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び同施行令で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸など20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物。
	事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書	廃棄物処理法第6条の2第5項及び豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第15条の規定に基づき、延床面積が1,000㎡以上の建築物を所有する事業者に対し、本市が提出を求める事業活動に伴い発生する一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書。
	資源化量	排出された廃棄物のうち資源として再生、利用されたものの量。一般廃棄物処理基本計画においては、ペットボトルやびん・カン等資源として収集される物のほか、不燃系ごみや粗大ごみの中間処理の過程で選別した有価物、ごみの焼却・熔融処理によって生産・利用したスラグ、地域資源回収で回収される古紙等を含む。一方、産業廃棄物処理基本計画においては、有償物量と再生利用量を合計したものと定義している。
	指定検査機関	浄化槽法により、浄化槽の適正な設置と維持管理を確認するため、都道府県知事が指定した検査機関。

	用語	説明
サ行	指定ごみ袋制度	家庭のごみの持ち出し袋について、市が指定した規格（大きさ、色、形など）に合うものを使用してもらう制度。 2016（平成28）年4月から「もやすごみ」と「こわすごみ」に、2017（平成29）年4月から「生ごみ」に導入した。
	自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律。 使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を目的に、2002（平成14）年に制定された。
	集積場	被災家屋等から出る災害廃棄物や道路散乱物を一時的に集積及び被災した住民が自ら災害廃棄物を持ち込める場所。
	循環型社会	廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進及び廃棄物の適正処理により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減されている社会のこと。
	浄化槽汚泥	浄化槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったもの。
	浄化槽法	生活排水の適正処理を図ることで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的に1983（昭和58）年に制定された法律。 浄化槽の設置、保守点検及び清掃等についての規制などを定めている。
	浄化槽法定（11条）検査	浄化槽法第11条で定められた浄化槽の水質に関する定期検査。 浄化槽管理者は、都道府県知事指定の検査機関が実施するこの検査を年1回受けることが義務付けられている。
	食品ロス	本来食べられるにもかかわらず、ごみとして廃棄される食品。 ごみとして廃棄するため、多額の費用がかかるだけでなく、焼却により二酸化炭素が排出され、環境負荷がかかることが問題視されている。
	浸出水	最終処分場に埋設された遮水シートや集水管などにより集約・回収される、雨水を主な成分とした水。 埋め立てた廃棄物の成分が溶け出していることがある。
	水銀廃棄物ガイドライン	廃水銀や水銀汚染物など水銀廃棄物の適正な処理を確保することを目的として環境省が作成したガイドライン。
	スラグ	廃棄物を摂氏約1,300度以上の高温で溶融したのちに、冷却・固化して得られる生成物。 主に公共工事の建設・土木資材として利用される。
	生活系ごみ	家庭から排出された全てのごみ。 古紙、びん・カンなどの資源として排出されたものも含む。
	生活排水処理率	総人口に占める集合処理人口と個別処理人口の比率。
	清掃指導員	豊橋市清掃指導員設置要綱に基づき委嘱する指導員。 生活環境の保全及び再利用を通じた廃棄物の減量に向けた活動を担うものとして、1980（昭和55）年から2022（令和4）年度まで原則1町自治会につき1名委嘱していた。
ゼロ・エミッション	ある産業から発生する廃棄物を他の産業の原料として利用することで、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指す考え方。	

	用語	説明
夕行	第6次豊橋市総合計画	2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの、次の10年を見通した本市のまちづくりの指針となる計画。 まちづくりの理念や目標、実現に向けた政策や取組の基本方針などを総合的、体系的に示しており、10年に1度策定される。
	脱塩残渣	焼却炉から発生する排ガスを薬剤等で処理することで発生する残渣。 リサイクルすることもできるが、現在は埋立処理している。
	多量排出事業者	産業廃棄物の前年度の発生量が合計1,000t 又は、特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50 t 以上の、多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者。 多量排出事業者には、処理計画の作成と実施状況の報告が義務付けられている。
	炭化燃料	生ごみ、し尿・浄化槽汚泥、下水汚泥をメタン発酵処理した後に残った汚泥を脱水、加工して得られた生成物。 石炭の約半分の熱量を持つ化石燃料の代替としてボイラ燃料などに利用される。
	地域下水道	公の施設として特定地域か集合住宅を対象として集合処理する下水道の総称。 農業集落排水やコミュニティ・プラント等がこれにあたる。
	地域資源回収	家庭から出る紙（新聞・チラシ、ダンボール、雑誌・雑がみ、牛乳パック等）や布、アルミ缶、スチール缶などの資源を自治会やPTA、子ども会等が自主的に回収する活動。
	ちずみる豊橋	地図を利用して豊橋市の地域情報や行政情報をインターネットを通じて公開・提供するサイト。
	中間処理	廃棄物の処分方法のうち、脱水、乾燥、焼却、破碎、発酵などの最終処分以外の様々な無害化、安定化、減容化処理の総称。 物理的、化学的または生物学的な手段によって、廃棄物の形状、形態を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようにする。
	適正処理困難物	一般廃棄物のうち、市町村が適正に収集・処理する上で著しい支障があるとして指定した廃棄物。
	電子マニフェスト	事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に処理の流れを記録する紙状のマニフェスト（産業廃棄物管理票）の情報を電子化したもの。 国指定の情報処理センターが運営するシステムにより管理され、紙のマニフェストの保存が不要になるなどのメリットがある。
	電子マニフェスト普及率	本計画では、豊橋市内における全マニフェスト交付件数（電子マニフェスト利用件数と紙マニフェスト交付枚数の合計）に対する電子マニフェスト利用件数の割合をいう。
	統合型 GIS（地理システム）	ベースとなる地形図を使用者全員で共有し、同一のものを使用することで効率化を図るためのシステム。
	動植物性残さ	動物性や植物性の固形状の不要物。 食料品製造業などの、特定の事業活動に伴って発生したものが産業廃棄物となる。

	用語	説明
夕行	特別管理一般(産業)廃棄物	一般(産業)廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染症その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして廃棄物処理法施行令で定める廃棄物。
	豊橋田原ごみ処理広域化計画	豊橋市と田原市の2市を一つのブロックとして、財政負担の軽減、資源エネルギー回収の向上等を目的にごみ処理を集約化する計画。
ナ行	熱回収	廃棄物を処理する際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。主に焼却から得た熱を発電のほか、温水などの熱源や冷房用のエネルギーとして利用する。循環型社会形成推進基本法は廃棄物・リサイクルの優先順位第4位に挙げている。
	熱分解・高温燃焼溶融炉	ごみを摂氏約450度～600度で蒸し焼きにして熱分解ガスとカーボンに分解し、さらに摂氏約1,300度以上の高温で溶融スラグ化させる焼却炉。 ダイオキシン類の発生を抑制し、ごみを減容化するとともに、廃棄物からスラグを生成して有効利用することができる。
	農業集落排水施設	市街化調整区域の農業集落などの汚水を処理する施設。
ハ行	バイオプラスチック	バイオマス由来のプラスチック(原料に植物など再生可能な有機資源を使用したプラスチック)と生分解性のプラスチック(微生物などの働きによって、最終的には二酸化炭素と水に分解されるプラスチック)の総称。
	廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律。 生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的に、1970(昭和45)年に制定され、廃棄物の定義や処理責任の主体、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めている。
	廃棄物熱回収施設設置者	廃棄物処理法で定める一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設のうち、一定以上の熱回収の機能を有するものを設置している事業者をいう。
	ばいじん	焼却施設において発生する、すすやちりであって、集じん施設によって集められたもののこと。
	フードバンク	家庭で不要になった食品や包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で流通に出すことができない食品を抱える企業などからの寄贈を受け、福祉施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動を行う団体の総称。
	不適正事案管理機能システム	本市内において発生した不法投棄や苦情等の処理経過等の情報を地図情報システム(GIS)に記録し、一元的に管理する本市の運用システム。
	プラスチック資源循環法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律。 プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進することを目的に、2021(令和3)年に制定された。
	プラスチック製容器包装	商品を入れる容器と商品を包む包装のうち、商品と分かれることで不要になるプラスチック製の容器と包装のこと。

	用語	説明
ハ行	ふれあい収集	ごみをごみステーションに持ち出すことが困難な世帯を対象に、玄関先等で戸別収集する制度。
マ行	マテリアルリサイクル	廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用するリサイクルのこと。効率的なマテリアルリサイクルのためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、家電製品などの多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。
	窓口案内表示盤	豊橋市役所の市民課等で導入している窓口手続き呼出番号案内モニター及びデジタルサイネージの総称。 呼出番号案内のほか、市政情報及び企業広告を放映している。
	メタンガス	1つの炭素原子と4つの水素原子で構成される化合物であるメタンが気体となった状態の可燃性ガス。
	メタン発酵	微生物（メタン生成菌等）が生ごみや下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥といった有機物から、メタンガスを生成する働きのこと。
	モバイルバッテリー	スマートフォンやタブレットなどの持ち運びを前提とした電子機器を充電するための蓄電池を内蔵した電子機器。
ヤ行	優良産廃処理業者認定制度	廃棄物処理法に基づいて通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。 認定を受けると、産業廃棄物処理業の許可の有効期間の延長や国等が行う産業廃棄物処理に係る契約での有利な取扱い、企業イメージの向上などのメリットがある。
	容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。 一般廃棄物のうち容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により減量化を図るとともに資源の有効利用を図ることを目的に、1995（平成7）年に制定された。
ラ行	リサイクルポート	広域的なリサイクル施設の立地に対応し、循環資源の収集・輸送・処理の総合的な静脈物流拠点として、港湾管理者からの申請により国土交通省港湾局に指定された港湾をいう。
	りすば豊橋	豊橋市資源化センターのごみ焼却施設から発生する熱エネルギー（余熱）を利用する、本市の施設。 温水プールや浴場などの余熱利用設備のほか、トレーニングルームなどを備え、市民の健康増進と交流の場の提供を目的としている。

第2次豊橋市廃棄物総合計画改訂版

2021(令和3)年3月発行

2026(令和8)年3月改訂

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

環境部 環境政策課

電話(0532)51-2399 FAX(0532)56-5126

電子メール kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

環境部 廃棄物対策課

電話(0532)51-2410 FAX(0532)56-0566

電子メール haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp